

暫定版

H28.6.23 現在

平成 28 年熊本地震からの 復旧・復興に係る特別の措置を 求める要望（個別項目）

震度 7 を 2 回観測した今回の地震により、被災地は甚大な被害を受け、未だその対応の最中にあることから、今後の復旧・復興に応じて、追加等を行うことがあります。

（注）本県の要望を受け、既に制度創設等が公表された項目についても掲載しています。

省庁別要望事項 【内閣府関係】

1 災害復旧事業等に係る特別な財政措置

本県や県内市町村は自主財源に乏しく、全国と比較して厳しい財政状況にあり、今回の震災による災害復旧事業等、莫大な行政需要が生じることで、危機的な財政状況に陥ることが懸念されます。

県の震災対応予算は、6月補正予算までで2,692億円に達し、その結果、県の基金は、災害救助基金（6億円 0円）、災害基金（20億円 0円）及び財政調整用4基金（合計で258億円 0円）が底を突きました。

しかも、これらは応急的な対応が中心の予算であり、宮城県では、平成23年度だけで、年間予算の約2倍の約2兆円の震災対応予算が編成されたことを踏まえると、到底、通常どおりの災害対応スキームだけでは県予算が組めず、震災復興が行えません。また、市町村は県よりも更に脆弱な財政基盤しかありません。

今後、地方自治体が躊躇なく、財政面で安心感をもって復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要です。

このため、新たな補助制度の創設や補助率の高上げなどの財政措置に係る特別な立法措置や、地方負担分（国庫補助事業等に係る地方負担分、災害復旧等における地方債発行相当分、国庫補助事業等では対応できない地方単独事業分）の全額を特別交付税で賄うための別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担に係る特別な措置を講じることを求めます。

2 災害時における被災市町村支援活動についての国庫補助制度の創設

地震により、益城町や南阿蘇村をはじめとした市町村では職員数の不足により十分な初動対応ができず、県をはじめとする他自治体が職員派遣（延べ34,686人以上（H28.6.14現在））による支援を行っています。

また、被災市町村では、被災者支援に係る当面の応急対応や災害時の特別な行政活動に係る経費が極めて多額に上り、地方自治体の負担が膨大になる恐れがあります。

そのため、こうした災害対応に係る被災者支援活動等に要する経費については、県や市町村において負担している現状を踏まえ、国庫補助制度の創設を求めます。

3 防災力の向上についての総合的な国庫補助制度の創設

今回の地震により、県庁舎への政府現地対策本部設置に伴う県防災センターのスペース不足や、迅速な被害情報収集を行うためのシステム整備、県内に500箇所以上の発生が見込まれる災害時の孤立地域との通信環境整備（衛星携帯電話の導入等）などの課題が、県災害対策本部の運営を通じて浮き彫りになりました。

また、熊本地震により避難所が被災した市町村においては、今後、洪水や土砂災害等の危険がある場合に、地域住民をバス等で広域避難させたり、旅館、ホテル等を代替避難所として一時的に活用したりする場合があります。

しかし、現行制度においては、こうした取組みに対する国の支援メニューがなく、県や市町村の単独事業として実施する必要があり、防災力の向上を図る上での課題となっています。

そのため、防災力の向上に向けたソフト施策や防災施設の整備などを行えるよう、国庫補助制度の創設を求めます。

4 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大及び救助費の全額国庫負担

今回の地震により、死者 69 名、行方不明者 1 名、重軽傷者 1,738 名、また住家被害全体で約 145,060 棟（いずれも 6/19 現在）以上に上っています。

被害の規模は甚大であり、かつ、災害救助の対応が長期化することが見込まれており、このままでは、地方負担が過大になることから、救助範囲の拡大等について以下の事項を求めます。

- (1) 避難所の設置、応急仮設住宅の供与、医療・助産、炊き出しなどの救助期間について延長措置及び限度額の増額を行うこと。
- (2) 被災地から要請のない救援自治体における救援物資の輸送、保管、職員の派遣経費及び避難者の受入れに要する経費についても災害救助法の救助の範囲に含めること。
- (3) 被災地以外の自治体が救助に要する経費を支弁した場合に、被災県に求償するのではなく、国に請求することができるような制度を創設すること。

また、今後、精算に至るまでの事務量が膨大となる見込みであることから、添付書類を簡素化するなど、被災自治体における事務処理の負担軽減を図ること。

- (4) 災害救助に係る応急修理については、実施期間の延長、所得制限の撤廃など、より利用しやすい制度とすること。

また、今回の地震により、多くの専業農家（畜産等）が被災しているが、農家住宅は住家と作業場が一体となっていることが多く、住家が半壊以上の被害を受けていたとしても、農作業の関係で応急仮設住宅に転居できない場合が多いため、半壊以上の応急修理に係る限度額を引き上げる（576 千円 1,728 千円）こと。

- (5) 福祉避難所における介護員等については、対象者 10 人につき 1 人とされているが、必要な人員はこれを超えるのが実情であり、超過分の地方負担が課題になることから、配置基準を撤廃し、必要な人員配置に要する費用の全額を災害救助費の対象にすること。

また、一般避難所に避難している高齢者等もいることから、一般避難所についても実情に応じて介護員等を配置できることとし、必要な人員配置に要する費用の全額を災害救助費の対象にすること。

- (6) 仮設住宅地域における子育て世帯の子育てに関する不安・負担を取り除くために子育て交流（子育て支援拠点）の場の設置又は出張ひろばを実施する場合の経費も災害救助法の救助の範囲に含めること。

(7) 要支援者が仮設住宅へ引越する場合の経費を災害救助法の救助の範囲に含めること。

(8) 罹災証明書の交付及び家屋被害認定調査の速やかな実施に向けて、国の強力な支援のもと多数の応援職員が派遣されたことや建築士など専門職員に委託したこともあり、これらに係る経費を災害救助費の対象とすること。

また、現行制度では、災害救助費に対する国庫負担率は 5/10～9/10 に止まっており、災害救助費が巨額に達し、現行補助率では地方負担が過大となります。

そのため、災害救助費について国庫負担率の引上げを求めます。

5 罹災証明に係る被害判定の弾力的運用

今回の地震による住家被害は14万棟を超えています。余震活動が未だ活発であり、被害の状況が悪化する場合も想定されます。

そのため、家屋等の罹災証明については、再判定も含めた判定事務の弾力的な運用が行えるよう、適宜、通知を発出するなどの取組みをしていただいています。

ただ、罹災証明を前提とする被災者生活再建支援の長期化や、同様の事態の発生を踏まえ、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の簡略化、国による罹災証明制度の統一化など、罹災証明の発行をはじめ被災者支援に関する一連の業務を迅速かつ的確に行うことができる仕組みづくりを求めます。

6 災害救助法の適用外の学用品の購入についての国庫補助制度の創設

被災した生徒の学校再開後の不安を解消するためには、災害救助法の適用外の学用品等についても、支援を行う必要があります。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、災害救助法の適用外の学用品等を被災者が購入することができず、実質授業が受けられない事態となることも想定されます。

そのため、被災者が必要な学用品を購入することができるよう、学用品の購入についての国庫補助制度の創設を求めます。

7 応急仮設住宅入居者に係るライフラインの被災状況等に応じた柔軟な取扱い

今回の地震により、南阿蘇村では大規模な土砂崩れ等により地域のライフラインが分断されるなど、長期にわたり自らの住居に居住できない地域があります。このような地域からの避難者は、応急仮設住宅を提供する必要がある者と同等とみなす必要があると考えられるため、災害救助法の対象者条件などの運用における柔軟な取扱いができるよう配慮を求めます。

8 応急仮設住宅の建設費用の限度額の引上げ等

応急仮設住宅については、建設費用の限度額が定められていますが、実際には建設資材及び職人等の人員の確保が難しいなどにより、建設に係るコストが増嵩し、建設費用が限度額を超えることが明らかです。そのため、建設に必要な額までの建築費用限度額の引上げとともに、補助率の高上げを求めます。

併せて、以下の事項について対応を求めます。

(1) 夏場における衛生管理及び食中毒の防止のため、生活必需品である家電(冷蔵庫、洗濯機等)を応急仮設住宅の建設費用対象とすること。

(2) 現行制度上、リース契約の場合は応急仮設住宅の解体撤去費用が災害救助費として認められるのと同様、購入した場合についても災害救助費の対象とすること。

(3) 応急仮設住宅に係る住宅建設資材等の円滑な調達を支援すること。

9 応急仮設住宅の存続期間の延長

今回の地震により、避難者の住居確保が急務となっているため、応急仮設住宅について、災害救

助法に係る特別協議を内閣府と進めています。

しかし、今回の被害は甚大であり、入居者が生活再建するまでには長期間要し、応急仮設住宅に居住する期間は長期化することが明らかです。建築基準法では、応急仮設住宅の存続期間は建築後最長2年3ヶ月とされているのみで、現時点では存続期間の延長は認められていません。

そのため、東日本大震災等と同様、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律」を適用し、応急仮設住宅の存続期間を特例措置の対象とすることを求めます。

10 被災者等に対する支援に係る財政措置等の拡充

今回の地震により多くの方々が生居を失い、応急仮設住宅の整備とともに居住者の方々に安らぎを提供する場として集会所や談話室の整備は欠かせません。

しかし、その整備費（設計費、工事費）については、内閣府告示により「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」が示されていますが、居住者の方々の意見を反映させた結果、補助限度額を上回ることが考えられます。

そのため、集会所、談話室の整備に係る財政措置の拡充及び支援制度の柔軟な対応を求めます。

11 応急仮設住宅団地の住環境構想計画の策定に係る国庫補助制度の拡充及びその柔軟な対応

今回の地震により、多くの方々が生居を失ったため、仮設住宅の建設を進めているところです。

東日本大震災における仮設住宅団地は画一的な配置となったため、「見守り」や「コミュニティづくり」が課題となりました。その教訓を活かし、仮設住宅の住民が快適に暮らせるような配置計画の策定などが必要です。

そのため、当該経費を含めた関連経費についても災害救助費の対象となるよう、国庫補助制度の拡充及びその柔軟な対応を求めます。

12 倒壊のおそれがある住宅の解体等に係る仕組み・措置

今回の地震による住家被害は 145,060 棟 (H28.6.19 現在) となっており、倒壊のおそれのある建物は多数にのぼっています。こうした建物により、近隣に住む住民の安全が脅かされています。

しかし、現行制度では、当該建物の所有者の同意なしには解体等の防止措置を行うことができません。

そのため、倒壊のおそれのある建物について、行政が関与し、倒壊を防止する特別な措置を求めます。

13 災害弔慰金、災害障害見舞金の増額等

今回の地震により、死者 69 名、行方不明者 1 名、重軽傷者 1,738 名、また住家被害全体で 145,060 棟 (いずれも 6/19 現在) 以上に上っています。

被害の大きさに鑑みると、生活再建のためには多額の費用を要することが見込まれ、扶養家族が

いる場合、配偶者が亡くなると、亡くなった方が生計維持者でなくとも、家計等の維持が厳しくなります。

そのため、現行の災害弔慰金（生計維持者死亡 500 万円、その他の者の死亡 250 万円）及び災害障害見舞金（生計維持者 250 万円、その他の者 125 万円）をその他の者についても生計維持者と同額へ増額することを求めます。

併せて、現行制度上、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に対する国庫負担率は 1/2 ~2/3 となっていますが、この度の地震による被害が甚大であり、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金が巨額に達し、現行補助率では地方負担が過大となるため、それらについて全額国庫負担とすることを求めます。

1 4 災害援護資金貸付金制度の拡充

現行制度では利用者への金利が 3%（据置期間除く）と非常に利用しづらい制度となっており、現に平成 24 年 7 月の九州北部豪雨災害のときは利用実績が 0.3%とほぼ無いに等しい状況でした。

より被災者が利用しやすい制度とするため、貸付限度額を拡充（350 万円 600 万円）するとともに、東日本大震災と同様、利用者に対する無利子化を求めます。

1 5 被災者生活再建支援制度の拡充等

今回の地震により、住家被害全体で 145,090 棟（6/19 現在）に上っています。

（1）半壊世帯は 20,000 件を超え住家被害も深刻であることから、災害救助法における応急仮設住宅への入所要件が緩和され、半壊世帯にも適用されることとなりました。

そこで、被災者生活再建支援法においても同様に、半壊世帯への柔軟な対応（50 万円の基礎支援金の支給対象とする）を求めます。

（2）現行の被災者生活再建支援制度では、半壊（一部）や一部損壊等が制度対象外となっているとともに、再建に対する支援金の額も少ない状況（最大 300 万円）です。

そのため、家屋被害を受けた全ての者に対し、同制度が適用できるよう制度拡充を行うとともに、生活に最低必要な住居の建設費を生活再建支援金で全て充当できるよう支援金額の増額（最大 300 万円 600 万円）を求めます。

（3）住宅被害だけでなく、宅地にも甚大な被害が生じており（H28.6.7 現在の被災宅地危険度判定調査の結果では、2500 件以上が「危険」判定）迅速を要する被災者の住宅再建の大きな障害となっています。

そのため、住宅の建築・購入等の場合の加算金支給とは別に、宅地の復旧に対しても加算金の支給（100 万円）を求めます。

（4）地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の進行・雇用維持等に取り組むため、東日本大震災と同様、全額国庫による被災者生活再建支援制度に係る特例基金の創設を求めます。

1 6 災害時の新たなシステム構築及び運営に対する国庫補助制度の創設

今回の地震により、県内の広範囲で大きな被害が生じており、市町村が被災者に対して発行する

罹災証明書やその後の生活再建支援事業の進ちょく状況を一元管理するシステムの構築など行政活動費がきわめて多額に上り、地方自治体の負担が過大となる状況です。

しかしながら、現行制度では、そのような行政経費に対しては、国庫補助制度がありません。

今後の復旧・復興を円滑に進めていくためにも、このような行政経費に対しても新たな国庫補助制度の創設を求めます。

17 災害備蓄品についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、学校等も避難所となり、避難に必要な物資が備蓄されておらず、混乱をきたしたため、安全確保するための物資を備えておくことが必要です。

そのため、災害拠点として、備蓄ができるよう、国庫補助制度の創設を求めます。

18 新たなまちづくりに向けた自由度の高い総合的な支援制度の創設

今回の地震により、益城町や南阿蘇村、西原村では多くの家屋が倒壊し、壊滅状態になっており（H28.6.15現在の3町村の全壊数：3,334棟（県全体の全壊数の43.6%））、少子化、高齢化が進行するなか、更なる人口の流出が懸念されます。

震災からの復興を真に実現するためには、単に元あった状態に戻す災害復旧だけではなく、新たなまちづくりに向けた創造的復興の取組みが不可欠です。

また、国庫補助制度の対象とならない地域のきめ細かなニーズに対応することも必要です。

そのため、区画整理、道路整備などのハード事業や地域づくりのためのソフト事業など、幅広い財政需要に対応できる自由度の高い総合的な支援制度の創設を求めます。

19 熊本地震からの復旧・復興に対する企業等の寄附に関する地方創生応援税制の弾力的運用

地震により、家屋の倒壊、土石流災害、熊本城や阿蘇神社をはじめ、公共土木施設、農業施設、教育施設など様々な施設への被害など、広域かつ甚大な被害が発生しています。このような中、多くの企業等から本県の再生等のためにと多くの寄附の申し出がなされています。

これらの申し出を糧とし、県政最大の危機を、県民一丸となって新たな地方創生に取り組む機会ととらえ、持続可能な地域づくりを前提とした創造的復興により熊本の再生を実現することが不可欠です。

これまで本県は、地方創生に積極的に取組み、過去の実績でも、いわゆる上乗せ交付金が全国1位、加速化交付金が全国2位と、全国をリードする取組みを行ってきました。

今までの取組みを継承し、未曾有の災害からの早急な再生と更なる地方創生を図られるよう、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、弾力的な制度運用を求めます。

20 被災地における女性の悩み・暴力に関する相談事業についての国庫補助制度の創設

被災や避難所生活等により、女性が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する

暴力が懸念され、被災地への相談員派遣や臨時相談窓口の設置が必要です。

しかし、現行制度では、相談員の派遣や臨時相談窓口の設置に係る国の支援メニューがありません。

そのため、当該事業実施ができるよう、国庫補助制度の創設を求めます。

2.1 被災したDV対策関連施設等の運営についての国庫補助制度の創設

NPO法人等によって実施されている民間シェルターや女性相談等のDV対策関連事業について、建物損壊等の被害が生じていますが、施設修繕や移転等については、現行の災害復旧費の国庫補助制度の対象となっていないため、それらについての国庫補助制度の創設を求めます。

2.2 消費者行政機能の再建・強化に向けた地方消費者行政推進交付金及び地方消費者行政活性化基金の運用の弾力化

今回の地震により、県内の多くの市町村が甚大な被害を受けており、一部市町村では、消費者相談体制が整っていない状況です。一方、県においては、通常の相談とは別にH28.5.31現在、県消費生活センターだけで1,000件を超える地震に関連する消費者相談があり、今後、消費者相談が更に増加することが予想される等、県内の消費者行政機能の再建・強化は喫緊の課題です。

そのため、地方消費者行政推進交付金及び地方消費者行政活性化基金交付金について、損壊した消費生活相談窓口の機能回復等へも対象事業を拡大するとともに、支出限度額を県及び市町村の消費者行政予算合計の1/2から2/3へ緩和し、これまで市町村に限定されてきた消費生活センター整備や消費生活相談員の増員等の事業について県における活用を可能にするなど、運用の弾力化を求めます。

併せて、地震に関連した複雑・高度な消費者相談について、専門家の知見を活用した相談対応が継続的に行われるよう、国において対応されることを求めます。

2.3 警察の災害警備活動についての補助対象経費の拡大及び国庫補助率の嵩上げ

今回の地震後、全国から多くの警察災害派遣部隊の応援を受け、捜索活動や交通対策、犯罪抑止対策等に従事いただいています。応援職員数は現時点で延べ2万5千人以上に上り、応援部隊に係る車両、ヘリコプター、発動発電機等の燃料や災害警備用資機材等に係る費用は約1億円に達しています。

現行の補助金制度では、警察活動費に対する国庫補助金は、警察官数、警察署数、犯罪の発生件数等を元に算出した所要額の1/2ですが、特別な事情があるときは、1/2を超えて補助できることとなっています。

また、国庫補助対象外とされる経費も多いことから、本県の財政負担が極めて過重となります。

そのため、県外応援部隊も含めた警察活動費について、補助対象経費の拡大及び特別な事情を認め国庫補助率の嵩上げ(1/2 1/2を超える補助)を求めます。

2.4 被災した警察施設についての補助対象施設の拡大及び国庫補助率の嵩上げ

今回の地震により、警察学校施設の全壊1件、運転免許センター施設等の半壊7件、警察署等の一部損壊184件と甚大な被害が生じています。治安基盤の中核を担う警察施設の早急な整備・復旧が必要です。現時点で、緊急修繕工事費に約1億円、緊急点検費用に約2億円、本格復旧工事費は判明しているだけで約8億円に上り、今後の緊急点検の結果次第では更なる工事費の増嵩が見込まれます。

しかし、現行制度では、警察施設整備費に対する国庫補助率は1/2で、かつ、既存施設の改修工事は補助対象外であり、更に運転免許センターや職員宿舎など補助対象外とされる施設も多いことから、本県の財政負担が極めて過重となります。

そのため、国庫支弁施設である警察教養施設の復旧工事の早期実現のみならず、東日本大震災と同様、補助対象施設の拡大及び国庫補助率の嵩上げ(1/2 2/3)を求めます。

2.5 被災した交通安全施設等についての補助対象施設の拡大及び国庫補助率の嵩上げ

今回の地震により、信号機や標識等の交通安全施設約500箇所が損壊しており、県民の安全で円滑な交通環境に大きな支障を及ぼしています。また、5月末時点で把握している箇所だけでも、約1億8千万円の修繕工事費が見込まれ、今後の点検や道路開通の状況次第では更に追加の工事費が必要となります。

しかし、現行制度では、国庫補助対象は特定交通安全施設に限定され、その補助率は1/2であり、さらに、補助対象外の交通安全施設整備も多いことから、本県の財政負担が極めて過重となります。

そのため、東日本大震災と同様、補助対象施設の拡大及び国庫補助率の嵩上げ(1/2 8/10~9/10)を求めます。

2.6 被災した警察情報通信基盤についての補助対象経費の拡大及び国庫補助率の嵩上げ

今回の地震により、捜査支援システムや110番指令センター、ヘリコプターテレビシステム等の警察情報通信基盤に甚大な被害が生じており、初動警察活動等に大きな支障を及ぼしています。

現行の補助金制度では、警察活動費に対する国庫補助金は、警察官数、警察署数、犯罪の発生件数等を元に算出した所要額の1/2ですが、特別な事情があるときは、1/2を超えて補助できることとなっています。

また、国庫補助対象外とされる経費も多いことから、本県の財政負担が極めて過重となります。

そのため、警察情報通信基盤の復旧費用を含めた警察活動費について、補助対象経費の拡大及び特別な事情を認め国庫補助率の嵩上げ(1/2 1/2を超える補助)を求めます。

2.7 被災地域における安全・安心の確保対策についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、被災地域においては、混乱に乗じた犯罪等の発生が懸念されるとともに、その他の地域においても、人の善意に乗じた詐欺等の発生が懸念されています。そのため、地域コミ

ユニティの再生の状況に応じて警察によるきめ細やかな防犯対策を行ったり、防犯カメラや防犯灯等の防犯設備の計画的配置、警察官等による警戒・警ら活動への支援など、自治体や民間団体などを含めた防犯対策が求められます。

被災地等における安全・安心の確保は、まさに政府を挙げて取り組むべき課題であり、総務省、財務省、国土交通省など関係省庁と緊密に連携した総合的な対策と、対策に必要な取組みについての国庫補助制度の創設を求めます。

2 8 搜索活動等を実施した機動隊員の手当についての全額国庫補助の確保

今回の地震により、搜索等部隊活動を実施した機動隊員の超過勤務手当に多額の経費を要しています。

現行制度では、大規模な災害における警備のための出動に係る機動隊及び管区機動隊等の部隊の警察官の超過勤務手当については、国は所要額を補助することとなっています。

このたびの震災では、県内広範囲で搜索活動等を実施し、部隊活動警察官の超過勤務手当が極めて多額に上ることから、東日本大震災と同様、機動隊員の手当についての全額国庫補助を求めます。

2 9 国庫支弁装備品についての予算の確保

今回の地震では、県内広範囲で甚大な人的被害を受け、要救助者の搜索等を行っております。

現行制度では、大規模な災害警備に要する経費は国庫が支弁することとなっていますが、東日本大震災と同様、今後の災害への備えのための災害対処能力の強化を図るために必要な装備資機材の整備に要する経費についての予算の確保を求めます。

3 0 被災した子育て世帯等に対する支援の拡充

今回の地震により、多くの子育て世帯が被災しています。

このままでは、支援に係る対応により、地方負担が過大になることから、以下の事項について対応を求めます。

- (1) 被災した子育て世帯の保育料等の減免措置拡大など経済的負担軽減のための国庫補助制度を創設すること。
- (2) 被災した住所地の保育所を休園した上で、避難先の一時預かり事業を利用した場合、二重の負担となるため、利用料についての国庫補助制度を創設すること。

3 1 被災した児童福祉施設等の運営についての国庫補助制度等の創設

(1) 被災による休所・休園又は退園により児童数が減った児童福祉施設等の運営費の減収について、運営主体である市町村・社会福祉法人等に対して、開所、開園している場合と同様の財政支援を行う国庫補助制度の創設を求めます。

(2) NPO法人等によって実施されている小規模保育や地域子育て支援拠点等の社会福祉関連事

業について、建物損壊等の被害が生じていますが、現行の災害復旧費の国庫補助制度の対象となっていないため、国庫補助制度の創設を求めます。

(3) 被災により保育士の確保に支障を来している保育所等において、円滑に潜在保育士等の確保ができるよう、修学資金貸付事業等事業の要件緩和(償還免除期間5年 1年等)を求めます。

各要望項目の地方負担に係る特別な財政措置

各要望項目に係る地方負担分(地方債発行相当額を含む)について、特別交付税による別枠措置を求めます。

省庁別要望事項 【総務省関係】

1 災害復旧事業等に係る特別な財政措置

本県や県内市町村は自主財源に乏しく、全国と比較して厳しい財政状況にあり、今回の震災による災害復旧事業等、莫大な行政需要が生じることで、危機的な財政状況に陥ることが懸念されます。

県の震災対応予算は、6月補正予算までで2,692億円に達し、その結果、県の基金は、災害救助基金（6億円 0円）災害基金（20億円 0円）及び財政調整用4基金（合計で258億円 0円）が底を突きました。

しかも、これらは応急的な対応が中心の予算であり、宮城県では、平成23年度だけで、年間予算の約2倍の約2兆円の震災対応予算が編成されたことを踏まえると、到底、通常どおりの災害対応スキームだけでは県予算が組めず、震災復興が行えません。また、市町村は県よりも更に脆弱な財政基盤しかありません。

今後、地方自治体が躊躇なく、財政面で安心感をもって復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要です。

このため、新たな補助制度の創設や補助率の嵩上げなどの財政措置に係る特別な立法措置や、地方負担分（国庫補助事業等に係る地方負担分、災害復旧等における地方債発行相当分、国庫補助事業等では対応できない地方単独事業分）の全額を特別交付税で賄うための別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担に係る特別な措置を講じることを求めます。

2 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、災害時には救助などの初動対応や避難者支援の司令塔となる行政庁舎をはじめとする県・市町村の施設・設備は大きな被害を受けており、これらの行政施設が従前の機能を今後も維持するとともに、地域の防災拠点としての十分な機能を有する行政施設として、再建することが不可欠です。

しかし、現行制度では、国の支援メニューが十分でなく、多額の費用を要する行政施設の再建を地方単独事業として実施する必要があり、復旧・復興を進める上での課題となっています。

そのため、東日本大震災を踏まえ、実質的に地方負担なく災害復旧工事を実施できるよう、地域の防災拠点となる行政施設の再建について、応急工事、調査費や仮設庁舎の建設も含めた国庫補助制度の創設を求めます。

併せて、今回の震災を教訓として、防災拠点となる行政庁舎の耐震化に要する費用に対する国庫補助制度の創設を求めます。

3 地方税の各種特例措置の創設

今回の地震により、多数の住宅や事業用設備が被災するなど県内で大きな被害が出ています。

しかし、現行の地方税制度においては、被災者等が代替資産を取得した場合でも課税されることになり、現行制度をそのまま適用すれば、被災者（企業）が生活や事業を再建するうえで大きな支

障になるという課題があります。

そのため、以下の被災者（企業）に対する地方税の各種特例措置（阪神・淡路大震災及び東日本大震災の際に講じた被災者等に対する特例措置と同等）の創設を求めます。

- （１） 災害により生じた損失に係る雑損控除等の特例
- （２） 住宅借入金特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期間に係る特例
- （３） 災害に伴う財形住宅貯蓄等の目的外払出しに係る利子割の還付の特例
- （４） 期限の延長期間中の法人事業税の中間申告納付の特例
- （５） 被災住宅用地、被災代替用地等の（取得の）特例
- （６） 被災代替自動車に係る自動車取得税、自動車税、軽自動車税の非課税
- （７） その他必要な特例措置

4 減免による地方税及び使用料・手数料の減収等による歳入不足に対する財源補てん

今回の地震により、多くの県民や事業所が被災し、減免措置による地方税及び使用料・手数料の減収等により、多額の歳入不足が見込まれます。

そのため、東日本大震災を踏まえ、地方税及び使用料・手数料の減収等による歳入不足に対する財源補てんを求めます。

5 熊本地震からの復旧・復興に対する企業等の寄附に関する税制上の優遇措置の創設

地震により、家屋の倒壊、土石流災害、熊本城や阿蘇神社をはじめ、公共土木施設、農業施設、教育施設など様々な施設への被害など、広域かつ甚大な被害が発生しています。このような中、多くの企業等から本県の再生等のためにと多くの寄附の申し出がなされています。

これらの申し出を糧とし、県政最大の危機を、県民一丸となって新たな地方創生に取り組む機会ととらえ、持続可能な地域づくりを前提とした創造的復興により熊本の再生を実現することが不可欠です。

本県が行う、熊本地震からの復旧・復興に対する取組みに対し、企業等が寄附をした場合、当該企業に対する、地方創生応援税制（損金算入に加え税額控除）と同程度の税制上の優遇措置を講じることが求めます。

6 新たなまちづくりに向けた自由度の高い総合的な支援制度の創設

今回の地震により、益城町や南阿蘇村、西原村では多くの家屋が倒壊し、壊滅状態になっており（H28.6.15現在の3町村の全壊数：3,334棟（県全体の全壊数の43.6%））、少子化、高齢化が進行するなか、更なる人口の流出が懸念されます。

震災からの復興を真に実現するためには、単に元あった状態に戻す災害復旧だけではなく、新たなまちづくりに向けた創造的復興の取組みが不可欠です。

また、国庫補助制度の対象とならない地域のきめ細かなニーズに対応することも必要です。

そのため、区画整理、道路整備などのハード事業や地域づくりのためのソフト事業など、幅広い財政需要に対応できる自由度の高い総合的な支援制度の創設を求めます。

7 平成 28 年度中の計画策定が困難となる市町村への配慮

平成 28 年度中の策定を求められている公共施設総合管理計画、公立病院の新改革プラン及び新会計基準への対応について、震災によって年度中の策定等が困難となる市町村に対して、計画策定等を前提とした各種財政支援策等の取扱いに関して不利益が生じないような特段の配慮を求めます。

8 地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入経費等に関する全額財政措置

一般的な災害対応に関する職員派遣の受入に要する経費については、特別交付税でその経費の 8 割が措置されていますが、今回の甚大な災害の復旧のためには、本県及び県内市町村が他自治体からの数多くの職員派遣の受入を行う必要があり、その経費負担の増大が見込まれます。

そのため、東日本大震災時に認められた特例と同じく、職員派遣の受入経費について、特例的な全額の財政措置を求めます。

また、本県への各地方公共団体からの短期的な職員派遣に係る経費についても、特例的な財政措置の配慮を求めます。

9 災害時における被災市町村支援活動についての国庫補助制度の創設

地震により、益城町や南阿蘇村をはじめとした市町村では職員数の不足により十分な初動対応ができず、県をはじめとする他自治体が職員派遣（延べ 34,686 人以上(H28.6.14 現在)）による支援を行っています。

また、被災市町村では、被災者支援に係る当面の応急対応や災害時の特別な行政活動に係る経費が極めて多額に上り、地方自治体の負担が膨大になる恐れがあります。

そのため、こうした災害対応に係る被災者支援活動等に要する経費については、県や市町村において負担している現状を踏まえ、東日本大震災と同様の国庫補助制度の創設を求めます。

10 合併市町村に係る地方債の発行期間の特例措置

今回の地震により被災した合併市町村においては、災害復旧事業を優先する必要があることから、旧合併特例債を活用して実施中の事業及び今後活用を予定していた事業の進捗が大幅に遅延することが想定されます。

そのため、東日本大震災と同様、地方債の発行期間の延長について特別な措置を求めます。

11 県営有料駐車場の災害復旧についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、県が管理する地方公営企業の有料駐車場は大きな被害を受けました。熊本市中心部の重要な都市機能を担っている施設の一つであり、県民の利便性向上のためにも被災箇所の早期復旧工事は不可欠です。

しかし、現行では国庫補助制度がなく、早期復旧に支障を来しています。

そのため、東日本大震災と同様、災害対応における工事費等についての国庫補助制度の創設を求めます。

1.2 電気事業の災害復旧・復興についての国庫補助制度の創設

県が管理する電気事業の施設について、今回の地震による被害把握のための調査、その後の工事が必要です。

また、利用している多目的ダムの復旧・復興に伴う利水者負担も発生します。

しかし、現行では災害時における国庫補助制度がなく、早期復旧・復興に支障を来しています。

そのため、災害対応における調査、工事費、利水者負担金等についての新たな国庫補助制度の創設を求めます。

1.3 災害復旧・復興費に係る地方公営企業負担分の繰出基準の特例措置

今回の地震により、上下水道事業、工業用水道事業、病院事業、交通事業、電気事業、駐車場事業等の県及び市町村が地方公営企業で行っている各事業については、相当の被害を受けています。

しかし、現行制度の繰出基準では各地方公営企業の負担が多く発生し、早期復旧に支障を来しています。

そのため、東日本大震災と同様、各自治体の財政負担軽減につながるよう、繰出基準の特例を、今回の熊本地震においても市町村を含め県全体に適用できるよう措置を求めます。

1.4 防災力の向上についての総合的な国庫補助制度の創設

今回の地震により、県庁舎への政府現地対策本部設置に伴う県防災センターのスペース不足や、迅速な被害情報収集を行うためのシステム整備、県内に500箇所以上の発生が見込まれる災害時の孤立地域との通信環境整備（衛星携帯電話の導入等）などの課題が、県災害対策本部の運営を通じて浮き彫りになりました。

また、熊本地震により避難所が被災した市町村においては、今後、洪水や土砂災害等の危険がある場合に、地域住民をバス等で広域避難させたり、旅館、ホテル等を代替避難所として一時的に活用したりする場合があります。

しかし、現行制度においては、こうした取組みに対する国の支援メニューがなく、県や市町村の単独事業として実施する必要があり、防災力の向上を図る上での課題となっています。

そのため、防災力の向上に向けたソフト施策や防災施設の整備などを行えるよう、国庫補助制度の創設を求めます。

1 5 県の防災情報通信ネットワーク施設の災害復旧についての国庫補助制度の創設

地震により、防災行政無線施設や震度観測装置等も大きな被害を受けています。今後の防災体制の再構築に当たっては、このような防災情報通信ネットワーク施設を早期に復旧することが不可欠です。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、自治体の単独事業として実施する必要があり、防災力の向上を図る上での課題となっています。

そのため、防災情報通信ネットワーク施設の災害復旧が行えるよう、国庫補助制度の創設を求めます。

1 6 災害時の新たなシステム構築及び運営に対する国庫補助制度の創設

今回の地震により、県内の広範囲で大きな被害が生じており、市町村が被災者に対して発行する罹災証明書やその後の生活再建支援事業の進ちょく状況を一元管理するシステムの構築など行政活動費がきわめて多額に上り、地方自治体の負担が過大となる状況です。

しかしながら、現行制度では、そのような行政経費に対しては、国庫補助制度がありません。

今後の復旧・復興を円滑に進めていくためにも、このような行政経費に対しても新たな国庫補助制度の創設を求めます。

1 7 市町村の行政情報通信ネットワーク設備及び各種情報システム等の災害復旧費に対する国庫補助制度の創設

今回の地震により、多くの市町村庁舎は大きな被害を受け、市町村の行政情報通信ネットワーク設備・防災ネットワーク設備をはじめとした各種情報システム等にも多大な被害が生じている状況です。

しかしながら、現行制度上、これらの設備やシステムの災害復旧費に対する国庫補助制度がありません。

そのため、いち早く行政機能を回復させる必要があることから、東日本大震災と同様、国庫補助制度の創設を求めます。

1 8 市町村が設置した地上デジタル放送移行のための共聴施設や光ファイバ等の情報通信基盤の災害復旧費についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、市町村が設置した地上デジタル放送移行のための共聴施設や光ファイバ等の情報通信基盤も被害を受けており、復旧には、相当な費用を要します。

しかしながら、現行制度上、これらの施設や情報通信基盤等の新規整備については国庫補助制度があるものの、それらの災害復旧費に対しては国庫補助制度がありません。

そのため、いち早く通信環境の復旧に取り組む必要があることから、東日本大震災と同様、国庫補助制度の創設を求めます。

19 消防防災施設及び設備の災害復旧についての国庫補助制度の拡充

今回の地震により、本県の消防学校をはじめ常備消防、非常備消防及び市町村の消防関係庁舎や消防団拠点施設、消防水利、防災行政無線など、多くの消防防災施設・設備が大きな被害を受けています。

現状の補助制度では、補助対象が限定され、また、補助率も1/2以下であり、かつ、施設等の新規設置や車両等の設備の新規導入のみが対象であるため、幅広く消防防災施設や設備の復旧を図るための補助事業がなく、消防力の復旧にあたって大きな支障となっています。

そのため、被災した消防関係庁舎を対象とした新たな補助金の創設や、補助対象の拡大、補助率の嵩上げを求めます。

20 市町村の災害対応力向上についての国庫補助制度の創設及び補助率嵩上げ

今回の地震により、市町村が開設する避難所の運営において、備蓄倉庫や耐震性貯水槽、蓄電池・発電機などの非常用電源、バレーンライトなどの移動式照明、高齢者のための洋式トイレ等の様々な施設・設備の整備の必要性、また、防災行政無線の個別受信機など情報伝達の重要性が浮き彫りになりました。

しかし、現行制度では、多くが補助対象となっておらず、また、補助制度があるものも補助率は2分の1以下であるため、原形復旧だけでも市町村の負担が大きく、防災力の向上を図る上での課題となっています。

そのため、市町村の災害対応力の向上に要する経費についての国庫補助制度の創設及び補助率の嵩上げを求めます。

21 学校施設の避難所としての施設整備についての国庫補助率の嵩上げ及び補助対象の拡大

今回の地震による学校施設が蒙った被害は予想以上に大きく、避難所として指定されていた施設も十分にその役割を果たすことができませんでした。そのため、避難所としても使用される学校施設は、空調設備やトイレの洋式化、備蓄倉庫や無線LANの設置等も実施する必要があります。

しかし、現行制度では、防災機能強化の一環として施設を整備する公立小中学校等については、依然として地方負担が大きいと、補助率の嵩上げを求めます。

また、屋外防災施設を除き現行制度の対象となっていない高等学校についても補助対象とするよう求めます。

各要望項目の地方負担に係る特別な財政措置

各要望項目に係る地方負担分(地方債発行相当額を含む)について、特別交付税による別枠措置を求めます。

第1章 省庁別要望事項 【外務省関係】

1 事業者の海外展開への支援及び風評被害払拭のための海外PR等についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、海外における「熊本」の知名度が向上しビジネス機会が高まっている一方、被災地域の事業者の多くが設備等に損傷を負っており、海外展開に踏み切れない状況にあります。

改修には時間と多額の費用を要することから、その間のビジネス機会を可能な限り喪失させないよう、事業者の海外展開を支援する必要があります。

また、地震による風評被害（生産能力の滅失、ブランド低下等）も想定されることから、これを払拭しイメージ向上を図る必要があります。

しかし、現行制度では、外務省の「地方連携プロジェクト推進事業」や中小企業庁の「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」や「小規模事業者持続化補助金」はあるものの、外務省の支援については在外公館等現地コネクションを活用した支援補助に留まっており、大半は地元自治体の負担となっています。また、中小企業庁の支援については、グループを作らなければならなかったり、上限50万円までと規模が小さかったりと、柔軟な事業実施が難しい状況です。

そのため、東日本大震災において創設された「被災地域産品販路開拓等支援事業」等と同様、海外主要市場における販路拡大支援、及び風評被害の払拭等を行うための海外でのPR活動等に対する国庫補助制度の創設を求めます。

2 「キズナ強化プロジェクト」熊本版の創設

震災後、熊本は安全ではないというイメージは世界に広まっている状況であり、このイメージを払拭し、熊本ブランドを再構築していくためには、青少年交流を進めていくことが不可欠です。

しかし、現行制度では、「対日理解促進交流プログラム」があるものの、開催時期や対象国、派遣地域などに制限があり、柔軟な事業実施が難しい状況です。

そのため、東日本大震災と同様、被災地のニーズに合わせた「キズナ強化プロジェクト(熊本版)」を創設することを求めます。

3 被災して紛失等した旅券に対する特例措置の創設

今回の地震により、建物の倒壊等によりパスポートを紛失等したケースがあります。

しかし、現行制度では、災害によりパスポートを紛失等した場合、手数料なしで再発給を受けることはできませんが、東日本大震災時は、パスポートの紛失届を提出した被災者に対し、国の手数料を徴収することなく、当該旅券の有効期限までの一般旅券を「震災特例旅券」として発給されました。

そのため、東日本大震災と同様、今回の地震により自宅が滅失・損壊するなどしてパスポートを紛失等した場合、紛失等したパスポートの残存有効期間を限度とする震災特例旅券を、手数料を徴収することなく発給する特例措置の創設を求めます。

各要望項目の地方負担に係る特別な財政措置

各要望項目に係る地方負担分（地方債発行相当額を含む）について、特別交付税による別枠措置を求めます。

省庁別要望事項 【財務省関係】

1 災害復旧事業等に係る特別な財政措置

本県や県内市町村は自主財源に乏しく、全国と比較して厳しい財政状況にあり、今回の震災による災害復旧事業等、莫大な行政需要が生じることで、危機的な財政状況に陥ることが懸念されます。

県の震災対応予算は、6月補正予算までで2,692億円に達し、その結果、県の基金は、災害救助基金（6億円 0円）、災害基金（20億円 0円）及び財政調整用4基金（合計で258億円 0円）が底を突きました。

しかも、これらは応急的な対応が中心の予算であり、宮城県では、平成23年度だけで、年間予算の約2倍の約2兆円の震災対応予算が編成されたことを踏まえると、到底、通常どおりの災害対応スキームだけでは県予算が組めず、震災復興が行えません。また、市町村は県よりも更に脆弱な財政基盤しかありません。

今後、地方自治体が躊躇なく、財政面で安心感をもって復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要です。

このため、新たな補助制度の創設や補助率の高上げなどの財政措置に係る特別な立法措置や、地方負担分（国庫補助事業等に係る地方負担分、災害復旧等における地方債発行相当分、国庫補助事業等では対応できない地方単独事業分）の全額を特別交付税で賄うための別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担に係る特別な措置を講じることを求めます。

2 新たなまちづくりに向けた自由度の高い総合的な支援制度の創設

今回の地震により、益城町や南阿蘇村、西原村では多くの家屋が倒壊し、壊滅状態になっており（H28.6.15現在の3町村の全壊数：3,334棟（県全体の全壊数の43.6%））、少子化、高齢化が進行するなか、更なる人口の流出が懸念されます。

震災からの復興を真に実現するためには、単に元あった状態に戻す災害復旧だけではなく、新たなまちづくりに向けた創造的復興の取組みが不可欠です。

また、国庫補助制度の対象とならない地域のきめ細かなニーズに対応することも必要です。

そのため、区画整理、道路整備などのハード事業や地域づくりのためのソフト事業など、幅広い財政需要に対応できる自由度の高い総合的な支援制度の創設を求めます。

3 減免による地方税及び使用料・手数料の減収等による歳入不足に対する財源補てん

今回の地震により、多くの県民や事業所が被災し、減免措置による地方税及び使用料・手数料の減収等により、多額の歳入不足が見込まれます。

そのため、東日本大震災を踏まえ、地方税及び使用料・手数料の減収等による歳入不足に対する財源補てんを求めます。

4 国税の各種特例措置の創設

今回の地震により、多数の住宅や事業用設備が被災するなど県内で大きな被害が出ています。

しかし、現行の国税制度においては、被災の有無に関係なく現行制度を適用する取扱いがなされておられ、被災者（企業）が生活や事業を再建するうえで大きな支障になるという課題があります。

そのため、以下の被災者（企業）に対する国税の各種特例措置（阪神・淡路大震災及び東日本大震災に伴い創設した国税関係法律の臨時特例に関する法律による特例措置と同等）の創設を求めます。

- (1) 所得税、復興特別所得税
 - ・災害により生じた損失に係る雑損控除等の特例
 - ・住宅借入金特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期間に係る特例
 - ・災害に伴う財形住宅貯蓄等の目的外払出しに係る課税の特例
 - ・地震関連寄附に係る寄附金控除の拡充
- (2) 法人税
 - ・災害により生じた損失の繰戻しによる法人税額の還付
 - ・利子・配当等に係る源泉所得税額の還付
 - ・被災代替資産等に係る特別償却
 - ・特定資産の買換えの場合の課税の特例等
- (3) 資産税（相続税、贈与税、登録免許税）
 - ・相続税・贈与税における土地等の評価に係る基準時の特例、特例期間の延長
 - ・住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等
 - ・被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税
- (4) 消費課税（消費税、印紙税、自動車重量税）
 - ・消費税の課税事業者選択届出書の提出に係る特例
 - ・消費税の中間申告書の提出に係る特例
 - ・特別貸付に係る消費貸借や建設工事請負に関する契約書等の印紙税の非課税
 - ・被災自動車、被災による買換え車両に係る自動車重量税の特例
- (5) その他必要な特例措置

5 熊本地震からの復旧・復興に対する企業等の寄附に関する税制上の優遇措置の創設

地震により、家屋の倒壊、土石流災害、熊本城や阿蘇神社をはじめ、公共土木施設、農業施設、教育施設など様々な施設への被害など、広域かつ甚大な被害が発生しています。このような中、多くの企業等から本県の再生等のためにと多くの寄附の申し出がなされています。

これらの申し出を糧とし、県政最大の危機を、県民一丸となって新たな地方創生に取り組む機会ととらえ、持続可能な地域づくりを前提とした創造的復興により熊本の再生を実現することが不可欠です。

本県が行う、熊本地震からの復旧・復興に対する取組みに対し、企業等が寄附をした場合、当該企業に対する、地方創生応援税制（損金算入に加え税額控除）と同程度の税制上の優遇措置を講じることが求めます。

各要望項目の地方負担に係る特別な財政措置

各要望項目に係る地方負担分（地方債発行相当額を含む）について、特別交付税による別枠措置を求めます。

省庁別要望事項 【文部科学省関係】

1 学校施設の災害復旧費についての国庫補助事業費の確保及び補助対象の拡大等

今回の地震により、県立学校 71 校中 57 校、市町村立学校等 643 校中 385 校の学校施設が被害を受けており、復旧には 500 億円以上の費用を要することが見込まれるため、十分な事業費の確保を求めます。

しかし、現行制度では、国庫負担率 2/3 に加え、激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律により更なる嵩上げもなされるものの、原形復旧のみならず地震の痕跡を残さない復旧や耐震性の向上などの改良復旧については国庫補助の対象となっておりません。また、被害状況調査費用、設計費用、少額な施設等の復旧に係る経費は国庫補助の対象外となっています。

そのため、これらの経費について補助対象の拡大等の措置を求めます。

2 学校施設環境改善交付金事業についての国庫補助制度の創設等

今回の地震により、多数の学校施設や社会体育施設が被害を受けており、施設整備計画の見直しが必要となります。

しかし、現行制度では、事業が本年度の整備計画に計上されていないため、整備計画の見直しできません。また、産業教育施設と特別支援学校以外の県立学校は、そもそも対象となっていません。

そのため、すべての学校施設等の施設整備計画の見直しが行えるよう、国庫補助制度の創設を求めます。

3 学校施設の避難所としての施設整備についての国庫補助率の嵩上げ及び補助対象の拡大

今回の地震による学校施設が蒙った被害は予想以上に大きく、避難所として指定されていた施設も十分にその役割を果たすことができませんでした。そのため、避難所としても使用される学校施設は、空調設備やトイレの洋式化、備蓄倉庫や無線 LAN の設置等も実施する必要があります。

しかし、現行制度では、防災機能強化の一環として施設を整備する公立小・中学校等については 1/3 の国庫補助がありますが、依然として地方負担が大きいため、補助率の嵩上げを求めます。

また、屋外防災施設を除き現行制度の対象となっていない高等学校についても補助対象とするよう求めます。

4 被災した社会教育施設の災害復旧費についての国庫補助事業費の確保及び補助対象の拡大

今回の地震により、社会教育施設に甚大な被害が生じており、早急に対応しないと今後の文化的活動や歴史・自然の継承といった重要な取組みに支障があるため、十分な事業費の確保を求めます。

また、現行制度の対象となっていない被害状況調査や設計費用等を補助対象とするとともに、補

助対象下限（復旧事業費の額が60万円）を撤廃するよう求めます。

5 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」で定める特定地方公共団体の基準に満たない場合の社会教育施設に対する国庫補助制度の創設

今回の地震により、社会教育施設が甚大な被害を受けており、復旧には多額の費用がかかることが予想されます。

現行制度では、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」で定める特定地方公共団体の基準に満たない場合は、当該施設に対する災害復旧補助制度がありません。

そのため、早急な復旧・復興に向けて、特定地方公共団体の基準に満たない社会教育施設に対する新たな国庫補助制度の創設を求めます。

6 社会教育施設の改良復旧費についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、社会教育施設が受けた被害は、原形復旧のみならず、耐震性の向上などの改良復旧を行わなければ、再度の災害に対応できない施設が多数あります。併せて、避難所としても使用される施設は、空調設備の設置やトイレの洋式化等も実施する必要があります。

しかし、現行制度では、原則として原形復旧相当分以外は補助対象外となっているため、原形復旧せざるを得ず、再度の災害への対応が困難となります。

そのため、災害拠点としての機能充実が図られるよう、改良復旧に対する国庫補助制度の創設を求めます。

7 教職員住宅等の災害復旧費についての国庫補助事業費の確保及び補助対象の拡大

地方自治体が単独で整備した教職員住宅等が被災し、運営に支障が生じているため早期の復旧に着手する必要があることから、十分な事業費の確保を求めます。

また、現行制度の対象となっていない教職員の福利厚生を目的とする教職員住宅や教職員研修施設、文化財資料室についても補助対象とするよう求めます。

8 災害備蓄品についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、学校等も避難所となり、避難に必要な物資が備蓄されておらず、混乱をきたしたため、安全確保するための物資を備えておくことが必要です。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、多額の費用を要する備蓄を行うことができません。

そのため、災害拠点として、備蓄ができるよう、国庫補助制度の創設を求めます。

9 緊急地震速報受信システム設置についての国庫補助事業費の確保

今回の地震により、児童生徒の安全確保のためには、地震到達を迅速に伝える、緊急地震速報受信システムを設置するとともに、システムを活用した避難訓練の充実を図ることが必要です。

しかし、現行制度の国の支援メニューでは、年に数校分しか設置することができないことから、災害拠点として、緊急地震速報受信システムが十分に設置できるよう、国庫補助事業費の確保を求めます。

10 被災した産業教育設備の災害復旧費についての国庫補助事業費の確保及び交付対象範囲の拡大

今回の地震により、高等学校 57 校中 17 校の産業教育設備が被害を受けており、早期に教育環境を整えるため、十分な事業費の確保を求めます。

また、補助対象下限（都道府県設置に係るもの 60 万円、市町村設置に係るもの 30 万円）を撤廃するよう求めます。

11 被災した理科教育設備の災害復旧費についての国庫補助事業費の確保及び補助対象等の拡大

今回の地震により、複数の市町村立学校、県立高校の理科教育設備が被害を受けており、早期に教育環境を整えるため、十分な事業費の確保を求めます。

また、現行制度の対象となっていない教育センターの理科教育設備を補助対象とするとともに、補助対象下限（都道府県設置に係るもの 60 万円、市町村設置に係るもの 30 万円）を撤廃するよう求めます。

12 被災した校務用パソコンの災害復旧費についての国庫補助事業費の確保及び補助対象等の拡大

今回の地震により、県立学校で 230 機以上、市町村立学校でも多数の校務用パソコン等が被害を受けており、早期に教育環境を整えるため、十分な事業費の確保を求めます。

また、現行制度の対象となっていない校務用のリースパソコンを補助対象とするとともに、補助対象下限（都道府県設置に係るもの 60 万円、市町村設置に係るもの 30 万円）を撤廃するよう求めます。

13 被災した備品及び教材の災害復旧費についての国庫補助事業費の確保及び交付対象範囲の拡大

地震により、県立学校 35 校、市町村立学校でも多くの学校の備品及び教材が損傷し、授業の実施に支障が生じており早期に教育環境を整えるため、十分な事業費の確保を求めます。

また、補助対象下限（都道府県設置に係るもの 60 万円、市町村設置に係るもの 30 万円）を撤廃するよう求めます。

1 4 応急仮設校舎等への電子教材を活用した授業支援についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、当面の間、応急仮設校舎等で授業を実施しますが、理科室やコンピュータ教室等は設置できないことから、生徒の学習活動の遅延や学習意欲の低下、教員の負担増大が懸念され、早急な対応策を講じる必要があります。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、状況改善を図ることができません。

そのため、東日本大震災と同様、応急仮設校舎等への電子黒板等のICTを活用した学習支援のための機器整備等について、国庫補助制度の創設を求めます。

1 5 災害復旧についての事務手続きの大幅な簡素化及び国における専用相談窓口設置

今回の地震により、多くの施設の災害復旧に係る事務手続きを進める必要がありますが、特に被害が甚大である自治体によっては、事業計画書の提出（被害発生後1ヵ月以内が期限）が人的な問題等で対応困難であることなど、大量の災害復旧を進めていくにあたり、手続きが煩雑で、復旧が進まない大きな原因になります。

また、早期に復旧を行うためには、施設の設置者の相談にタイムリーに対応する必要があります。

そのため、事務手続きの大幅な簡素化と、国における専用窓口の設置を求めます。

1 6 被災した給食センターの機能停止に伴う児童生徒への給食提供に係る国庫補助制度の創設

今回の地震により、給食センターが被災し、完全給食の提供ができない市町村においては、成長期の児童生徒への十分な栄養供給のため、完全給食に替わって弁当の提供を行うなどの緊急的な対応を行っています。

しかし、現行制度では、給食費が増嵩した場合においても、国の支援メニューがなく、負担が過大となっています。

そのため、児童生徒への給食提供を所得制限なく支援対象とする、国庫補助制度の創設を求めます。

1 7 被災した学校に対する学校再開時の水質検査の実施についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、多数の学校で水の供給が止まりました。徐々に復旧しているものの、いまだに水の濁りが見られる学校もあり、水質検査を行うことが不可欠です。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、臨時の水質検査を行うことができません。

そのため、全ての学校で水質検査ができるよう、国庫補助制度の創設を求めます。

1 8 被災した健康診断器具の復旧についての国庫補助事業費の確保及び交付対象範囲の拡大

今回の地震により、小・中・高校・特別支援学校の健康診断器具が被害を受け、各学校では健康診断ができない状態となっています。児童生徒の健康を維持するためには、健康診断が不可欠であ

るため、十分な事業費の確保を求めます。

また、補助対象下限（都道府県設置に係るもの 60 万円、市町村設置に係るもの 30 万円）を撤廃するよう求めます。

19 被災した学校給食器具の復旧についての国庫補助事業費の確保及び交付対象範囲の拡大

今回の地震により、小・中・特別支援学校の学校給食器具が被害を受け、学校給食が提供できない状態となっていることから、学校給食器具の整備を行うための、十分な事業費の確保を求めます。

また、補助対象下限（都道府県設置に係るもの 60 万円、市町村設置に係るもの 30 万円）を撤廃するよう求めます。

20 給食調理員の感染症危機管理対策として健康診断（ノロウイルス検査）についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、学校給食施設が炊き出し用の調理場となり、学校給食衛生管理基準を満たしていない調理場が多数存在することや、避難所における水不足のために十分な手洗いが実施できないことにより、ノロウイルスの蔓延が懸念されます。

今後、臨時対応として、ノロウイルス検査を希望する学校が多くなることが予想されることから、安心してノロウイルス検査ができるよう、国庫補助制度の創設を求めます。

21 スクールカウンセラーの活用についての全額国庫補助制度の創設

児童生徒が一刻も早く通常の学校生活が送れるようにするために、児童生徒の心のケア等には継続的な支援が必要であり、スクールカウンセラー等の活用が不可欠です。

そのため、東日本大震災と同様、すべての被災した児童生徒が相談できるスクールカウンセラーを配置できるよう全額国庫補助制度の創設を求めます。

22 スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用についての全額国庫補助制度の創設

児童生徒が一刻も早く通常の学校生活が送れるようにするために、児童生徒の生活環境のケア等には継続的な支援が必要です。

しかし、現行制度では、国庫補助率が 1/3 となっていることと併せ、例年国庫補助率の圧縮が行われているため実質国庫補助率が 1/3 以下となっており、過大な地方負担が発生しています。

そのため、東日本大震災におけるスクールカウンセラーと同様に、地方負担なく SSW を配置できるよう、全額国庫補助制度の創設を求めます。

2 3 医療的ケアを行うための看護師派遣についての全額国庫補助制度の創設

医療的ケアの必要な児童生徒は、被災による避難所や車中での生活等により、本人の健康状態について不安を抱えています。保護者も生活上の負担が大きくなっているために付き添いが困難な状況です。

しかし、現行制度では、補助率が1/3であることから、多額の地方負担が発生し、十分な看護師派遣ができません。

そのため、地方負担なく看護師派遣ができるよう、東日本大震災におけるスクールカウンセラーと同様に、全額国庫補助制度の創設を求めます。

2 4 作業療法士や合理的配慮協力員等の配置についての全額国庫補助制度の創設

被災経験をした障がいのある幼児や、児童生徒を心身両面からケアするためには、作業療法士や合理的配慮協力員等の配置が不可欠です。

しかし、現行制度では、補助率が1/3のため作業療法士や合理的配慮協力員等の配置ができません。

そのため、地方負担なく、作業療法士や合理的配慮協力員等の配置ができるよう、東日本大震災におけるスクールカウンセラーと同様に、全額国庫補助制度の創設を求めます。

2 5 通学が困難となる高校生のためのスクールバス等運行についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、JR豊肥本線、国道57号、南阿蘇鉄道が被災し、阿蘇地域が関係する通学に多大なる支障をきたしています。このままでは、多くの通学困難者が発生し、関係自治体においてスクールバス等の代替交通機関を確保しなければ、生徒が通学できません。

そのため、高校生の通学に必要なスクールバス等代替交通機関の確保ができるよう、国庫補助制度の創設を求めます。

2 6 通学が困難な高校生の仮設寮等の設置等についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、通学困難者に対しては、一時的にはスクールバス等の代替交通機関を確保するものの、長時間の通学が長期化することによる生徒の健康不安等が懸念されます。この状況を改善するためには、仮設の寮を設置したり、民間の宿舎を借り上げる等の措置が必要です。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、状況改善を図ることができません。

そのため、生徒の通学に必要な仮設寮等の設置又は確保ができるよう、国庫補助制度の創設を求めます。

2 7 通学が困難となる特別支援学校生徒の通学支援についての国庫補助率の高上げ

今回の地震により、JR豊肥本線、国道57号、南阿蘇鉄道が被災し、阿蘇地域が関係する通学に多大なる支障をきたしています。自閉症等、障がいの程度が重い児童生徒は、これまでと異なる代

替バスを利用して通学することが困難です。そこで、これらが復旧するまでの間、タクシー等代替交通機関の確保が必要になることから、補助率の嵩上げを求めます。

2 8 通学が困難な児童生徒のためのスクールバス等運行について全額国庫補助制度の創設

今回の地震により、阿蘇地区や上益城地区等における学校施設や通学路の損壊などにより、当該地区の児童生徒の通学に多大な支障をきたしています。このままでは、多くの児童生徒の学びの保障ができないため、市町村においてスクールバス等を運行しなければなりません。

しかし、現行制度上、補助率が 1/2 であることから、多額の地方負担が発生し、スクールバス等を運行することができません。

そのため、東日本大震災と同様、実質的に地方の負担がなく児童生徒の通学に必要なスクールバス等の確保ができるよう、全額国庫補助制度の創設を求めます。

2 9 被災した就学困難な幼児、児童生徒の就学支援についての全額国庫補助制度の創設

今回の地震により、被災して就学困難となった幼児、児童生徒が多数に上っています。

しかし、現行の被災児童生徒就学支援等事業交付金は、東日本大震災による被災に限定した交付金となっていることから、熊本地震で被災した幼児、児童生徒も、東日本大震災により被災した幼児、児童生徒と同様に、安心して就学できるよう、東日本大震災と同様、全額国庫補助制度の創設を求めます。

3 0 被災した生徒の授業料免除についての国庫補助率の嵩上げと補助対象等の拡大

居住する住居の倒壊など被災した生徒の家庭においては、災害復旧等に多額の費用を要することが見込まれます。

しかし、現行制度においては、経済的理由による減免措置(補助率 1/2)のみであるため、居住する家屋等の被災等については、減免措置の対象ではありません。

そのため、補助率の嵩上げと家屋等の被害を受けた生徒も補助対象に加えるよう求めます。

3 1 災害救助法の適用外の学用品の購入についての国庫補助制度の創設

被災した生徒の学校再開後の不安を解消するためには、災害救助法の適用外の学用品等についても、支援を行う必要があります。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、災害救助法の適用外の学用品等を被災者が購入することができないことも想定されます。

そのため、被災者が必要な学用品を購入することができるよう、学用品の購入についての国庫補助制度の創設を求めます。

3 2 震災により経済的に困窮する世帯の学生・生徒への給付型奨学金制度の創設又は現行の貸与型奨学金の募集人員拡充についての特例制度の創設

今回の地震により、経済的に困窮する世帯の学生・生徒の増加が見込まれます。

被災により進学を断念せざるを得ない生徒を出さないために、経済的に困窮する世帯の学生・生徒の進学を奨学金により後押しすることが必要です。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、多額の費用を要する給付型奨学金の実施、貸与型奨学金の募集人員の拡充ができません。

そのため、東日本大震災と同様、貸与型奨学金について、地方負担なく奨学金制度の運用ができるよう、特例制度の創設を求めます。

さらに、被災した学生・生徒の将来に一層の負担を負わせることがないよう、給付型奨学金制度の創設を求めます。

3 3 教職員の加配の拡充及び国庫補助率の高上げ等

災害時においては、児童生徒の心のケア、学力保障等への対応が重要となってきます。

しかし、現行制度では、県負担があり、多額の費用を要する教職員の配置ができません。

そのため、教職員の加配措置に加え、加配教職員等の費用負担についての補助率の高上げを求めます。また、他自治体から地方自治法に基づき中長期に派遣される職員の受入れに伴う経費(赴任・帰任等の旅費、共済等負担金、宿舍借上費等)について、国庫補助制度の創設を求めます。

3 4 被災した教職員に対する総合的な支援についての国庫補助制度の創設

学校現場の正常化に向けては、児童生徒及び保護者への支援はもとより、自らも被災するなど厳しい環境の中で現場を支える教職員への支援が必要です。

しかし、現行制度では国の支援メニューがなく、被災した教職員を支援することができません。

そのため、教職員に対する心のケアを目的としたカウンセラーの派遣、被災地における教職員住宅の確保に係る国庫補助制度の創設を求めます。

3 5 学校・家庭・地域連携推進事業についての全額国庫補助制度等の創設

今回の地震によって分断された地域コミュニティを再生するためには、統括コーディネーターの配置の充実など学校・家庭・地域連携推進事業の拡充が必要です。

しかし、現行制度上では補助率が1/3となっており、地方負担が非常に過大となります。

そのため、東日本大震災と同様、学校・家庭・地域連携推進事業の全額国庫補助制度等の創設を求めます。

3.6 国立大学法人熊本大学が行う災害復旧等についての所要額の確保

国立大学法人熊本大学は、地元の高学材の育成をはじめ、地域社会の教育・文化の向上・発展に寄与し、企業の技術力の向上にも貢献しています。その熊本大学では、今回の地震によって、文化財である五高記念館、化学実験場、工学部研究資料館において使用を中止するなど甚大な被害が生じております。

国立大学法人の災害復旧費に対しては、国立大学法人施設整備費補助金交付要綱による予算補助（全額国庫）となっており、早期の復旧により今後の大学運営を円滑に行えるよう、災害復旧費の十分な予算措置を求めます。

また、被災学生に対する授業料減免等の措置が講じられるよう、東日本大震災と同様、運営費交付金の増額を求めます。

3.7 公立大学法人の学校施設の災害復旧費についての対象経費の適用範囲の拡大

今回の地震により、県立大学の施設も被災しており、学校機能の回復には、早期の施設の安全性の確認及び災害復旧事業の実施が不可欠です。

しかし、現行制度では、国庫負担率 2/3 に加え、激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律により更なる嵩上げもなされるものの、復旧工事に伴う実施設計や工事監理の委託経費及び施設の安全性の確認のために必要な建物診断・点検に係る経費は国庫負担の対象外となっています。

そのため、東日本大震災と同様、実施設計委託経費等についても、国庫負担の対象とすることを求めます。

3.8 公立大学法人への支援措置についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、多くの県民が被災しており、被災者の中には多くの学生も含まれています。

熊本県立大学においても全生徒数約 2,200 名の大半の学生が被災している状況です。今後の生活再建の過程において、経済的問題により、就学の継続をあきらめざるを得ない状況を回避するためには、被災した学生に対する授業料減免等の措置が不可欠です。

こうした特別の授業料減免等を行った場合、公立大学法人の収入減となるため、県においては運営費交付金の追加交付をせざるを得ませんが、現行制度においては、国の財政支援措置がありません。

そのため、公立大学法人に対して、災害対策の観点から特別の運営費交付金を支出することについての国庫補助制度の創設を求めます。

3.9 私立大学等高等教育機関が行う災害復旧等についての国庫補助制度の拡充

今回の地震により、東海大学阿蘇キャンパスをはじめ、一部建物内に立ち入りができない状況にあるなど、甚大な被害が生じております。

現行制度では、これらの私立大学等の災害復旧費に対しては、「激甚災害に対処するための特別の

財政援助等に関する法律」により 1/2 の国庫補助となっています。

しかしながら、今回の地震により、被災地を中心に甚大な被害を受けており、現行の補助制度では学校負担が過大になることから、公立並みの国庫支出金(2/3)への嵩上げ及び交付対象範囲の拡大を求めます。

また、被災学生に対する授業料減免等の措置が講じられるよう、東日本大震災と同様、私立大学等への助成の拡大を求めます。

4 0 外国人学生の日本留学離れ防止対策

今回の地震により、県内大学に留学する学生も多く被災しています。

しかし、現行制度では、こうした外国人留学生の日本離れ対策のための国の支援メニューがなく、今後、今回の地震を受けて帰国する留学生や留学目的での渡日をキャンセルするケースが想定されます。

そのため、既に留学している学生や日本への留学を検討する学生に対するケアが十分に行われるよう、東日本大震災と同様、国において十分な対策を講じられるよう求めます。

4 1 私立学校等における仮設校舎等整備に対する国庫補助率の嵩上げ

今回の地震により、多くの私立学校(幼稚園、中学・高等学校、専修学校・各種学校)においても校舎等の施設が被災しています。今後の学校の再開に向けては、学校施設の復旧もさることながら、応急的な対応として、仮設校舎での授業実施等が必要な場合が想定されます。

しかし、東日本大震災後、応急仮設校舎の整備、借用土地、施設等に対して一定の補助制度(私立学校建物其他災害復旧費補助金 国補助率 1/2)が創設されたものの、仮設とは言え、その設置費用は多額に上るため、学校としては事業費の 1/2 の負担が経営を圧迫する要因となっております。また、東日本大震災では、負担軽減としての仮設校舎のリースが特例的に補助対象として認められましたが、熊本地震では対象外となっています。

そのため、各学校が仮設校舎を建設する場合、東日本大震災と同様、仮設校舎のリースを補助対象に含めるとともに、国庫補助率の嵩上げ(国 1/2 2/3 以上)を求めます。

4 2 私立学校施設災害復旧事業(幼稚園、中学・高等学校)に係る公立学校と同等の財政措置及び補助要件の緩和

今回の地震により、多くの私立幼稚園、私立中学・高等学校等施設も大きな被害を受けており、学校機能の完全な回復には、災害復旧工事等を適切に実施していく必要があります。

しかし、現行制度では、激甚災害の指定を受けた場合、私立学校に対しても国庫補助制度が適用されますが、公立学校施設の補助率(国 2/3 以上)に比べ、私立学校の補助率は低く(国 1/2) 経営的にも厳しい状況にある私立学校においては、自己負担分の関係から、復旧を行うことが困難となっています。

また、少子化傾向の中、将来の生徒数見込みを踏まえ、適正規模での校舎の改修を望まれる学校もあります。そのような場合、現状では、解体のみの工事や建物の規模を縮小した復旧工事は対象

外となっていますが、適正規模での改修は公金負担の観点からも合理的であると思われます。

そのため、私立学校が経営状況にかかわらず、復旧に取り組めるよう、私立学校に対しても、公立学校施設と同程度の国庫補助率の高上げ(国 1/2 2/3 以上)もしくは同等の財政措置及び補助要件の緩和を求めます。

4.3 私立学校施設災害復旧事業(専修学校・各種学校)に係る国庫補助制度の創設

今回の地震により、多くの私立専修学校等施設も大きな被害を受けており、学校機能の完全な回復には、災害復旧工事等を適切に実施していく必要があります。

しかし、東日本大震災時には、災害復旧建物其他災害復旧費補助金において、専修学校等の災害復旧事業費に対する補助が制度化されていますが、現状では今回の地震は対象となっていないため、経営的に厳しい私立専修学校等は自己負担分の関係から、復旧を行うことが困難となっています。

そのため、私立学校が経営状況にかかわらず、復旧に取り組めるよう、私立専修学校等に対しても、東日本大震災時と同様、公立学校施設と同程度の補助率とする国庫補助制度の創設を求めます。

4.4 私立学校施設災害復旧事業に係る学校負担に対する利子補給制度の創設

今回の地震により、多くの私立学校施設も大きな被害を受けており、学校機能の完全な回復には、災害復旧工事等を適切に実施していく必要があります。

しかし、現行制度では、災害復旧事業の自己負担に対する国の支援メニューがなく、自己負担分の関係から、復旧を行うことが困難となっています。

そのため、私立学校(幼稚園、中学・高等学校、専修学校・各種学校)が経営状況に関わらず、復旧に取り組めるよう、私立学校が自己負担分を銀行等から借入れた場合において利子補給を行う国庫補助制度の創設を求めます。

4.5 日本私立学校振興・共済事業団の融資に伴う優遇制度の創設等

今回の地震により、多くの私立学校施設も大きな被害を受けており、学校機能の完全な回復には、災害復旧工事等を適切に実施していく必要があります。

しかし、現行制度では、災害復旧事業の自己負担に対する国の支援メニューがなく、自己負担分の関係から、復旧を行うことが困難となっています。

そのため、私立学校(幼稚園、中学・高等学校、専修学校・各種学校)が経営状況に関わらず、復旧に取り組めるよう、日本私立学校振興・共済事業団において無担保・無利子融資制度を創設するとともに、既に貸付を行っている融資の償還免除又は猶予について柔軟な対応を求めます。

4.6 被災した生徒の通学支援に対する国庫補助制度の創設

今回の地震により、JR豊肥本線や多数の幹線道路が被災し、特に阿蘇地域から熊本市及びその近郊に所在する高校等への通学が困難な状況となっており、就学の継続には通学支援が不可欠です。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、生徒個人に過度な経済的負担が生じてしまいます。

そこで、被災地に所在する生徒が就学を継続するための通学支援として、スクールバスの運行や通学先近隣における住宅借上についての国庫補助制度の創設を求めます。

4.7 被災した私立学校生徒に対する就学支援措置の拡充

今回の地震により、多くの県民が被災しており、被災者の中には多くの生徒も含まれています。

被災後の生活再建の過程において、経済的問題により、就学の継続を断念せざるを得ない状況を回避するためには、現行の高校生等奨学給付金制度では、支給対象が所得税非課税世帯以下に限定されており、災害に伴って一時的に経済問題を抱える世帯への支援措置が十分とは言えません。

そのため、災害に伴って、就学費用に対する生徒負担が増加しないよう、奨学給付金制度において、私立中学生も含め、被災した生徒を給付対象に加える旨の制度改正を求めます。

4.8 私立学校における授業料減免に対する国庫補助制度の創設

今回の地震により、多くの県民が被災しており、被災者の中には多くの生徒も含まれています。

被災後の生活再建の過程において、経済的問題により、就学の継続を断念せざるを得ない状況を回避するためには、被災した生徒に対する就学のための費用負担の軽減措置が不可欠であり、授業料減免等を行う学校に対して損失補てんする仕組みづくりが不可欠です。

しかし、東日本大震災時には、こうした特別の授業料減免を行った場合に生じる私立学校の収入減に対する国の支援メニューがあったものの、現行制度ではなく、学校側の自主的な負担により実施されることを期待するしかない状況です。

そのため、被災により一時的に経済的問題を抱える生徒に対して、各学校で統一的に授業料等の減免を行えるよう、東日本大震災と同様、授業料減免についての国庫補助制度の創設を求めます。

4.9 私立学校運営費補助制度の運用等

今回の地震により、多くの県民が被災しており、被災者の中には多くの生徒も含まれています。

被災した生徒を多く抱える私立学校では、生徒からの授業料徴収もままならず、さらに、災害復旧による突発的な支出も見込まれます。

しかし、現行制度では、こうした災害に起因する収入減や支出増を運営費補助金の中で考慮する仕組みがないため、学校経営が圧迫されることが考えられます。

そのため、運営費交付金の算定に、災害対応に伴う特別の算定基準を設けるとともに、圧縮率を乗じることなく運営費補助金を早期に交付されるような運用を求めます。

5.0 私立学校におけるスクールカウンセラーの活用についての全額国庫補助制度の創設

幼児生徒が一刻も早く通常の学校生活が送れるようにするためには、生徒等の心のケア、教職員

への精神的サポート等について継続的な支援が必要であり、スクールカウンセラー等の活用は有効です。

しかし、現行制度では、東日本大震災により被災した児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの国の支援メニュー（緊急スクールカウンセラー等活用事業）はあるものの、今回の熊本地震を対象としたメニューはなく、被災し収入減が危惧される現在の私立学校の状況では、スクールカウンセラーの十分な配置を行うことができません。

そのため、東日本大震災と同様、実質的に地方負担なくすべての被災した生徒等が相談できるスクールカウンセラーを配置できるよう、全額国庫補助制度の創設を求めます。

5 1 私立学校におけるスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用についての全額国庫補助制度の創設

幼児生徒が一刻も早く通常の学校生活が送れるようにするためには、生徒等の心のケア、教職員への精神的サポート等について継続的な支援が必要であり、SSWの活用は有効です。

しかし、現行制度では、東日本大震災により被災した児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの国の支援メニューはあるものの（緊急スクールカウンセラー等活用事業）今回の熊本地震を対象としたメニューはなく、現在、県単独事業として実施しているSSWの派遣事業だけでは、災害後の対応として必要となるSSWの十分な配置ができない状況です。

そのため、東日本大震災と同様、すべての被災した幼児、生徒等を支援できるよう、全額国庫補助制度の創設を求めます。

5 2 私立学校等における災害時の生徒の避難、早期授業再開に向けた学校内設備整備に対する国庫補助制度の創設

今回の地震により、多くの私立学校（幼稚園、中学・高等学校、専修学校・各種学校）においても校舎等の施設が被災し、水道、電気、ガスというライフラインが被災しました。

今後の学校の災害復旧工事を進める一方、再び今回のような地震が発生した場合、もし昼間に発生すれば、生徒は学校への避難、滞在を余儀なくされることから、早期の授業再開を図る意味でも、当該事態に対応するための応急的なライフラインの確保が必要です。

そのため、災害時において、自立運転可能な太陽光発電設備、LPガス、緊急用給水システムの導入等、ライフラインの断絶による授業の長期中断を防止するための設備導入に関する国庫補助制度の創設を求めます。

5 3 被災した私立学校の私学共済加入者にかかる特例制度の創設

（1）標準給与の改訂

今回の地震により、多くの私立幼稚園、私立中学・高等学校等施設も大きな被害を受けており、私立学校に勤務する私学共済加入の教職員への給与の支払額が著しく減額される恐れがあります。

しかし、現行制度では、掛金の納付期限の延長の措置はとられていますが、支払の基礎とな

る標準給与の額に変更がないことから、実際の給与収入相当額以上の納付を求められることになり、教職員の生活に支障が生じる恐れがあります。

そのため、東日本大震災財特法の措置と同様に、標準給与の改訂の特例措置の適用を求めます。

(2) 掛金等の免除

今回の地震により、多くの私立幼稚園、私立中学・高等学校等施設も大きな被害を受けており、私立学校に勤務する私学共済加入の教職員への給与の支払いについても著しい支障が生じる恐れがあります。

しかし、現行制度では、掛金の納付期限の延長の措置はとられていますが、掛金の額に変更がないことから、給与を受けていないにもかかわらず掛金を支払わなければならないため、教職員の生活に支障が生じる恐れがあります。

そのため、東日本大震災財特法の措置と同様に、掛金及び子ども・子育て拠出金の免除の特例措置の適用を求めます。

5.4 被災した私立幼稚園児への就園奨励事業に対する国庫補助制度の創設

今回の地震により、多くの県民が被災しており、被災者の中には多くの幼稚園児とその保護者も含まれています。被災後の生活再建の過程において、経済的問題により、就園の継続を断念せざるを得ない状況を回避するためには、被災した園児に対する就園のための費用負担の軽減措置が不可欠です。

しかし、東日本大震災時には、被災した幼児の就園奨励事業に対する国の支援メニューがあったものの、今回の熊本地震を対象としたメニューではなく、被災による収入減を賅うことが厳しい状況になります。

そのため、災害に伴って、就園費用に対する園児とその保護者の負担が増加しないよう、東日本大震災と同様に、就園奨励費補助金制度において、被災園児に対する特別な支援を行う国庫補助制度の創設を求めます。

5.5 被災した文化財の災害復旧についての全額国庫補助制度の創設及び人的支援等

今回の地震により、熊本城や阿蘇神社をはじめとして、100件を超える文化財が被害を受け、復旧には多大な経費を要します。

しかし、現行制度では、補助率が最大でも85%であり、文化財所有者の負担がある現行制度では、文化財の復旧が進みません。

そのため、文化財所有者の負担がなく文化財の復旧を行うことができるよう、全額国庫補助制度の創設を求めます。

また、被災文化財の調査・救済のため、専門的技術を有する国及び関係機関職員の支援派遣や現地推進体制確立に向けての支援を求めます。

5 6 熊本城の復旧・復興

県民の誇りであり、本県観光のシンボルである熊本城が大きく被災し、復旧のためには高い専門的性と多大な経費を要します。

そのため、所有権を有する国に代わり、熊本市が事業主体となつて行う石垣及び重要文化財である建造物の復元について、その全額の国庫負担及び国からの人的かつ技術的な支援を求めます。

5 7 県立美術館美術品についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、熊本県立美術館の収蔵品が損傷したため、復元を行う必要がありますが、この復元には多額の費用を要します。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがないため、地方負担が非常に過大となります。そのため、早期の復旧が図られるよう、国庫補助制度の創設を求めます。

5 8 国指定以外の文化財についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、国以外の県・市町村指定の文化財及び未指定文化財が多数に上りますが、復旧には多大な経費を要します。

しかし、現行制度では、そうした文化財に対する国庫補助制度がなく、自治体及び文化財所有者等の負担が大きく、復旧が進みません。

そのため、地域の宝である文化財の復旧の推進に向け、国庫補助制度の創設を求めます。

5 9 被災自治体の震災復興事業の本格化に伴う埋蔵文化財調査についての国庫補助事業費の確保及び人的支援制度の創設

今回の地震により被害を受けた建物の復旧にあたり、指定を受けた地域の建物を復旧する際、埋蔵文化財調査を行う必要があります。

そのため、復旧事業に影響を与えることなく、埋蔵文化財調査を行うことができるよう、十分な事業費の確保とともに、調査を行う人的支援制度の創設を求めます。

6 0 被災した産業技術センターの科学技術振興機構（JST）地域産学官共同研究拠点整備事業で設置された機器の災害復旧についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、科学技術振興機構地域産学官共同研究拠点整備事業で産業技術センター内に設置された機器が被害を受けており、復旧には多額の費用を要します。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、研究機器の災害復旧に多額の地方負担を伴うため、研究機器の復旧を行うことができません。

そのため、研究機器の災害復旧についての国庫補助制度の創設を求めます。

6 1 熊本県内の大学等研究機関が行う研究活動や地域貢献事業等への積極的な支援

熊本県内の大学等研究機関においては、これまで、産学官連携による次世代耐熱マグネシウム合金をはじめ、世界レベルの研究による国際的研究拠点として、また、知の拠点として、地方創生に資する新産業・雇用創出等に取り組むなど、地域に大きく貢献してきております。

本県内の大学等が現在計画している、熊本の特徴ある研究資源等を活用した地域イノベーション・エコシステムの形成など、地域の企業、自治体等と連携した新産業・雇用の創出をめざした取組みは、地震により多大なダメージを受けた本県の経済財政を下支えし、本県の創造的復興を後押しするものであり、本県の早期の復興に向け、事業の優先的採択及び事業実施のための更なる支援を求めます。

6 2 科学技術振興機構(JST)による復興促進プログラムの創設等

今回の地震により、県内の地場企業及び研究開発機関は大きな被害を受けています。今後、地域経済が復興していくためには、これまで以上に産学の連携を強め、被災地発の科学技術イノベーションを創出していく必要があります。

しかし、現行の制度である科学研究費助成事業などは競争率が高く、今回の地震で被災した県内企業等がマッチングの問題や資金面の課題を乗り越えることができません。

そのため、JST がこれまで蓄積してきた知見や産学連携のノウハウ、強みを最大限に活用し、被災地発の科学技術イノベーション創出につなげるべく、以下の支援を求めます。

東日本大震災での復興支援の成果を踏まえ、JST 復興促進センターを熊本県内に設置していただきたい。

同センターにマッチングプランナーを配置し、県内外の産学連携支援機関の協力のもとに、被災地域の企業ニーズを発掘し、これで解決できる被災地域をはじめとした大学等の技術シーズをマッチングして産学共同研究を支援していただきたい。

JST の「復興促進プログラム」等により研究開発支援事業費を優先配分していただきたい。

各要望項目の地方負担に係る特別な財政措置

各要望項目に係る地方負担分（地方債発行相当額を含む）について、特別交付税による別枠措置を求めます。

省庁別要望事項 【厚生労働省関係】

1 生活福祉資金貸付原資についての全額国庫補助制度の創設及び予算確保

被災者を救済する措置として「緊急小口資金貸付」の制度があり、今回の災害救助法適用により貸付要件が緩和される「特例措置」が実施されます。このため、生活福祉資金貸付額が巨額に達し積立金が枯渇することが見込まれます。

しかし、現行制度では、貸付原資への国庫補助率は2/3~3/4となっており、地方負担が過大となります。

そのため、生活福祉資金原資についての全額国庫補助制度の創設及び予算の確保を求めます。

2 生活困窮者自立支援法に基づく事業についての事業規模拡大及び全額国庫補助制度の創設

今回の地震による被害は甚大であり、今後、被災地での相談者が増加することが見込まれることから、相談員の増員など事業規模の拡大が必要となります。

しかし、現行事業分では地震への対応ができず、また、国庫負担が必須事業 3/4、任意事業 1/2~2/3となっており、地方負担が過大となります。

そのため、事業規模の拡大及び全額国庫補助制度の創設を求めます。

3 震災により新たに必要となるボランティアセンター運営費（人件費）の全額国庫補助制度の創設

今回の地震被害により、県社会福祉協議会は県災害ボランティアセンターを立ち上げ、各被災地の市町村災害ボランティアセンターの支援やボランティアに関する問合せ対応等を行っており、人件費等センター運営に多額の費用が発生しています。

特に、災害ボランティアセンター業務等に対応する職員の補助を行うために雇用する臨時職員の人件費は、県ボランティアセンターの大きな負担となっており、ひいては県社会福祉協議会の運営に支障が生じる事態となるため、十分な手当が必要です。

このため、震災により新たに必要となるボランティアセンター運営費（人件費）の全額国庫補助制度の創設を求めます。

4 被災した子育て世帯等に対する支援の拡充

今回の地震により、多くの子育て世帯が被災しています。

このままでは、支援に係る対応により、地方負担が過大になることから、以下の事項について対応を求めます。

- (1) 被災した子育て世帯の保育料等の減免措置拡大など経済的負担軽減のための国庫補助制度を創設すること。
- (2) 被災した妊産婦及び乳幼児に関する相談支援についての全額国庫補助制度を創設すること。

- (3) 東日本大震災と同様、母子父子寡婦福祉資金に必要な原資を確保すること。
- (4) 母子父子寡婦福祉資金について、利子負担の軽減（無利子）及び貸付対象（基準）の拡大を図ること。
- (5) 児童相談所等相談機関が行う相談対応に対し全額国庫補助制度を創設すること。
- (6) 地震により住居や職を失った母子世帯の保護件数の増加が見込まれるため、これに伴う県及び市への国庫負担金率を嵩上げすること。
(国 1/2、県 1/2 国 2/3、県 1/3)(国 1/2、県 1/4、市 1/4 国 2/3、県 1/6、市 1/6)
- (7) 被災した住所地の保育所を休園した上で、避難先の一時預かり事業を利用した場合、二重の負担となるため、利用料についての国庫補助制度を創設すること。

5 心のケアセンター設置費についての国庫補助制度の創設

被災地では、PTSD症状の長期化、生活への不安等も重なり、うつ病や不安障害等が増大することが考えられ、精神疾患に関する相談支援や被災者の訪問支援、心の健康に関する普及啓発など、被災者等の中長期的な心のケアを行う「熊本県こころのケアセンター（仮称）」の設置が必要です。

そのため、新潟中越大震災や東日本大震災時と同様に、センターの設置・運営に係る費用についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

6 被災を理由とする補装具の給付及び市町村地域生活支援事業についての全額国庫補助制度の創設

今回の地震により補装具や日常生活用具が紛失又は破損し、その再交付に係る費用の増加が見込まれます。また、移動支援事業や日中一時支援事業等、市町村地域生活支援事業の費用も増大することが見込まれます。

現行制度では、県及び市町村等が費用負担することとなっているため、地方負担が過大となります。

そのため、これらの事業についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

7 情報弱者に対する情報伝達体制づくりについての国庫補助制度の創設

避難所等で生活する聴覚障がい者や視覚障がい者などの情報弱者に対して、手話や要約筆記、音声情報の提供など十分な支援ができていない状況にあります。

避難所は多数あり、それぞれに通訳者を配置することが必要ですが、人材不足の状況のため、代替手段としてタブレット端末を活用した遠隔手話等による情報提供も必要となっています。

そのため、通訳者の配置やタブレット端末の配備についての国庫補助制度の創設を求めます。

8 生活衛生関係営業者への支援

住民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業者は、そのほとんどが中小・零細企業です。

今回の地震により被災した営業者も多く、営業再開には新たな設備投資が必要な状況にあります。そのため、東日本大震災と同様、(株)日本政策金融公庫の行う貸付期間の延長等の優遇を実施するとともに、既貸付に係る返済猶予又は返済免除について特別の配慮を求めます。

また、設備資金への低利融資を行うため、これらに必要な利子補給の資金の追加を求めるとともに、店舗の再建が困難な生活衛生関係営業者に対する支援を求めます。

9 医療施設等災害復旧費補助金についての対象範囲の拡大及び国庫補助率の嵩上げ

医療施設等災害復旧補助金の対象施設については、公的医療機関や救命救急センター、在宅当番医制診療所等の政策医療を実施している民間医療機関に限定されています。対象外の民間医療機関についても、少なくとも保険医療機関の適用を受けた医療機関においては、病床機能の分化・連携を推進していく中で、地域医療の役割をそれぞれ担っていることから、対象医療機関に含めることを求めます。

また、今回の被災では、敷地の地割れ、液状化等で施設の復旧に当たり、土地を造成する必要があったり、また、敷地の状況によっては他の土地を取得し移転したりする必要が生じますが、土地の造成費及び取得費は補助対象経費に含まれていません。医療機関の負担を軽減するため、土地の造成費及び取得費についても補助経費とすることを求めます。

さらに、公的医療機関は激甚災害指定の場合、補助率が嵩上げ(1/2 2/3)されるのに対し、民間医療機関にはそうした嵩上げはなく1/2のままです。公民格差を設けることなく、民間医療機関の補助率についても、公的医療機関と同様、2/3へ嵩上げすることを求めます。

10 地域医療提供体制の再構築に向けた地域医療再生基金の積み増し又は全額国庫の新たな基金制度の創設

地域医療提供体制の再構築に当たっては、被災した医療機関の早期復旧のみならず、被災した医療機関を支援する医療機関で被災者に対する診療が円滑に進むよう、医療従事者の確保や施設・設備の充実が必要です。また、医療機関の被災により離職や休職を余儀なくされた医療従事者に対し、県内の医療機関で雇用の場を確保し、人材の流出を防止する必要があります。

さらに、避難所から自宅等に帰還した被災者への在宅医療による対応など、被災者の新たなニーズへの対応も進めていく必要があります。

そのため、医療機関によるソフト、ハードの両面の取組みが迅速に進められるよう、現在の災害復旧事業の対象とならない事業に対する支援など、地域の実情に応じた財政支援を行うため、地域医療再生基金の事業期間の延長と積み増し又は全額国庫による新たな基金制度の創設を求めます。

11 医療従事者の継続的な勤務を支援するための費用についての国庫補助制度の創設

被災者支援のため、医療従事者が過労等により就業が継続できなくなることがないよう、医療従事者の心身のケアをサポートし、医療の質を維持することが必要です。

被災した医療機関に限らず、被災者を積極的に受け入れる医療機関に対して、安定的な医療提供

が可能となるための医療従事者の継続的な勤務を支援する費用（心身のケア、医療従事者の派遣受入れ等）についての国庫補助制度の創設を求めます。

1.2 保健衛生施設等災害復旧事業についての国庫補助制度の対象拡大及び補助率の嵩上げ

現行制度上、保健衛生施設等の災害復旧費に対する国庫補助率は、施設ごとに1/3～2/3となっています。この度の地震により保健衛生施設等は壊滅的な被害を受けており、現行補助率では事業者負担が過大となることから、以下の事項について対応を求めます。

(1) 今回の地震で地域の中核となる民間の精神科病院も甚大な被害を受けており、復旧に向けた費用負担により、病院存続の危機を迎えている病院もあります。地域の中核となる民間病院が廃院するようなことがあれば、本県の精神科医療体制にも大きな支障を来してしまうことになります。このため、東日本大震災時と同様、精神科病院等に対する災害復旧事業については、民間病院を含め、要件を付さずに、全ての精神科病院を補助対象にすることを求めます。

また、公的医療機関に加え、壊滅的な被害を被った民間の精神科病院についても、国庫補助率の嵩上げ(1/2 2/3)を求めます。

(2) 食肉衛生検査所については、東日本大震災時と同様、設備費の国庫補助率嵩上げ(1/3 全額)を求めます。

(3) 今回の地震により製造ラインに壊滅的な被害を被った民間と畜場が災害復旧事業の対象となっていないため、このままでは復旧が進まず、と畜場としての機能に大きな支障が生じることが懸念されます。そのため、地方公共団体が設置すると畜場に加え、壊滅的な被害を被った民間と畜場についても、災害復旧事業の対象とするとともに、東日本大震災時における地方公共団体が設置すると畜場に対する取扱いと同様、施設についての国庫補助制度の創設を求めます。

また、設備についても、東日本大震災と同様、国庫補助率の嵩上げ(1/2 全額)を求めます。

(4) 第一種及び第二種感染症指定医療機関の新設等に必要工事費等まで対象を拡充した国庫補助制度の創設を求めます。また、東日本大震災と同様、国庫補助率の嵩上げ(1/2 2/3 等)を求めます

(5) 東日本大震災と同様、火葬場の災害復旧費についての国庫補助率の嵩上げ(1/2 2/3)を求めます。

また、補助対象施設については、要件を付さずに全ての施設とすることを求めます。

1.3 精神科病院に対する人的支援及びそれについての国庫補助制度の創設

今回の地震による施設損壊等により外来・入院対応ができなくなった精神科病院においては、外来・入院の再開、再開後の診療継続に向けて財政的・人的な支援が必要となっているほか、入院患者を県内外の他病院に転院させた病院については、施設改修後の転院患者の復院についての支援が必要となっています。また、被災地における精神科病院においては、震災のダメージによる精神患者の増加や通院が困難な患者への訪問支援等のニーズの増加が見込まれます。

そのため、被災地の精神科病院の機能を回復・補完・維持するための人的支援及びそれについての国庫補助制度の創設を求めます。

1 4 精神科救急医療体制整備事業所要額についての全額国庫補助制度の創設

被災により、精神障がいのある人からの相談や診療患者の増加が予想されますが、現行の医療体制では十分な対応ができないことが懸念されます。

そのため、精神科救急医療体制整備事業の実施に必要な所要額の確保についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

1 5 認知症疾患医療センター運営事業についての全額国庫補助制度の創設

今回の地震による急激な生活環境変化に伴い、認知症等の症状の発現や、悪化した患者からの認知症疾患医療センターへの相談、受診の急増、被災認知症高齢者等に関係した地域包括支援センター等との連絡調整業務の増加が見込まれます。

しかし、現行制度では、認知症疾患医療センター等の災害関連業務に必要な補助金の上乗せ制度はありません。

そのため、災害関連業務についての全額国庫補助制度の創設（メニュー新設）を求めます。

1 6 薬局等の復旧・復興についての国庫補助制度の創設

今回の地震による施設・設備損壊等により業務ができなくなった薬局や医薬品卸売業、医薬品・医療機器製造所等では、現在業務再開に向けて対応しているところですが、建替え等で多額の費用が発生することが見込まれます。

医療施設については、医療施設等災害復旧費による国庫補助制度がありますが、現在、医薬品等の供給を担う薬局等に対する国庫補助制度は設けられておりません。

そのため、被災した全ての薬局等に対して、業務再開に向けた施設・設備の整備についての国庫補助制度の創設を求めます。

1 7 社会福祉施設等災害復旧費についての国庫補助率の高上げ（老人福祉施設、介護保険施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設、保護施設、隣保館施設）

（1）老人福祉施設等は、地震により 545 施設以上（6/17 時点）が被災しています。

しかし、現行制度では、県及び設置者において復旧費の 5/12 ~ 2/3 の負担が必要となっており、多額の負担が生じてしまう状況です。

そのため、東日本大震災と同様、国庫補助率の高上げ（特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム：7/12 2/3、その他の施設 1/3 ~ 1/2 1/2 ~ 2/3）及び事務手続の簡素化、迅速化を求めます。

また、介護老人保健施設の国庫補助率については現在 1/3 とされており、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）等に比べて多額の負担が生じることから、阪神・淡路大震災、東日本大震災時における老人福祉施設等並み（1/3 2/3）にするよう、高上げを求めます。

（2）児童福祉施設は、地震により 510 施設以上（6/17 時点）が被災しています。

しかし、現行制度では、県、設置者ともに復旧費の 5/12 ~ 1/3 の負担が必要となっており、多

額の負担が生じてしまうため、復旧できない施設が多数生じることが懸念されます。

そのため、東日本大震災と同様、国庫補助率の嵩上げ（保育所等：7/12 2/3、児童厚生施設：1/3 1/2）を求めます。

（3）障がい者福祉施設は、地震により 267 施設以上（6/17 時点）が被災しています。

しかし、現行制度では、県、設置者ともに復旧費の 1/4 の負担が必要となっており、多額の負担が生じてしまうため、復旧できない施設が多数生じることが懸念されます。

そのため、東日本大震災と同様、国庫補助率の嵩上げ（1/2 2/3）を求めます。

（4）保護施設は、地震により 2 施設以上（6/17 時点）が被災しています。

しかし、現行制度では、県、設置者ともに復旧費の 1/4 の負担が必要となっており、多額の負担が生じてしまうため、復旧できない施設が生じることが懸念されます。

そのため、国庫補助率の嵩上げ（1/2 2/3）を求めます。

（5）隣保館施設は、地震により 4 施設が被災しています。地方改善事業を円滑に進めるためには施設の早期復旧が必要です。

しかし、現行制度では、県、市町村ともに復旧費の 1/4 の負担が必要となっており、多額の負担が生じてしまう状況です。

そのため、国庫補助率の嵩上げ（1/2 2/3）を求めます。

1.8 社会福祉施設等災害復旧費についての国庫補助制度の拡充等

今回の地震により、多くの社会福祉施設等（老人福祉施設等 545 以上、児童福祉施設 510 以上、障がい者福祉施設 267 以上、保護施設 2 施設以上）が被災しています。

（1）特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム以外の老人福祉施設等は、激甚法に基づく引上げの対象とはなっていないため、これらの施設についても、東日本大震災と同様、支援を求めます。

また、災害復旧費補助金の対象となっていない民間事業者（交付金の交付を受けていない認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等）及び有料老人ホーム等への補助対象の拡大及び事務手続の簡素化、迅速化を求めます。

さらに、以下の事項についても対応を求めます。

- ・現行の社会福祉施設等災害復旧費制度では、老人福祉施設等の復旧に必要なものでも補助対象外の費用があります。なかでも、建て替えや高額備品、地割れ対策、耐震工事等が対象外となっていることで、復旧に多額の経費が生じます。

そのため、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助に係る対象範囲の拡大（建て替え、高額備品、地割れ・沈下対策、耐震工事等）を求めます。また、被災地域の状況を踏まえた社会福祉施設等災害復旧費国庫補助に係る事務手続の弾力化、迅速化を求めます。

- ・断層線付近に立地する施設については移設の必要も生じることから、災害復旧費用の対象として、建物のみならず、土地の取得・整地、既存建物の買収、建物以外の工作物、設備・車両も加えること

- ・ボイラー・外柵等付属設備の補修、車両・パソコン・利用者用ベッド・利用者用車いすの再配備などへの補助対象の拡大

- ・今後、施設が防災対策として行う耐震工事あるいは自家発電装置の設置・拡充を行う際の十分な費用の助成
- ・施設が被災することにより長期的に利用者を避難させるために応急仮設施設を建設したり、利用者を他施設に移管させたりすることにより生じる新たな費用負担を補てんするための全額国庫補助制度の創設
- ・賃貸物件にて事業を実施している事業者の中には、貸主の経済的な理由により物件の修繕が困難又は長期化するケースもあるため、貸主に対する修繕費の一部補助又は無利子での貸出し等必要な措置
- ・社会福祉施設等の臨時事業所の設置許可(仮設入所施設、仮設デイサービス等)について、被災した施設の補修・再建が完了するまでの間の事業許可
- ・旧設備基準で建てられた施設が大きく損傷し建て替える場合、現在の設備基準で建て替える必要があるが、そのため居室面積等が増加した分等についても災害復旧費の対象に加えること

(2) 現行の社会福祉施設等災害復旧費制度では、児童福祉施設の復旧に必要な不可欠なものでも補助対象外の費用があります。なかでも、建て替えや高額備品、地割れ対策、耐震工事等が対象外となっていることで、復旧に多額の経費が生じます。

そのため、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助に係る対象範囲の拡大(建て替え、高額備品地割れ対策、耐震工事、外柵等付属設備補修、施設内道路補修、遊具補修等)を求めます。また、被災地域の状況を踏まえた社会福祉施設等災害復旧費国庫補助に係る事務手続きの弾力化、迅速化を求めます。

(3) 被災した就労移行支援、就労継続支援などの障害福祉サービス事業所等においては、生産活動の再開に不可欠な設備整備費等が災害復旧費補助金の対象外となっています。

このため、東日本大震災と同様、社会福祉施設等設備災害復旧費等についての国庫補助制度の創設を求めます。

さらに、以下の事項についても対応を求めます。

- ・断層線付近に立地する施設については移設の必要も生じることから、災害復旧費用の対象として、建物のみならず、土地の取得・整地、既存建物の買収、建物以外の工作物、設備・車両も加えること
- ・ボイラー・外柵等付属設備の補修、施設内道路等の補修など補助対象の拡大
- ・今後、施設が防災対策として行う耐震工事あるいは自家発電装置の設置・拡充を行う際の十分な費用の助成
- ・施設が被災することにより長期的に利用者を避難させるために応急仮設施設を建設したり、利用者を他施設に移管させたりすることにより生じる新たな費用負担を補てんするための全額国庫補助制度の創設
- ・賃貸物件にて事業を実施している事業者の中には、貸主の経済的な理由により物件の修繕が困難又は長期化するケースもあるため、貸主に対する修繕費の一部補助又は無利子での貸出し等必要な措置

(4) 現行の社会福祉施設等災害復旧費制度では、保護施設の復旧に必要な不可欠なものでも補助対象外の費用があります。なかでも、地割れ対策等が対象外となっていることで、復旧に多額の経費が生じます。

そのため、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助に係る対象範囲の拡大（地割れ対策等）を求めます。

19 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の拡充

今回の地震により、545施設以上（6/17時点）の老人福祉施設等が被災しており、復旧に多額の経費が生じます。

被災した施設の中には、現行の社会福祉施設等災害復旧費制度の対象とならない、民間事業者等の開設した認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の施設、及び有料老人ホーム等も含まれているところです。

そのため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の補助対象経費に災害復旧費を加えること及び必要な財源の確保を求めます。

20 安心子ども基金の対象範囲拡大及び積み増し

安心子ども基金は、現行上、既に保育所等の整備や改修に対する費用として活用することとされていますが、補助率が通常と同じであり、また、保育所等大規模修繕が対象で軽微な小修繕は対象外とされているほか、被災した保育所等の児童を受け入れる場合の追加の備品整備も対象外とされていることから、補助率の嵩上げ及び被災した施設の修繕や備品整備についても、基金事業の対象となるよう範囲の拡大を求めます。

また、東日本大震災と同様の事業の創出及び基金の積み増しを求めます。

21 （独）福祉医療機構の融資制度拡充及び二重債務の解消

現行制度上、（独）福祉医療機構による被災した社会福祉法人や社会福祉施設、介護保険施設等（医療法人が開設する介護老人保健施設を含む）の開設者に対する災害復旧貸付の融資率は90%以下となっており、また貸付利率についても災害復旧貸付（経営資金）の貸付利率は0.2%であり、特定有料老人ホーム、営利法人等が行う認知症高齢者グループホーム等に対する貸付利率は通常の貸付利率となっています。

地震により、社会福祉関係施設等も甚大な被害を受けており、現行の融資率や貸付利率では社会福祉法人や社会福祉施設、介護保険施設等の開設者の負担が過大になるほか、地域の福祉拠点として復旧を急ぐ必要があることから、東日本大震災と同様、融資率の拡大、貸付利率の無利子化とともに、事務手続の簡素化及び融資審査の迅速化を求めます。

また、二重債務を解消するため、東日本大震災と同様、旧債務に係る積極的な条件変更（償還期間の延長、金利の見直し等）を求めます。

さらに、以下のとおり介護老人保健施設向けの貸付制度の充実を求めます。

- ・増改築資金の融資率を100%とすること
- ・長期運転資金は、無利息、無担保、無保証とすること
- ・償還期間、据置期間の延長
- ・未償還貸付分を含めた融資条件の緩和

- ・医療法人に対し、社会福祉施設並みの貸付利率の適用又は利子補給制度の創設

2.2 民間建立慰霊碑再建費についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、民間団体が建立したシベリア抑留者慰霊碑が倒壊しました。

本来であれば、民間団体が建立した慰霊碑については、建立者や管理者が自ら維持管理を行うことが基本ではあります。

しかし、現行制度では、都道府県や市区町村が行う管理状況不良の民間建立慰霊碑の移設及び埋設に関する補助事業はありますが、再建についての支援メニューがなく、多額の費用を要する慰霊碑の再建を民間団体が行うことは困難であり、管理状況不良の慰霊碑が放置されることは、戦没者慰霊や住民の安全の観点から好ましくありません。

そのため、慰霊碑再建についての国庫補助制度の創設を求めます。

2.3 被災した介護、障がい福祉施設等の事業再開に要する諸経費及び運営費についての国庫補助制度の創設等

今回の地震により、多くの社会福祉施設等（老人福祉施設等 545 以上、障がい者福祉施設 267 以上）が被災しています。

現行制度上、災害復旧費は建物被害に対する補修等しか認められておらず、ベッド、パソコン、電話、FAX等、事業再開に必要な備品等については補助対象となっていません。

被災した介護、障がい福祉施設等の復旧支援のため、東日本大震災と同様、事業再開に要する諸経費についての国庫補助制度の創設を求めます。

また、被災者や生活物資の受入れのため営業停止した施設等に対する休業補償等についての特別の財政措置及び、被災により利用者が減った施設・事業所等の運営費の減収について、国庫補助制度の創設を求めます。

さらに、就労移行支援、就労継続支援など障害福祉サービス事業所等においては、発注元企業等が被災したことなどにより収益が減少しているため、利用者の賃金を補てんするための国庫補助制度の創設を求めます。

2.4 被災した児童福祉施設等の運営についての国庫補助制度等の創設

- (1) 被災による休所・休園又は退園により児童数が減った児童福祉施設等の運営費の減収について、運営主体である市町村・社会福祉法人等に対して、開所、開園している場合と同様の財政支援を行う国庫補助制度の創設を求めます。
- (2) 被災した児童福祉施設等の運営主体である社会福祉法人等が運転資金等の貸付けを受ける際の無利子融資制度の創設を求めます。
- (3) NPO法人等によって実施されている小規模保育や地域子育て支援拠点等の社会福祉関連事業について、建物損壊等の被害が生じていますが、現行の災害復旧費の国庫補助制度の対象となっていないため、国庫補助制度の創設を求めます。

(4) 被災により保育士の確保に支障を来している保育所等において、円滑に潜在保育士等の確保ができるよう、修学資金貸付事業等事業の要件緩和(償還免除期間5年 1年等)を求めます。

2.5 社会福祉施設等への人的支援制度及び国庫補助制度の創設

今回の地震により、社会福祉施設等の職員が被災者となっており、施設運営に必要な人員が確保できない状況です。現在、国は他県等から社会福祉施設等に派遣可能な介護職員等の人数等を、県は社会福祉施設等の支援要望の把握を行い、介護職員等の支援受入を行っています。

しかし、現行制度では、介護職員等の継続的な人的支援制度がありません。

そのため、今後も、県内からの人的支援を含めた継続的な人的支援及びそれについての国庫補助制度の創設を求めます。

また、福祉人材不足が慢性化しているなか、今回の地震により、多くの福祉施設職員自身が被災しながら職務に邁進しており、心身ともに限界にきていることから、早急な仮設住宅等住まいの確保をしながら、安全な生活の提供にご尽力いただくことを求めます。

なお、介護人材については、高齢者人口の増加に伴う需給ギャップへの対応が課題となっておりますが、特に今回の地震により大きな被害を受けた地域においては、介護職員の離職が懸念されます。このため、今後、こうした地域において、中長期的な観点から介護人材確保に係る施策を抜本的に進めていくための全額国庫補助制度の創設を求めます。

2.6 高齢者のサポート拠点の設置等についての全額国庫補助制度の創設

今回の地震により、応急仮設住宅が建設され多数の高齢者が応急仮設住宅に入居を予定している状況であり、長期的に、被災された在宅高齢者等の生活再建支援等を進めていく必要があります。

しかし、現行制度では、被災した高齢者の総合相談、生活支援等を行う総合的な機能を有するためのサポートを行う制度がありません。

そのため、東日本大震災と同様に、専門職種の相談員による相談・生活支援等を行うサポート拠点の設置等についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

2.7 「発達障がい者支援センター」への人的及び財政的支援についての全額国庫補助制度の創設

震災後、熊本県南部発達障がい者支援センター「わるつ」及び熊本県北部発達障がい者支援センター「わっふる」が避難所等を巡回し、相談支援を行っています。

東日本大震災と同様に、震災により増加した発達障がい者支援センターの相談対応業務に係る人的及び財政的支援についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

2.8 社会福祉施設職員等退職手当の支給に要する国庫補助事業費の確保及び掛け金の支払猶予

今回の地震により、被災した施設等においては、施設の復旧に時間を要し、施設運営にも多大な影響が発生することが見込まれます。

このような負担を最小限に抑えるため、被災地の職員等の退職手当の支給に要する国庫事業費の確保及び掛け金の支払期限の猶予等の措置を求めます。

2 9 国民健康保険及び後期高齢者医療の自己負担の免除及びこれに対する国庫補助制度の創設

今回の地震により、被災した国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の入院時食事療養費等の自己負担の増加等が見込まれることから、東日本大震災と同様に、被災した被保険者について、入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る自己負担を免除し、国において全額支給する制度の創設を求めます。

3 0 災害による国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金の減免措置に対する財源措置（補てん）

今回の地震により、一部の市町村においては壊滅的な被害を受け、県内の被災者も多数となり、医療機関等の受診も増大すると見込まれます。

それに伴い国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市町村及び後期高齢者医療広域連合による一部負担金の減免額も極めて多額になると見込まれることから、東日本大震災と同様、国による補てんを求めます。

3 1 災害による国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料（税）の減免措置に対する財源措置（補てん）

今回の地震により一部の市町村においては壊滅的な被害を受け、県内の被災者も多数となっています。

それに伴い生活に困窮する場合も生じることが見込まれ、被災者からの申請等に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料（税）の減免額が極めて多額になると見込まれることから、東日本大震災と同様、国による補てんを求めます。

3 2 国民健康保険の保険者等の固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）の収入減少に対する国庫補助制度の創設

今回の地震により一部の市町村においては壊滅的な被害を受け、県内の被災者も多数となっています。それに伴い被災者からの申請等に基づく固定資産税の課税免除も増加することが見込まれます。

国民健康保険制度における保険料（税）の賦課方式について、資産割を含む4方式を採用している市町村においては、国民健康保険料（税）の収入減少が見込まれることから、東日本大震災と同様、被災者の方々の固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）の収入減少についての国庫補助制度の創設を求めます。

3 3 介護給付費負担金等についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、壊滅的な被害を受けたため、被災市町村の財政基盤が大きく損なわれ、厳しい財政状況に陥ることが懸念されます。

そのため、被災市町村の介護給付費負担金等について、介護保険給付費の地方負担分に対する国費による補てんや、調整交付金の増額、財政安定化基金の交付要件の緩和など、国庫補助制度の創設をはじめとした十分な財政支援措置を求めます。

3 4 介護保険料、サービス利用料等の減免に係る負担増についての国庫補助制度の創設

市町村が、被災者に対し免除する介護保険サービス利用料や介護保険料が多額となることが見込まれます。

しかし、現行制度では、減免した介護保険サービス利用料等の一部にしか交付金等の財政支援制度はありません。

そのため、東日本大震災と同様、被災者の介護保険利用料・保険料の減免及び食費・居住費の自己負担額の減免に係る市町村・県の負担増についての国庫補助制度の創設を求めます。

3 5 児童入所施設の減免措置についての国庫補助制度の創設

児童入所施設に児童が入所した場合、所得に応じ保護者負担金が発生しますが、震災の影響により減免を行う際、現在、その減免分を国庫で補てんする制度がなく、県及び市で補てんする場合、その負担が過大となることが見込まれます。

そのため、東日本大震災と同様、災害による保護者負担金減免による県及び市の負担額の増加分等についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

3 6 障がい児入所施設の減免措置についての対象範囲の拡大及び国庫補助制度の創設

障がい児入所施設の利用について、所得に応じ保護者負担額の減免をしていますが、震災の影響により更なる減免を行う際、現在、その減免分を国庫で補てんする制度がなく、県で補てんする場合、その負担が過大となることが見込まれます。

また、施設利用に係る食費・居住費については、減免の対象として認められていない状況です。

そのため、東日本大震災と同様、減免措置の対象範囲の拡大を求めるとともに、災害による保護者負担金減免による県負担額の増加分等についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

3 7 障害者支援施設等における減免措置についての対象範囲の拡大及び国庫補助制度の創設

障害者支援施設等の利用について、市町村が所得に応じ利用者負担額を減免していますが、震災により被災した利用者に対し更なる減免を行う際、現在、その減免分を国庫で補てんする制度がなく、県及び市町村で補てんする場合、その負担が過大となることが見込まれます。

また、施設利用に係る食費・居住費については、減免の対象として認められていない状況です。
そのため、東日本大震災と同様、減免措置の対象範囲の拡大を求めるとともに、災害による利用者負担金減免による県及び市町村負担額の増加分等についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

3 8 健康保険の特例措置及びそれに伴う給付費の増加分についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、被災した健康保険の被保険者の療養費等の自己負担の増加や事業者の賃金未払いに伴い保険料の支払いが困難になること等が見込まれることから、東日本大震災と同様の特例措置を設けるとともに、それに伴う給付費の増加分についての国庫補助制度の創設を求めます。

- (1) 被災した被保険者について、次の療養費等に係る自己負担を免除し、国において全額支給すること。
 - ・入院時食事療養費、入院時生活療養費
 - ・療養費、保険外併用療養費、家族療養費、特別療養費
- (2) 事業所において、被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、健康保険の保険料（介護保険の第二号保険料を含む）を免除可能とすること。
- (3) 特例措置に伴う全国健康保険協会の給付費の増加分に対して、国庫補助を創設すること。

3 9 医療給付費等国庫負担金等の年度前半への重点交付について

今年度は被害が大きかった市町村及び国保組合において、医療費等の実支出額が増大することが見込まれ、特に年度前半に資金繰りに窮することが想定されます。

そのため、資金繰り支援として、平成 28 年度分の医療給付費等国庫負担金等については、従来のように毎月均等額を交付するのではなく、東日本大震災と同様、年度の前半に手厚く交付するよう求めます。

4 0 診療報酬算定上の施設基準の緩和の拡充

今回の地震により、保険医療機関は甚大な被害を負い、震災前の診療体制を維持することが困難になっています。

しかし、従来通りの施設基準で診療報酬算定を行うと、医療機関は大幅な減収となり、また、被災に伴い医療提供体制が整わないため、職員が過重労働に陥ることが容易に見込まれます。

そのため、東日本大震災と同様、職員の配置基準などの診療報酬算定上の施設基準の緩和対象を拡大するなど、柔軟な対応を求めます。

4 1 市町村保健センターの災害復旧のための工事費等についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、市町村保健センターが被災し、復旧に多額の経費が生じると見込まれます。

しかし、現行の「保健衛生等施設・設備国庫補助金」交付要綱では、該当補助事業がなく市町村の財政負担が大きいいため、市町村保健センターの復旧が進まず地域住民の身近な健康づくりの拠点

が十分機能しなくなる恐れがあります。

そのため、東日本大震災と同様、市町村保健センターの施設・設備災害復旧のために必要な工事費等についての国庫補助制度の創設を求めます。

4.2 地方衛生研究所の検査機器等の災害復旧費についての国庫補助制度の創設

地震により、地方衛生研究所である保健環境科学研究所が被災し、一部の検査機器が使用不可能な状況です。当施設の機能を回復するためには故障機器の更新は不可欠です。

しかし、現行制度では機器購入に対する国の支援メニューはなく、多額の費用を要する機器の更新を行うことは困難です。

そのため、実質的に地方負担なく施設機能が再建できるよう、東日本大震災と同様、地方衛生研究所の検査機器等の災害復旧費についての国庫補助制度の創設を求めます。

4.3 県有施設（健軍くらしささえ愛工房）の災害復旧に係る国庫補助制度の創設

地震により、県営健軍住宅の1階部分に先駆的な在宅福祉サービスの開発・普及、地域共生ケアのモデル構築等を目的として整備した当該施設が、大きな被害を受けました。

当該施設を普通財産としてNPO法人に貸し付けていますが、施設の被害が大きく、その法人が行っている小規模多機能型居宅介護や小規模保育事業等について休業を余儀なくされているため、早急な復旧が必要です。

そのため、当該施設の復旧に要する費用について、国庫補助制度の創設を求めます。

4.4 災害に対応した認知症医療・介護等の専門人材の育成に係る全額国庫補助制度の創設

(1) 地震による急激な生活環境変化に伴い、認知症等の症状の発現や悪化した患者への対応、避難所や仮設住宅入居者への支援など、災害に対応した専門職の知識・技能が求められます。

しかし、現行制度では、医療介護総合確保基金対応であり、災害に対応した認知症医療・介護の専門人材の育成に必要な国庫補助制度はありません。

そのため、災害に対応した認知症医療・介護の専門人材の育成についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

(2) 地震による急激な生活環境変化に対応することが困難な発達障がい者など障害のある人に対し、避難所や仮設住宅での生活支援など、災害に対応した専門職の知識・技能が求められています。

しかし、現行制度では、災害に対応した臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門人材の育成に必要な経費は十分に措置されておらず、県負担が過大となっております。

そのため、災害に対応した専門人材の育成についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

4 5 被災した認知症高齢者等への支援活動への助成に係る国庫補助制度の創設

今回の地震による急激な生活環境変化に伴い、認知症等の症状の発現や悪化した患者への対応が必要となっていますが、本県はこれまでに多数の認知症サポーターを養成しており、認知症サポーター等による傾聴ボランティア等の自発的な活動が求められます。

現行制度では、被災した認知症高齢者等への支援活動助成に必要な国庫補助制度はありません。そのため、被災した認知症高齢者等への支援活動助成についての国庫補助制度の創設を求めます。

4 6 被災した保育所等における被災度区分判定調査に要する費用についての国庫補助制度の創設

被災した保育所等について、壁や柱、基礎などに亀裂が生じ、建物本体の強度に不安がある施設があり、被災度区分判定調査を実施し、新築復旧や補修復旧の判別を行う必要があります。

しかし、実施にあたっての補助制度がなく、設置者の自己負担が大きいため、国庫補助制度の創設を求めます。

4 7 被災した保育所等が分園を設置する際の総合的な支援についての国庫補助制度の創設

被災した南阿蘇村においては、道路や橋の崩落により、大部分の住民が大津町の避難所等に避難しており、乳幼児、児童や職員が本校や本園に通学・通園できなくなっています。

そのため、やむを得ず別の場所に保育所の分園や放課後児童クラブの設置を検討しています。

そのような分園や放課後児童クラブの設置に係る建設費、借地費用、保育士及び放課後児童支援員の確保の費用等について、人材の派遣等も含めた総合的な支援についての国庫補助制度の創設を求めます。

4 8 被災した子どもたちに接する保育士、放課後児童支援員等への心のケア研修及び心のケア相談に要する費用についての国庫補助制度の創設

被災した保育所等に通う児童については、余震が続く中、大きなストレスを抱えています。

また、児童に接する保育士や放課後児童支援員等自身も被災し、大きなストレスを抱えながら、現場でストレスを抱えた児童の保育を実施しているところであり、保育士や放課後児童支援員等が児童に対する心のケアについて学ぶための研修や保育士や放課後児童支援員自身への心のケア相談を実施する必要があります。

しかし、実施にあたっての補助制度がないため、被災した子どもたちに接する保育士、放課後児童支援員等への心のケア研修及び心のケア相談に要する費用についての国庫補助制度の創設を求めます。

4 9 医療施設耐震化臨時特例基金の積み増し

本県では、地震発生時の医療拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化はほぼ完了

したものの、病院全体の耐震化率は、全国平均 69.4%を下回る 62.6%となっています。

また、耐震診断を実施していない病院は、救急病院を含め、58 施設存在（県内全病院の 27%）します。

このような現状を踏まえ、今後、二次救急病院や I S 値（Seismic Index of Structure：耐震指標）が低い病院を中心に、引き続き耐震化を推進するため、今年度末を終期とする医療施設耐震化臨時特例基金の事業期間の延長と積み増しを求めます。

5 0 熊本県総合保健センターの復旧、被災地健康相談支援及び健康支援活動拠点化整備についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、健康診断・検診・保健指導・普及啓発事業を行い、県民の健康向上に寄与している熊本県総合保健センターが被災して、近隣市町村住民の健康診断などができなくなるなどの影響が発生しています。そのため、すみやかに原状を回復し、加えて今回の地震により仮設住宅等での生活が予定される方々の健康管理を進めていくため、次の事業を実施する必要があります。

(1) 同施設の復旧

(2) 被災地の仮設住宅や避難所および事業所を保健師、看護師、管理栄養士等が定期的に巡回して、民や事業所の従業員を対象に各種健康相談やメンタルヘルス対応健康相談を行うこと

(3) 災害時の市町村地域の保健活動能力を長期にわたり支援する体制を整備し、同センターがその拠点機能を担い、また必要な施設整備を行うことで効率的な支援体制を構築すること

しかしながら、現行制度では必要な経費は民間事業者の自己負担となっており負担が過大となることから、上記事業についての国庫補助制度の創設を求めます。

5 1 水道施設の災害復旧費についての国庫補助率の嵩上げ、補助対象範囲の拡大、並びに耐震化についての国庫補助事業費の確保、国庫補助率の嵩上げ

今回の地震により、20 市町村で水道施設（配水池、送水管等）が破損し、被災した市町村では、復旧には 118 億円（H28.5.31 現在）が必要と見込まれます。

しかし、現行制度では、水道復旧費に対しては、上限で 2/3 の国庫補助がありますが、復旧には多額の費用を要し、地方負担が過大となります。

そのため、東日本大震災と同様、水道施設の災害復旧についての国庫補助率の嵩上げ（2/3 8/10 ~ 9/10）、また、補助対象範囲の組合営簡易水道事業及び管路漏水調査等への拡大を求めます。

また、再度の地震により再びライフラインが崩壊することのないよう、水道施設の耐震化についての国庫補助事業費の確保及び国庫補助率の嵩上げを求めます。

5 2 ダム管理事業に伴う水道事業者のダム使用权者負担金についての国庫補助制度の創設

熊本地震によるダムの被災箇所において、当面県が緊急的に行う補修及び危険箇所の調査・点検の経費について、ダムを水道水源として利用している事業者に対して、特定多目的ダム法に基づき 7,300 万円の負担金が発生します。

しかし、現行制度では、この負担金への国の支援制度はなく、水道施設復旧を行う水道事業者に

としては過度の負担となっています。

そのため、水道事業者に対する負担金についての国庫補助制度の創設を求めます。

5.3 被災した中小企業等における雇用維持についての国の制度拡充及び国庫補助制度の創設等

今回の地震により、多くの企業・事業者が休業を余儀なくされています。営業再開の目途さえ立っていない企業・事業者も多く、雇用の維持が喫緊の課題となっています。

国が実施する雇用調整助成金制度及び雇用保険失業給付制度においては、今回の地震に伴う支援策として、支給要件の緩和等の措置がなされているところですが、今後、被災した企業・事業者が休業に追い込まれることを防ぐためには、そうした支援策を早急に周知するとともに、積極的な活用を促す必要があります。

そのため、雇用調整助成金制度及び雇用保険失業給付制度雇用調整助成金の更なる拡充 や、これらの制度の活用促進に向けた経営支援機関（金融機関、商工会等）に対する研修会やアドバイザー派遣、産業雇用安定センター等と連携したマッチング等の本県独自の取組みについての国庫補助制度の創設を求めます。

更なる拡充の具体的な内容

（雇用調整助成金）

- ・支給限度日数の拡充（100日 300日等）
- ・助成額（7,810円/日）の引上げ
- ・限度額助成率の引上げ（大企業 1/2 2/3、中小企業 2/3 4/5 等）
- ・支給要件の緩和（雇用保険被保険者数が前年同期に比べ増加してないこと及び過去に支給を受けその対象期間満了から1年を超えていることの要件を除外）
- ・申請手続きの簡素化（労働組合との協定書の省略等）
- ・申請期間（判定期間終了から2カ月）の延長
- ・遡及適用期間（H28.7.20 まで）の延長
- ・対象要件「所定労働延べ日数の1/15（中小企業 1/20）以上」の撤廃
- ・時間外、休日出勤との差し引きの撤廃

（雇用保険失業給付）

- ・支給期間の延長（120日等）
- ・離職してから3カ月の給付制限期間の廃止
- ・休業等から復帰した場合の被保険者期間非通算の廃止（特例措置を利用して支給した場合）

5.4 労働福祉施設の災害復旧事業及び運営財団に対する国庫補助制度の創設

熊本テルサは、勤労者を対象とした職業情報提供、教養、文化並びに健康増進機能等を備えた中核的複合施設として建設したもので、平成16年に雇用促進事業団所有分を財団法人熊本テルサが引き取って運営し現在に至っていますが、今回の熊本地震により施設が被災し、休業を余儀なくされています。

本県は、熊本テルサの建物の一部を所有（共有持分）し、普通財産として同財団に貸し付けています。

そのため、当該施設の災害復旧に係る本県の負担金について、国庫補助制度等の創設を求めます。

また、雇用促進事業団が建設した「勤労者総合福祉センター」である火の国ハイツも熊本テルサと同様に被災し、施設復旧経費の調達など経営面で苦慮しています。

そのため、「勤労者総合福祉センター」の本県の各財団への引き受けの経緯を踏まえ、現在運営している財団法人（熊本テルサ・火の国ハイツ）に対する国庫補助制度の創設を求めます。

5.5 県有施設（教育訓練施設）の災害復旧についての国庫補助率の嵩上げ及び制度の拡充

今回の地震により、高等技術専門学校及び技術短期大学校においては、施設・設備（訓練機器等）に大きな被害を受けています。

現行制度においては、施設及び訓練機器の修繕等について、1/2の国庫補助制度（職業能力開発校設備整備費等補助金）がありますが、東日本大震災と同様、国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を求めます。

また、高等技術専門学校の施設復旧については、早急に施設修繕等を行い訓練を再開する必要がある一方で、建て替え等についての検討も進めていることから、臨時的な施設修繕等に対する国庫補助金の返還について、弾力的な運用が図られることを求めます。

5.6 被災した中小企業等における人材確保についての国庫補助制度の創設等

今回の地震により、多くの企業において人材不足が見込まれています。特に、建設業においては、今後、膨大な復興需要が見込まれる中、早急に人材を確保する必要があります。こうした県内企業における人材不足を解消するため、今回の震災をきっかけに故郷や家族への思いから帰郷を考える人、復興支援に携わることを望む人等を中心としたUIJターン就職希望者に対する就職支援（マッチング等）を実施することが必要です。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがないため、十分な支援ができない状況にあります。

そのため、UIJターン就職希望者に対する就職支援等の本県独自の取組みに対する国庫補助制度の創設や、ハローワーク等における熊本県へのUIJターン就職支援窓口の拡充を求めます。

5.7 被災離職者に対する職業転換給付金についての国庫補助率の嵩上げ

今回の地震により、多くの事業者が甚大な被害を受けたため、訓練手当の受給者が大幅に増加することが予想されます。

現行制度において、被災離職者に対する職業転換給付金（訓練手当）については、1/2の国庫補助制度がありますが、現行の負担割合では地方負担が過大となり、対応できない事態も予想されます。

そのため、国において当該給付金について、国庫補助率の嵩上げを求めます。

5 8 認定訓練校の再建のための国庫負担率の嵩上げ

今回の地震により、県内の認定訓練施設も甚大な被害を受けています。

認定訓練校の運営費及び施設整備については、県が助成する費用に対し1/2の国庫補助制度(国、県、主体それぞれ1/3)がありますが、今回の震災では訓練施設の被害が甚大であるため、現行の負担割合では地方負担が過大となり、対応できない事態も予想されます。

そのため、被災した認定訓練校の再建にあたっては、東日本大震災と同様、国庫負担率の嵩上げ(1/2 3/4)を求めます。

5 9 被災者雇用事業者への奨励金の支給等

今回の地震により、今後、多数の被災求職者が生じることが予想されます。

現行制度では被災者雇用を促進する事業者を支援する国メニューはありませんが、東日本大震災の際には国により、被災者等を雇入れた事業主へ奨励金を支給する支援策(「特定求職者雇用開発助成金」)等がとられています。

このため、東日本大震災と同様、国庫による奨励金を支給するとともに、その対象範囲を新規学卒者まで拡大することを求めます。

6 0 被災した新規学卒者への就職活動支援金の支給

今回の地震により、被災した地域を中心に、事業所が壊滅的な被害を受ける一方で、被災によって就職に必要なパソコンやスーツ等の購入費の確保が困難となり、十分な就職活動ができない学生も存在するところです。

しかしながら、現行制度では被災した新規学卒者に対し、就職活動経費を支援する国メニューはありません。

このため、被災した新規学卒者に対し、国庫による就職活動支援金の支給を求めます。

6 1 ハローワーク機能の充実

今回の地震により、被災した事業主や離職を余儀なくされた被災者が増加することが予想されるため、雇用調整助成金や雇用保険失業給付の支給業務が遅滞することのないよう、東日本大震災と同様、ハローワークの体制の充実を求めます。

また、被災した求職者に対する就職説明会や、被災した事業主の人材確保に対する手厚い支援を求めます。

6 2 新規雇用関連事業についての国庫補助制度の創設

全国的に有効求人倍率が高止まりする中、今回の地震により、県内では多くの企業が被災したため、求人の減少や解雇、給与カット等による人材の県外流出が予想され、また、震災からの復旧、

復興を進めるためには、人材の確保が必要となりますが、被災した県内企業は体力が落ちており、十分な人材を確保することは困難とされます。

そのため、給与等の雇用環境の改善を図ることにより、優良な人材を県内外から確保できるよう、東日本大震災と同様、被災した事業所等に対し雇用に関する奨励金を交付する「事業復興型雇用創出事業」についての国庫補助制度の創設を求めます。

また、雇用維持のためのアドバイザー派遣や出向促進、県外からのUIターンや離職者の雇用を促進する事業等を併せて実施するため、自由度の高い新たな雇用関連交付金についての国庫補助制度の創設を求めます。

6.3 事業所の各種保険料の減免措置

今回の地震により、事業所において甚大な被害が発生しており、当該事業者の被保険者(労働者)に対する賃金の支払いに著しい支障が生じることが予想されます。

そのため、事業主負担分に係る健康保険料、介護保険料、労働保険料及び厚生年金保険料を免除可能とするよう求めます。

6.4 「緊急雇用創出事業」に係る基金の弾力的運用について

今回の地震により、被災した企業の中には事業の縮小や廃止を余儀なくされる企業もあり、それに伴い、今後多数の離職者が発生することも想定されます。

そのため、事業期間の制約から執行するに至らなかった「緊急雇用創出事業」に係る基金の残額を利用できるようにする等、弾力的な運用を可能とするよう求めます。

6.5 ハローワークのサテライト事務所の設置について

今回の地震により、企業等も大きな被害を受け、従業員の離職や雇用保険等の相談については、今後多数寄せられることが想定されます。

そのため、被災地の中でも特に現在のハローワークから交通不便の地域については、サテライト事務所を設置するよう求めます。

6.6 被災した職業訓練受講者等への支援措置に対する国庫補助制度の創設

今回の地震により、高等技術専門学校及び技術短期大学の生徒も多数被災しており、中には自宅が全壊する等により避難所からの通学を余儀なくされている生徒もいます。

そのため、東日本大震災と同様、高等技術専門学校及び技術短期大学における訓練生の授業料等減免に対する国庫補助制度の創設を求めます。

6 7 被災した温泉・湧水の復旧に係る国庫補助事業の創設及び法的要件の緩和

今回の地震により、旅館・ホテルの温泉が止まったり、湯量が減ったりなどしています。本県は、全国でも有数の温泉地であり、迅速な復旧が図れなければ、このままでは旅館・ホテルの廃業だけでなく、観光業、ひいては地域経済の衰退につながりかねません。

しかし、現行制度では、激甚法に基づく災害復旧費補助事業がありますが、事業協同組合等の共同施設のみが対象になっており、対象外の施設を所有する事業者については復旧経費が全額自己負担となります。加えて、復旧工事を実施するに当たり、温泉法の規定（諸条件）が、迅速な復旧の妨げとなっています。

東日本大震災において「グループ補助金制度」が創設されましたが、1/4の事業者負担が生じます。他の産業と比較して、宿泊施設等は風評被害により施設復旧後も経営が厳しいことが予想されることから、零細な旅館・ホテルにとって過大な負担は困難です。

そのため、次の内容を含む国庫補助制度の創設を求めます。

- (1) 被災した温泉及び湧水の水脈調査に要する経費及び再掘削に伴うボーリング調査に要する経費への支援
- (2) 被災した温泉及び湧水の掘削費用、設備設置（揚水ポンプ・ボイラー設備等）に要する経費への支援

また、温泉の堀削許可等温泉法の規定の要件緩和（災害により枯渇等した源泉の再掘削の申請手続きの免除等）を求めます。

6 8 被災した宿泊施設等の復旧についての国庫補助制度の創設

地震により、被災地域に存する旅館・ホテルのおよそ7割が、施設・設備等を損傷していること等により通常営業ができない状況にあります。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、全て民間事業者負担となり、復旧工事等を実施できない宿泊施設が多数生じることが見込まれます。

そのため、地域経済の停滞を防ぎ、迅速な観光業の復旧を進める観点から、被災したホテル・旅館等宿泊施設や観光施設に係る次の経費について、国庫補助制度の創設を求めます。

- ・被災した施設の施設の応急措置に要する経費
- ・被災した施設の耐震診断に要する経費
- ・被災した施設の耐震設計及び建替えに伴う設計に要する経費
- ・被災した施設の耐震改修及び建替えに要する経費
- ・被災した施設の各種設備の復旧または買替えに要する経費

6 9 被災した宿泊施設等の経営相談等に応じる支援体制の整備

今回の地震により、被災地域に存する旅館・ホテルのおよそ7割が、施設・設備等を損傷していること等により通常営業ができない状況にあります。また、地震のイメージから、復旧後も誘客できるか多くの事業者が不安を抱えています。

しかし、現行制度では、被災した宿泊施設等の経営相談等に応じる支援体制の整備について国の支援メニューはなく、経営維持は事業者の自助によるところです。

そのため、地域経済の停滞を防ぎ、迅速な観光業の復旧を進める観点から、被災したホテル・旅館等宿泊施設等の経営相談等に応じる支援体制の整備を求めます。

70 介護福祉士等修学資金貸付の返還免除対象地域の拡充

今回の地震で、社会福祉施設職員の被災により、介護職員等の人材不足が生じています。県外等からの応援職員の受入れを行っていますが、中長期的な介護職員等の不足が生じることが予想されることから、早期の介護職員等の人材確保対策を講じる必要があります。

他県から本県内への介護職員等の就職を促すため、東日本大震災における被災県と同様、介護福祉士等修学資金貸付に係る貸付返還免除対象地域に本県の全域を追加することを求めます。

71 民生委員・児童委員の被災者支援活動に対する国庫補助制度の創設

今回の地震により、民生委員・児童委員は、地域の被災者支援のため、要援護者等の状況確認や相談案件に対応しています。非常時においては支援のニーズや相談件数も大幅に増加し、民生委員・児童委員の負担が大きくなるため、その活動に対する新たな手当についての国庫補助制度の創設を求めます。

72 被災者の生活再建等を総合的に支援する体制整備についての全額国庫補助制度の創設

今回の地震による被災者が、安心した日常生活を取り戻し、生活再建と自立を達成するためには、被災者の状況に応じた見守りや健康支援、生活支援、地域交流等、総合的な支援体制を構築する必要があります。

このため、東日本大震災と同様、被災者に対する総合的な支援を行う「地域支え合いセンター(仮称)」の設置・運営等についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

73 周産期医療に係る緊急的体制整備についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、県内に2つある「総合周産期母子医療センター」の1つである、熊本市市民病院は、現在、その機能が停止しております。

5月13日、熊本市は、周産期母子医療を中心とした安全安心な病院など、新たな熊本市市民病院の再建を平成30年度に目指す方針を発表しました。さらに、6月1日、熊本市は、当病院の建物調査結果を受け、NICU9床程度(被災前18床)を年内目途に再開することを発表しました。

このような熊本市の方針を踏まえ、本県では、熊本市市民病院の再建までの間、被災前に熊本市市民病院が担っていた役割(NICU18床、GCU24床、MFICU6床の確保等)について、他の周産期医療センター(熊本大学医学部附属病院、福田病院、熊本赤十字病院の3病院)を中心に、県内の周産期医療は県内で提供できる体制を維持したいと考えています。

今後、再建までに必要な当面の周産期医療体制を整備するため、他の周産期医療センター等に、増床や施設改修、人員の確保等の協力を求めることとなります。

そこで、これらの施設改修や必要な人員の確保を円滑かつ迅速に進めるため、協力する医療機関に負担を求めない国庫補助制度（医療提供体制施設整備交付金）の創設を求めます。

7.4 熊本市市民病院の移転再建に対する財政支援

熊本市において、熊本市市民病院の被災状況を調査した結果、建物3棟のうち主要な病院機能を有している南館・北館は、耐震補強しても継続して使用することは、極めて困難であることが明らかになりました。

そのため、熊本市では、熊本市市民病院の従前の機能を早急に回復する唯一の手段が、移転再建であると判断し、平成30年度までに新たな熊本市市民病院の建設を行う方針を発表しました。

熊本市市民病院は、三次医療圏（全県）において、総合周産期母子医療センターや第一種感染症指定医療機関等の政策医療を担っており、熊本市民だけではなく、熊本県民の安心・安全の拠点として、早期の再建が求められております。

ついては、熊本市市民病院の移転再建に対する再建財源の確保や移転候補地の用地取得などについては、国の全面的な支援を必要としますので、医療施設等災害復旧費補助金の「原形復旧」要件の緩和による移転再建への適用又は東日本大震災時と同様、地域医療再生基金の上積みを求めます。

7.5 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の創設

震災により、社会福祉施設自体が被災したことにより、本来、社会福祉施設が災害時に担うべき福祉避難所としての機能を果たすことができませんでした。

本県の社会福祉施設の耐震化率は、全国平均よりも低く、特に障がい者福祉施設においては、耐震診断未実施の施設を含め約120棟が耐震整備を完了していない状況です。

このような現状を踏まえ、今後、耐震化整備を加速化させるためにも、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を原資とした基金の創設を求めます。

7.6 技能団体や事業者が独自に取り組む人材育成・確保に対する国庫補助制度の創設

今回の地震により被災した住家や文化財等の復旧を進めるため、早急に人材を育成する必要があり、現在、各技能団体や事業所が限られた財源の中、独自に取り組んでいる技能士育成等に対して、国庫補助制度の創設を求めます。

7.7 被災した文化財や伝統的建造物等の復旧に係る人材育成・確保の取組みに対する支援

熊本城や阿蘇神社等、多くの文化財や歴史的建造物が被災し、復旧が大きな課題となっており、高度な技能を持つ技能士が長期にわたり必要となります。

本県では、大規模な復旧に対応できる人材は限られており、早急に確保するとともに継続して育成する必要があることから、専門的な高度技能士を育成する仕組みの創設等、人材育成・確保に対する支援をお願いします。

各要望項目の地方負担に係る特別な財政措置

各要望項目に係る地方負担分（地方債発行相当額を含む）について、特別交付税による別枠措置を求めます。

省庁別要望事項 【農林水産省関係】

1 被災農林漁業者の経営再建に向けた支援

(1) 経営体育成に対する支援

「被災農業者向け経営体育成支援事業」の発動・拡充及び十分な財政措置等

今回の地震により、多くの畜産農家や耕種農家が被災し、畜舎・堆肥舎の倒壊・損壊や飼養家畜の死廃、農舎の倒壊による農業用機械の損壊、園芸用ハウスや附帯施設の損壊等の大きな被害を受けており、本県農業ひいては地域経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある未曾有の危機に直面しています。

そのため、「被災農業者向け経営体育成支援事業」を実施（発動）し、平成26年の大雪災害時を超える支援スキームを構築するとともに、地方公共団体の費用負担を義務付ける場合には、その負担軽減措置を求めます。加えて、十分な予算の確保のほか、事業対象の拡大等を求めます。

- ・補助率の引上げ（3/10 5/10）
- ・事業対象の拡大（機械・付帯設備の整備・修繕費用、防護柵の整備・修繕費用、倒壊した畜舎・農舎等の撤去費用、畜舎・ハウス移転に伴うボーリング費用、再度災害防止に向けた整備費用など）
- ・補助の上限及び対象事業費の下限撤廃

青年就農給付金の給付に対する要件緩和

青年就農給付金の受給者の中には、住宅や農地、農業用施設機械が被災したため、やむを得ず営農を中断している人がいます。

受給者は、経営を開始したばかりで経営基盤が脆弱なため、給付金が途絶えると営農再開に向けた準備に支障を来します。

このため、給付主体が受給者の被災及び就農状況や復旧・復興計画等の現地確認等を行ったうえで、次の措置を求めます。また、その内容について、ガイドライン等により明示を求めます。

- ・受給者が営農再開に向けて、代替農地の確保、生活拠点、農業用施設・機械の再整備などの具体的な準備を進めている期間の給付の継続
- ・受給者が営農再開までに一定期間を要する場合、農業生産等の従事日数の規定（年間150日かつ年間1,200時間）の柔軟な運用

被災農家経営再開への支援制度の創設

・塩害等土壌状況調査及び土壌矯正資材（石灰）導入経費助成についての国庫補助制度の創設

今回の地震による液状化現象等により、沿岸部を中心に土壌への塩水流入や酸性化が300ha程度見込まれ、早急な土壌の状況調査が必要となっています。また、除塩対策や酸度矯正が必要となれば、石灰等の矯正資材の散布が必要となります。

しかし、現行制度では、状況調査及び土壌矯正資材導入への支援メニューはなく、被災による損失に加えて、収入の減少による経営への打撃は大きく、多くの農家は廃業を余儀なくされようとしています。

そのため、ほ場の早期回復・営農再開に必要な状況調査・土壌矯正資材導入経費助成についての国庫補助制度の創設を求めます。

災害復旧に係る長期的な支援の実施

今回の地震により、多くの農林漁業者が被災し、畜舎の損壊、飼養家畜の死廃、農舎の倒壊による農業用機械の損壊、園芸用ハウスの損壊のほか、養殖施設の損壊、ノリ加工設備の損壊等の大きな被害を受けております。また、農林水産業団体の集出荷施設の損壊等、共同利用施設についても甚大な被害が発生しました。

現在、被災地域においては、早期の経営再開に向けて、国で措置いただいた支援策を活用し、官民一体となって全力で取り組んでいるところです。

しかし、被災地域においては、復旧事業の実施に当たり、施工業者への発注増加や資機材の需要の高まり、被害が甚大な地域の農林漁業者は生活基盤の再建途中で営農再開への着手が遅れていること等、復旧には長期間を要することが想定されます。

そのため、被災農業者向け経営体育成支援事業及び強い農業づくり交付金など、復旧事業については、単年度ではなく複数年での実施が可能となるよう求めます。

(2) 水稲からの作物転換等にかかる緊急的な支援

農業水利施設等の破損に伴い、水稲からの作物転換等に必要な緊急支援事業の創設

・種子の確保（大豆等）や種子代負担の軽減にかかる国庫補助制度の創設

今回の地震により、阿蘇地域、上益城地域、宇城地域を中心に、農業水利施設の損壊により農業用水が確保できず、田植えを目前にして、水田自体に被害がないにもかかわらず水稲作付ができない地域が広範囲に及んでいます。

施設の復旧には時間を要するため、営農を継続するためには、作物転換など緊急的な対応を行う必要があり、水を必要としない大豆への転換を決定・検討している地域があり、今後も増加が見込まれます。

緊急的な作物転換にあたっては、種子の確保を進めるとともに、県外種子の輸送費など掛かり増し経費が必要となり、農家の種子代負担を軽減しなければ、営農継続が困難な状況です。特に、阿蘇地域では既に水稲の育苗期に入っており、作物転換を行う場合、これまでの育苗経費に加えて新たな種子代が必要になります。

しかし、現行制度では、作物転換にかかる支援メニューはなく、多くの農家の廃業が懸念されます。

そのため、作物転換に必要な種子の確保（大豆等）や種子代負担の軽減についての国庫補助制度の創設を求めます。

・農作業委託にかかる経費の軽減にかかる国庫補助制度の創設

本県の気象条件や作付実績等から、転換作物としては「大豆」が最も有望ですが、専用の機械（播種機、収穫機、乾燥施設等）を所有している農家は非常に少なく、また、水稲が作付できる地域においても、田植機等の破損により作業ができない農業者が相当程度いることから、地域営農組織等への緊急的な作業委託が必要となります。

組織外の農家の負担は重く、掛かり増し経費が発生するため、支援を行わなければ、営農継続が困難な状況です。しかし、現行制度では、支援メニューはなく、多くの農家の廃業が懸念されます。

そのため、農作業委託にかかる掛かり増し経費の軽減についての国庫補助制度の創設を求めます。

・災害時における経営所得安定対策の交付要件の緩和

震災により水が確保できず、水稻の栽培が困難なうえ、排水機場の破損等に伴い、畑作物の作付も困難になるなど、作物の作付が不可能な農地が存在しており、被災による損失に加えて、収入の減少による経営への打撃は非常に大きなものとなります。

そのため、直接農地が被災していない場合で、圃場条件等の悪化により作物の作付が不可能な水田においても、水田活用の交付金等の交付対象とできるよう要件の緩和を求めます。

(3) 畜産業の復旧・復興への支援

各種経営安定対策の活用

今回の地震に伴う畜舎倒壊等により多くの死廃家畜が発生しており、畜産経営に対するかつてない大きな打撃となっています。

そのため、肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛肥育経営安定特別対策事業、養豚や鶏卵の経営安定対策における登録月齢等の要件の緩和及び負担軽減を求めます。

1) 肉用子牛生産者補給金

- ・飼養開始月齢の要件緩和(2ヶ月齢未満 5ヶ月齢未満)

2) 肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)

- ・登録月齢の要件緩和(14ヶ月齢未満 17ヶ月齢未満)
- ・生産者積立金の免除
- ・補填対象に他県へ避難した肥育牛や早期出荷牛を追加

3) 養豚及び鶏卵の経営安定対策

- ・生産者積立金の免除

死廃家畜の処理経費の助成と避難家畜の管理経費助成

・死廃家畜の処分についての国庫補助制度の創設

今回の地震に伴う畜舎倒壊等により多くの死廃家畜が発生しており、畜産経営に対するかつてない大きな打撃となっており、経営再建の一助となるよう死廃家畜の搬出経費及び死亡家畜の処理経費に対する支援が必要です。

そのため、死廃家畜の処分について、国庫補助制度の創設を求めます。

・避難家畜の飼養管理についての国庫補助制度の創設

今回の地震に伴う畜舎倒壊等により多くの死廃家畜が発生しています。

畜産経営に対するかつてない大きな打撃となっており、倒壊畜舎から救出できた家畜についても、被災によりその管理をやむを得ず他経営者等へ委託するなど、緊急的な避難措置を取らざるを得ない状況です。

しかし、現行制度では、緊急避難時の飼養管理にかかる支援メニューはなく、多くの被災農家の経営再建に支障を来しています。

そのため、避難家畜の飼養管理についての国庫補助制度の創設を求めます。

被災地域が一体となった畜産生産基盤の復興

今回の地震に伴う畜舎倒壊等により多くの死廃家畜が発生しており、畜産経営に対するかつてない大きな打撃となっています。

しかし、現行制度では、家畜再導入への支援メニューがありません。

そのため、東日本大震災と同様、地域ぐるみで生産基盤を復旧・復興させる計画を持つ生産者集団等に対し、再建のための家畜の導入経費についての国庫補助制度の創設を求めます。

なお、助成単価については、かつてなく家畜取引価格が高騰している情勢であるため、経営再建に資する十分な設定を求めます。

酪農ヘルパー事業による被災酪農家支援制度の創設

今回の地震により被災した酪農家は、生活環境も含め経営再建に多大な労力・時間・経費を要する一方で、毎日、搾乳や家畜管理を行う必要があり、それが大きな負担となっています。

しかし、現行制度では、飼養管理等にかかる支援メニューはなく、被災した多くの酪農家の経営再建に支障を来しています。

そのため、酪農ヘルパー事業において、被災した酪農家がヘルパーを利用する場合について、傷病時利用の対象となるよう要件緩和を求めます。

家畜保健衛生施設の復旧に係る緊急支援

今回の地震により、家畜保健衛生所の施設・機器等が破損し、家畜の疾病診断に支障を来しています。家畜保健衛生所は、家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を主たる業務としていますが、現在、適正に実施できない状況です。

これまで、検査機器については、高額であるため国庫補助（消費・安全対策交付金）を活用し、順次整備してきたところであり、県単独で負担することは困難であることから、今回の復旧についても同交付金の補助対象となるよう緊急的な措置を求めます。

(4) 出荷遅延や廃棄となった農産物の損失に対する救済措置

農産物の廃棄に対する損失補てん等の国庫補助制度の創設

今回の地震による集出荷施設や穀類乾燥調製施設の破損や道路等のインフラの断絶等により、集出荷された農産物が廃棄され、農家にとってかつてない大きな打撃となっています。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、農家の経営悪化や営農意欲の減退が起こり、今後の営農継続が懸念される状況にあります。

そのため、集出荷施設や穀類乾燥調製施設の破損等による出荷遅延や廃棄に対する損失補てん及び他施設への横持ち輸送経費についての国庫補助制度の創設を求めます。

やむを得ず廃棄した生乳に対する損失補てん制度の創設

今回の地震による道路や水道、電気などのインフラの断絶等により、やむを得ず廃棄した生乳は621トン超となっています。

しかし、現行制度では、やむを得ず廃棄した生乳の損失を補てんする支援メニューはなく、被災による損失に加えて、収入の減少による経営への打撃は甚大です。

そのため、被災酪農家の経営存続のための新たな国庫補助制度の創設を求めます。

(5) 日本政策金融公庫資金（災害）等による支援及び農業共済金の早期支払い

日本政策金融公庫資金（災害）に係る被災農林漁業者の負担軽減措置

今回の地震により、被災農林漁業者の資金需要は、畜舎やハウスの再建など被害の規模から相当大きなものになります。

また、被災農林漁業者は、甚大な被害を被っており、借り入れた資金に係る金利負担が今後の経営上の大きな負担となり、廃業を余儀なくされる農林漁業者の急増が見込まれます。

そのため、被災農林漁業者の資金需要に十分に答えられるよう農林漁業セーフティネット資金及び農林漁業施設資金（災害復旧）の融資枠の確保、貸付限度額の引き上げ（1,200万円又は年間経営費等の12/12）及び金利負担の軽減を求めます。

加えて、畜産特別資金等の借入済みの制度資金の償還に支障をきたすことが見込まれるため、償還条件の緩和及び有利な制度資金への借換え等が円滑になされるよう支援を求めます。

農業共済金の早期支払い

今回の地震により、現時点で施設園芸や畜産で大きな被害（H28.5.13 共済組合取りまとめで支払見込共済金1億9千万円）が発生しています。

しかし、現行制度では支払いまでの手続きに2か月程度の時間を要し、被災農家の経営再建を早期に図ることができません。

そのため、園芸施設共済等について、国から共済組合への保険金の支払いが早期になされるよう求めます。

2 農地や農業用施設の早期復旧への支援

今回の地震により、農地、牧野、ため池等の農業用施設、海岸堤防等の被害が7,700箇所以上、被害金額は602億円に達しており、今後さらに増えるものと想定されます。災害復旧事業費は、相当な額になることが想定され、その財源確保が課題となっています。

また、激甚指定により災害復旧に係る農家や市町村・県の負担は大幅に軽減されるものの、一部の負担は発生し、加えて土地改良区賦課金やこれまでの事業の償還金、さらには農業経営や生活の再建に係る負担など、二重三重の負担を背負うこととなります。

さらに、本県では、単に元にあった姿に戻すだけでなく創造的な復興を進め、くまもと農業の更なる発展に繋げられるよう取り組むこととしています。

そのため、次の事項について特段の支援を求めます。

(1) 農地や農業用施設の復旧に必要な予算の確保及び特段の支援

災害復旧事業（暫定法、負担法）の予算確保

- ・災害復旧事業の十分な予算確保を求めます。

災害復旧関連事業等の予算確保及び農家や市町村・県の負担軽減

- ・災害復旧関連事業の予算確保及び農地災害関連区画整備事業等の農地への国庫補助率の嵩上げを求めます。（激甚法並みの補助率の適用）

農地海岸の直轄代行による災害復旧事業の実施

- ・海岸保全施設の被害が甚大であることから、国の技術的・人的支援の一環として、東日本震災で復旧実績や多様な事業計画策定のノウハウ等を活かし、背後農地のみならず人命や財産を守る公共性の高い施設である農地海岸について、国の直轄代行による海岸保全施設の復旧を求めます。

- ・農地海岸の直轄代行事業の実施に当たっては、創造的復興の観点から、災害復旧だけでなく、耐震対策や隣接する堤防の整備等も含めた一体的な整備を求めます。

被災した土地改良区の負担軽減

・農地や農業用施設の被災により、作付困難な農地が多数発生し、営農に支障を来していることから、農家に対する賦課金徴収が困難になることが想定され、土地改良区が行う施設管理等に支障を来すことが懸念されます。

そのため、土地改良区に対する金融機関からの借入金助成だけでなく、運営費自体の支援制度の創設や、被災土地改良区復興支援対策の支援拡充（建物に対する支援）など、被災した土地改良区の負担軽減を求めます。

(2) 災害査定事務等の簡素化・迅速化

農業用施設等の被災により、営農に支障を来しており、営農再開に向けた一刻も早い施設の復旧を行うため、次の事項について支援を求めます。

- ・ICTを活用した机上査定の拡大やモデル地区査定制度の導入
- ・計画変更要件の緩和

(3) 災害復旧事業の制度拡充・要件緩和等

調査や査定設計書作成を災害復旧事業の補助対象へ制度拡充

農地、農業用施設、海岸堤防等の被害は7,700箇所に達しており、被災箇所の確認や復旧前の調査などに多大な労力と多額の費用を要します。しかし、現行制度では調査測量における国の支援メニューがないため、財源が枯渇し、被災箇所の確認、調査ができなくなるおそれがあります。

そのため、事業申請のための被災状況調査を含む調査測量に係る費用についての国庫補助制度の創設を求めます。

また、査定設計書作成に係る費用については、現行制度では補助率が2分の1となっているため、多額の費用を要し、災害査定に向けた作業に支障を来す恐れがあります。

そのため、査定設計書作成等に係る費用について国庫補助率の嵩上げを求めます。

創造的復興の推進に必要な既存制度の要件緩和・拡充及び新たな制度の創設

災害復旧事業と併せて創造的復興に取り組む場合、各種災害関連事業の制度があるものの「関連事業の規模は復旧事業費以内」「土地改良法手続きを要する」等、制約が多く手続きにも時間を要するため、実態としては制度の活用が難しく、創造的復興の推進は困難な状況です。

そのため、災害関連事業の面積・工事費等の要件緩和、区画整理した農地が被災した場合の農地を大区画化するための制度拡充、及び創造的復興により農地集積を進めるための促進費についての国庫補助制度の創設を求めます。

創造的復興を災害復旧事業の対象とするよう制度拡充

被災農地の復旧と隣接する未被災農地の一体的な整備（大区画化等）や農業用施設の再度災害防止対策などの創造的復興を災害復旧事業の対象とするよう制度拡充を求めます。

災害復旧事業及び関連事業の事業要件の緩和

災害復旧事業や多くの関連事業は、3年以内での実施が要件となっていますが、今回の甚大な被害の状況を踏まえると、3年以上の期間を要することが想定されます。そのため、災害復旧事業及び関連事業の事業期間要件の緩和（実施期間延長）を求めます。

小規模災害への支援拡充等

災害復旧事業の対象とならない小規模(工事費が1箇所40万円未満)な災害が多発しており、地方財政措置(農地等小災害復旧事業債等)による支援はあるものの、農家や市町村の負担は大きくなることが想定されます。よって、小規模な災害復旧についても、災害復旧事業の対象とするよう要件の緩和を求めます。

樹園地を復旧する場合などにおける限度額の緩和

樹園地についても多くの被害が発生しておりますが、樹園地は田と比較して災害復旧事業の適用要件が厳しく、復旧困難となることが懸念されます。

そのため、傾斜が急で狭小な樹園地について、事業費の上限額となる復旧限度額の撤廃若しくは、限度額算定の対象面積拡大を求めます。

本復旧を伴わない応急工事への支援措置

被害拡大防止や最小化の観点から、農業者や施設管理者が自ら、鋭意応急工事に取り組んでいますが、現在のところ、応急工事後に災害復旧事業により本復旧工事を実施しない場合には、応急工事の費用は補助対象となりません。このため、特に、住民の安全や営農の継続等に関わる急務の応急工事について、災害復旧事業として認められるよう支援措置を求めます。

(4) 災害復旧支援のための「多面的機能支払事業」の予算確保、制度創設及び制度拡充

「多面的機能支払事業」の活用により、今回の地震において被災した農地・農業用施設について、応急措置、軽微な補修等を実施した結果、麦収穫、田植えなど営農再開が図られたところです。本事業は、市町村職員の手を煩わせることなく農業者等が自ら取り組むことができることから、農地・農業用施設の早期に復旧ができ、営農再開が図られ非常に有効です。

しかし、平成28年度の予算について、国から本県への予算割当内示額は、市町村要望額を大きく下回っており、営農再開に向けた復旧活動等に支障を来すことが考えられます。

また、現行制度に加え、災害復旧活動支援に特化した制度創設を検討されている中、これら両制度の有効活用により、営農再開や今後の多面的機能の維持・発揮のため、以下の対策を講じることを求めます。

- ・多面的機能支払事業を活用した被災農地・農業用施設の災害復旧を促進するため、十分な予算確保と必要額を割当てること
- ・災害復旧活動支援に特化した制度を創設し、地震により被災した農地・農業用施設の復旧活動にかかる全額を現行の多面的機能支払事業の交付金とは別に予算措置すること
- ・また、県・市町村の財政負担の軽減を図るため同制度の地方財政措置を確実に実施するとともに、市町村職員の事務処理の負担軽減を図ること

(5) 農業用水の確保

ため池、用水路、揚水ポンプなどの農業用水利施設の被災により、農業用水の確保が困難となることが予想されます。つきましては、大切畑ダム等への引き続きの支援とともに、応急的な措置として、次の事項について支援を求めます。

- ・水利権のない河川から緊急的に取水する場合等における水利権の調整支援

- ・仮設貸し出しポンプの設置等の支援
- ・暫定水源井戸の掘削費や揚水ポンプの運転経費など、市町村や農家等が実施する暫定的な用水確保対策に対する支援

(6) 農業用施設の調査・点検・監視の強化

二次災害防止を図るため、被災を受けたため池などの農業用施設について、管理者等が実施する調査・点検・監視等に対する支援措置がないことから、国庫補助制度の創設を求めます。

(7) くまもと農業の更なる発展につながる中・長期的対策の推進

くまもと農業の更なる発展に向けて、農村地域の防災・減災対策はもとより、農地集積の加速化や高収益作物の導入、経営コストの削減など農業の競争力強化対策も重要であることから、これらの計画的な推進に必要な予算の確保を求めます。

3 共同利用施設や卸売市場の早期復旧・復興への支援

(1) 共同利用施設の早期復旧・復興への支援

・農林業共同利用施設の復旧についての予算措置等

今回の地震により、146ヶ所以上ものカントリーエレベータやライスセンター、選果場、乳業工場や食肉処理施設が被災しました。被災農業者の経営安定と消費地への安定供給が図られるためには、被災した共同利用施設の速やかな復旧・復興を実現し、県産農産物の生産(加工を含む)から流通・販売のサイクルを回復することが不可欠です。

しかし、これらの施設は、昭和50~60年代に設置されたものが大半を占めていることから、現行事業では復旧額の算定基礎となる施設評価額が低くなり、再建費用に対する助成額が低く、自己資金の費用負担が困難な状況にあります。

そのため、被災状況に応じた「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」の実施に必要な充分な予算措置を行うとともに、東日本大震災と同様、「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」の対象とならない部分について、同一の補助条件(1/2補助)で再取得価格まで補完する事業の創設を求めます。

また、迅速かつ柔軟な災害査定を求めます。

・JA等が経営の主宰権を有するものが所有又は使用する共同利用施設の復旧・復興が可能となる国庫補助制度の創設

今回の地震により被災した共同利用施設の中には、JAの子会社が所有・運営するものが含まれています。

しかし、現行制度では、これらは「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」の対象となっていないません。

そのため、JA等が出資する子会社のうち、JA等が経営の主宰権を有するものが所有又は使用する共同利用施設の復旧・復興が可能となる国庫補助制度の創設を求めます。

(2) 卸売市場復旧のための公的支援措置

・卸売市場の復旧についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、県民の食を支える県内卸売市場の施設が損壊するなど卸売業務に支障を来しており、特に、県内卸売市場における青果物取扱量の5割強、水産物の約7割を占める熊本地方卸売市場（田崎市場）の被害は甚大で、生鮮食料品の流通に影響を及ぼしています。なかでも水産部門は、セリ場の損壊により安全性が確保できないことから、施設の一部が使用できず、集荷を抑え、縮小した営業を実施せざるを得ない状況です。

しかし、現行制度では、強い農業づくり交付金があるものの、補助対象となる地方卸売市場の開設者は、地方公共団体、第三セクター、事業協同組合で補助率は1/3、また、上屋の整備に当たっては、市場の統合や品目の追加などの要件があることから、本県の卸売市場（全て民設民営）が、直ちに事業に取り組むことは困難であり、このままでは速やかな復旧が不可能です。

そのため、卸売市場の復旧については、東日本大震災と同様の国庫補助制度の創設を求めます。

- ・卸売市場の復旧に向けた十分な予算措置
- ・卸売市場の公的役割に鑑み、民設民営の卸売市場を対象とするなど、補助対象や補助率の拡充（1/3 1/2へ）等

（3）6次産業化事業体（ファンド活用事業者）への支援

今回の地震では、6次産業化施設においても、震災による強い揺れの影響により、加工施設の外壁の破損、天井の落下、加工機械の破損などの被害が発生しました。

現在、応急修理により部分的に加工事業を再開していますが、製造能力の低下と販路の縮小で経営に影響が出てきています。

今回、国から提示された震災の復旧支援策の「被災者向け経営体育成支援事業」において、ファンドを活用した6次産業化事業体は、農業者とはみなされず、対象外となるため、ファンドを利用した6次化事業体への復旧支援策がなく、今後、6次産業化の推進に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

県として、ファンドを活用した6次産業化の推進に積極的に取り組んでいくためには、災害時におけるセーフティ機能の創設が不可欠であるため、被災した農林水産業における6次産業化事業体についての国庫補助制度の創設もしくは補助対象の適用拡大等の措置を求めます。

4 森林・林業・木材産業の復旧・復興への支援

（1）治山関係災害復旧への支援

・治山関係災害復旧についての十分な予算措置等

今回の地震により、阿蘇地域を中心として山腹崩壊など山地災害が403箇所、被害金額は333億円に達しており、被害箇所の中には人家や国道等に近接している箇所も数多く存在しています。

さらに、崩壊には至っていないものの、山腹に亀裂が入っている箇所や崩壊土砂が大量に流出・堆積している箇所があり、亀裂箇所の特定や動きなどの調査が継続的に必要になるとともに、堆積土砂の撤去、大型土のうの設置などが必要となります。

そのため、今後の台風や豪雨等により再度災害が発生するおそれがあることから、早期に、効果的な事業に取り組めるよう、十分な予算の確保及び技術的な支援を求めます。

・治山に係る国庫補助事業の採択要件の緩和及び十分な財政措置

今回の地震により、甚大、深刻な山地災害が発生し、多くの箇所が被害を受けております。

しかし、現行制度では、治山事業の場合1箇所の事業費が600万円以上等、林地崩壊防止事業

の場合 1 箇所の事業費が 200 万円以上等の基準を下回る山地災害については国庫補助事業の対象外とされており、このままでは迅速な復旧対策が行えず、保全対象の安全を確保できないおそれがあります。

そのため、早期に事業着手し、今後の台風や豪雨等による再度災害の発生に備えられるよう、採択要件の緩和及び十分な財政措置を求めます。

・復旧整備計画作成に要する予算の確保

山腹崩壊などの山地災害が 403 箇所に上るとともに、一箇所で 10ha を超える大規模な山腹崩壊箇所があるなど、被災箇所の確認や復旧前の調査などに多大な労力と多額の費用を要します。

しかし、国の当初予算においては、これらの調査に要する予算措置がないため、対応が困難な状況にあります。このため、初期段階で災害の全容を的確に把握し、計画的な復旧フレームに基づき、復旧整備を進めていくことが不可欠であることから、早期の復旧整備計画作成調査に要する予算措置を求めます。

・治山施設の直轄代行による災害復旧事業の実施

治山施設の被害が甚大であることから、東日本大震災での復旧実績や地震被害対策などの多様なノウハウ等を活かし、早急な復旧が求められている治山施設について、国の直轄代行による復旧を求めます。併せて、国の直轄代行の対象箇所において、県が先行して実施した復旧工事のための調査・測量の経費を補助対象とすることを求めます。

(2) 林道の早期復旧の支援及び森林環境保全整備事業の予算確保

・林道等被害の早期復旧についての国庫補助率の高上げ等

今回の地震により、現在 17 市町村 112 路線の法面崩壊、路肩決壊等の林道災害を確認しています。また、森林作業道等への被害が 10 市町村 43 路線、立木被害が 11 市町村 103ha で発生しており、今後の状況調査の進展により、その規模が増加する見込みです。

この林道等の被災により、現在作業中の主伐や間伐による木材の搬出や夏場に欠かせない植林地の下刈り作業が困難となるため、林業生産活動への多大な影響が懸念されます。本県は集落が山間部に多数点在しており、生活道としての利用、更には災害復旧等の資材運搬道としての利用への影響も懸念されます。

そのため、林道施設災害復旧事業及び森林環境保全整備事業（森林作業道の災害復旧等）についての国庫補助率の高上げ及び測量設計費等の補助対象要件の緩和を求めます。

(3) 林業関係施設の復旧の支援

・林業関係施設復旧についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、木材加工施設やプレカット工場の建屋、機械施設等の破損といった被害を 9 市町村 17 施設で確認しており、中には全壊した施設もあります。

しかし、現行制度では、木材加工業者の災害復旧費に対する国庫補助制度はなく、本県の木材産業への深刻な影響が懸念されます。

被害を受けた会社法人等の負担を軽減し、復興を見据えた経営再建のため、林業関係施設復旧についての国庫補助制度の創設を求めます。

(4) 木造建築物に対する風評被害の発生防止

今回の地震により、県内では12万3千を超える住家が全壊、半壊、一部破損の被害を受けています。被災者の早急な生活再建に向けて、住宅の再建に伴う県産材需要にしっかりと応えていくためには、関係機関が連携して取り組む必要があります。その際、国においては、木造住宅は地震に弱いという風評が発生しないよう対応を求めます。

(5) しいたけほだ場の復旧整備に対する国庫補助制度の創設

今回の地震により、しいたけほだ木の倒伏被害が10市町村17地区で発生しています。そのほだ木の本数は約180万本と非常に多く、早急に復旧しなければ今後の収量に影響が生じます。

しかし、現行制度では、しいたけほだ場の復旧整備に対する国庫補助制度はなく、本県のしいたけ産業への深刻な影響が懸念されます。

そのため、一日も早いしいたけほだ場の復旧整備に向けて、国庫補助制度の創設を求めます。

5 水産基盤の早期復旧及び水産業に対する支援

(1) 共同利用施設の早期復旧・復興のための支援

・漁業関係共同利用施設の更新に対する十分な予算措置と国庫補助制度の拡充

今回の地震により、漁協等の共同利用施設において、現状復帰が不可能な施設を更新（建て替え）する必要があります。

しかし、現行制度では災害復旧事業の活用はできず、また、国の補助事業では、「強い水産業づくり交付金」が想定されるものの、平成28年度の国予算は用途が決まっており、新たな採択は厳しい状況です。また、仮に「強い水産業づくり交付金」を活用できたとしても、国の補助率は1/2以内とされており、補助残の調達ができず、多くの漁協では事業の実施が困難です。

そのため、東日本大震災と同様、漁協等の共同利用施設の更新について、十分な予算措置と撤去費まで含めた国庫補助制度の拡充及び補助率の高上げを求めます。

・養殖施設や加工施設等の個人用施設の国庫補助制度の創設

今回の地震により、多くの漁家で、ノリ乾燥機械の破損や基礎の崩壊などが発生し、漁業生産に大きな支障が生じています。

このような漁業用機械等の再建費用の負担は、被災漁家にとって大きな負担であり、経営継続の意欲が減退する要因となっています。

しかし、現行制度では養殖施設や加工施設等の個人用施設は災害復旧事業の対象ではないため、今後、ノリ養殖、うなぎ養殖、錦鯉養殖等の本県漁業者の経営継続・発展を大きく阻害し、廃業が増加することも懸念されます。

このため、養殖施設・機械の修繕・取得などに対する助成等特段の措置を講じる必要があり、東日本大震災と同様、養殖施設や加工施設等の国庫補助制度の創設を求めるとともに、水産業においても農業と同様の経営再建に向けた支援制度の創設を求めます。

(2) 水産物の円滑な流通のための国庫補助制度の創設

今回の地震により、水産物の集荷やセリなどが停止していた熊本市地方卸売市場（田崎市場）については、H28.4.25にセリが再開したものの、熊本市内のスーパーや飲食店での需要が減少していることなどから、取扱量が震災前と比較して減少しており、産地の漁協は、地元の市場や他県市場に出荷しています。

しかし、産地の市場では、集荷量が増えすぎて魚価が低迷したり売れ残ったりするという課題があり、他県出荷に関しては、魚価は維持できているものの、輸送コストの増大などが課題となっています。

そのため、安定した漁家経営を実現し、本県漁業の壊滅を食い止めるため、震災の影響によるコスト増などを抑制する全面的な支援について、国庫補助制度の創設を求めます。

(3) 干潟環境の回復のための予算の確保

・アサリ被害防止のための漁業者の活動支援についての全額国庫補助制度への拡充

今回の地震により、阿蘇から熊本市を流れ、有明海に注ぐ白川では、山腹崩壊等により、濁りが強くなっています。白川河口域の干潟域においては、赤土浮泥の堆積が広範囲で確認されており、一部では厚さ3～5cm程度堆積している状況です。

今後、降雨等により山腹崩壊等で発生した土砂が河川に流入することで、干潟漁場へ更に大量の土砂が堆積し、アサリ等二枚貝類の大量へい死が発生することが危惧されます。また、菊池川や緑川の河口域においても、今後、白川河口域と同様に濁りの発生、干潟漁場への浮泥の堆積が懸念されます。

そのため、水産多面的機能発揮対策事業を活用した漁業者によるアサリ稚貝の移植や耕うん等の保全活動について、全額国庫補助制度への拡充を求めます。

また、今後、菊池川や緑川河口域において被害が発生した場合も同様の支援を求めます。

さらに、当事業により、通常の事業規模より大規模かつ広範囲の耕うん等が実施できるよう、特例的に交付金の用途条件及び上限の緩和を求めます。

・地震に伴い海域に発生する流木等の処理についての新たな災害復旧制度の創設

今回の地震により、南阿蘇村で発生した大規模な山腹崩壊を始め、複数の場所で土石流や斜面崩壊が発生しています。今後も土石流や斜面崩壊等が連続して発生し、それに伴い、大量の木々やゴミを含んだ土砂の河川や海域への流出が考えられます。今後、これらが海面へ流出した場合、操業中の網漁具や養殖施設の破損、船舶の航行の妨げになるなど漁業活動への支障が懸念されるどころです。

そのため、本県が行う海岸漂着物、漂流物及び海底ゴミの回収・処理等についての新たな災害復旧制度の創設を求めます。

・地震に伴い海域に発生する土砂等の処理についての新たな災害復旧制度の創設

今回の地震により、南阿蘇村で発生した大規模な山腹崩壊を始め、複数の場所で土石流や斜面崩壊が発生しています。今後も土石流や斜面崩壊等が連続して発生し、それに伴い、大量の木々やゴミを含んだ土砂の河川や海域への流出が考えられます。

大量の土砂等が、河川を通じて漁場に流入・堆積することにより、漁場機能の著しい低下等が懸念されますが、現行の災害復旧制度では国の支援メニューがなくこれに対応できない状況です。

そのため、漁場機能の回復に向けた、「作れい」や「耕うん」による堆積物の除去等についての

新たな災害復旧制度の創設を求めます。

(4) 漁港施設災害復旧事業の予算の確保等

・漁港施設災害復旧についての十分な予算措置及び国庫補助率の高上げ

漁港施設について、県及び県内8市町の25漁港で63施設が被災し、そのうち一部の施設が利用できない状態となっています。そのため、漁業活動の効率低下を最小限に抑え、早期に復旧事業に着手できるよう、十分な予算措置及び国庫補助率の高上げを求めます。

・漁港施設災害復旧事業の採択要件の緩和

今回の地震により、多くの漁港漁場施設に被害が発生しました。

しかし、現行制度では、1箇所あたり120万円を下回る被害については、国庫補助事業の対象外とされており、このままでは迅速な災害復旧工事が行えず、漁業活動に支障を来すおそれがあります。

そのため、早期に事業着手し、今後の台風や豪雨等に備えることができるよう、採択要件の緩和を求めます。

・激甚災害における設計委託費補助の採択要件の緩和

今回の地震による漁港被害が63施設に上っており、被災箇所の確認や復旧前の調査などに多大な労力と多額の費用を要します。

しかし、現行制度では調査測量における国の支援メニューはあるものの、委託費が1,500万円以下は対象外となっており、被災箇所の確認、調査ができなくなるおそれがあります。

そのため、事業申請のための被災状況調査を含む調査測量に係る費用についての採択要件の緩和を求めます。

(5) アユ放流種苗育成施設の復旧及び種苗被害の補てん制度の創設

今回の地震により、アユ中間育成施設の一部の設備が被災し、共同放流事業のための40万尾の放流直前の稚アユの死滅等の被害が発生しており、設備の復旧などに多額の費用負担が予想されます。

しかし、現行制度では、国の支援メニューはあるものの、地方公共団体が事業主体になる場合、工事費が1,500万円以下は対象外となっているため、早期の復旧が困難となり、次期の放流用種苗の中間育成に支障を来すおそれがあります。

そのため、東日本大震災と同様、被災した設備を復旧するための国庫補助制度の要件緩和や補助率の高上げ、更には、死滅

各要望項目の地方負担に係る特別な財政措置

各要望項目に係る地方負担分(地方債発行相当額を含む)について、特別交付税による別枠措置を求めます。

省庁別要望事項 【経済産業省関係】

1 被災した中小企業等に対する金融支援についての国庫補助制度の創設等

今回の地震により、多くの企業・事業者が店舗や事務所等に大きな被害を受けて休業を余儀なくされており、「製造業」、「商業・サービス業」、「観光業」の建物・設備などの直接被害額は、現時点で8,200億円と推計されます。

そのため、地域産業の早期復旧と事業継続のための政府系金融機関等による金融対策をはじめとした総合的な支援を求めます。

また、県では、今回の災害に対する緊急支援として、制度融資の拡充を実施しましたが、保証料補助等の所要額は今後、大きく増えることが見込まれ、県単独で支え続けることは厳しい状況です。

そのため、県制度融資における保証料補助等についての国庫補助制度の創設を求めます。

2 県内中小企業等の被害状況調査についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、中小企業の施設・設備等の直接的な被害はもとより、休業の長期化、廃業の増加などが想定され、これを防ぐためには、中小企業の復旧・復興に向け、これまでの枠組みにとらわれない早急かつ大胆な支援策を講じることが必要となっていることから、被害の全体把握のための調査を短期間に集中して行う必要があります。

そのため、当該調査に係る委託等の経費についての国庫補助制度の創設を求めます。

3 被災した商店街等の早期復興に向けた取組みについての国庫補助制度の創設等

今回の地震により、熊本市健軍商店街をはじめ被災した商店街においては、店舗やアーケードが倒壊したところもあるなど、甚大な被害を受けており、来街者も減少している状況です。

このような状況をいち早く解消し、商店街等の買い物の場、地域コミュニティの場など社会的機能の回復を図るための取組みに対する支援が必要となります。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、被災した商店街等の早期復旧・復興に向けた取組みに対する支援を行うことができません。

そのため、東日本大震災と同様、商店街等が機能回復や復興のために実施するイベント等の取組みについての国庫補助制度の創設や、既存の商店街活性化事業及び中心市街地活性化事業の交付限度額、交付率の引上げを求めます。

4 被災した中小企業等からの相談対応についての国庫補助制度の創設等

今回の地震により、被災した中小企業からは、資金繰りや雇用維持など様々な相談が寄せられています。県では、これらの相談を迅速に解決するため、経営、金融、雇用等の関係機関と連携の上、各種相談にワンストップで対応する相談会をH28.4.27から開催しています。

しかしながら、被災した中小企業の復旧・再生に向けた相談、要望や課題等に的確に対応していくためには、更なる相談体制の強化が必要となります。

そのため、経営アドバイスを行うワンストップ窓口の設置、専門家による被災地域の中小企業等に対する巡回相談（資金繰り、事業再開、事業継続、雇用維持等）についての国庫補助制度の創設等の支援措置を求めます。

5 被災した産業技術センターの災害復旧についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、地場企業の技術支援を行う産業技術センターにおいては、施設・設備や分析機器等に大きな被害を受け、試験・分析業務が実施できず、地場企業の生産活動にも支障を生じています。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがないため、多額の地方負担を伴う施設・設備等の修繕を行うことができません。このままでは復旧が進まず、産業支援機関としての機能に大きな支障がでるものと思われます。

そのため、施設・設備等の災害復旧についての国庫補助制度の創設を求めます。

6 県関連施設の災害復旧に対する財政的支援

県が建物の約5割を所有する「熊本テクノプラザビル」には、誘致企業である大手インターネットサービス企業が入居しており、600名の雇用を生み出しています。地震により、同ビルの施設・設備に大きな被害を受け、入居企業の事業再開にあたっては、安全確保、ビルの機能維持等の施設復旧が急務となっています。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがないため、多額の費用を要する施設・設備の修繕が困難な状況です。

そのため、早期の地域経済の活性化及び雇用確保の観点から、熊本テクノプラザビルの災害復旧について、国庫補助による財政的支援を求めます。

7 被災した県内誘致企業サプライチェーンの維持支援についての国庫補助制度の創設等

今回の地震により、県製造品出荷額の約6割を占める誘致企業にも被害が及び、なかでも被害が甚大だった上益城、阿蘇、熊本、菊池地域はサプライチェーンに支えられた製造業の集積地でもあり、4地域における製造品出荷額は県全体の6割を占めています。

被災企業は、サプライチェーンの中核を担う企業が多く、日本各地にわたるグループ工場で一時的に代替生産を行いチェーンをつないでいます。

被災企業は、工場復旧に加え、グループ工場での代替生産にかかる機械の移送費等に多額な費用が必要となっており、東日本大震災後にも見られたように、これを機に製造拠点の見直しも考えられ、工場が復旧しても地元協力企業を含め、震災前の雇用の維持が困難となる事態が想定されます。

そのため、本県経済復興と雇用維持の観点から、震災前の雇用と生産規模（地元協力企業含む）を維持する企業に対し、他県に移送された機械等の運送費一部や戻し施設の設置費の一部、従業員の移動に係る経費等への補助など、サプライチェーン維持にインセンティブを与える国庫補助制度

の創設を求めます。

さらに、被災企業に対する法人税等の減免措置、地方税の減収（減免等による徴収額の低下）に対する補てん措置の拡充を求めます。

8 被災した中小企業等の災害復旧についての国庫補助制度の創設等

今回の地震により、サプライチェーン型の企業群、工業団地、共同店舗、商店街等のグループ及びその構成事業者の施設・設備が甚大な被害を受けています。

また、県内約 1,000 軒の旅館・ホテルのうち、約 2 割の施設や設備が被災し、営業を停止しています。

しかし、激甚法に基づく災害復旧費補助事業では、事業協同組合等の共同施設のみが対象となっており、対象外の施設を所有する中小企業等においては、廃業に追い込まれることも想定されます。

そのため、東日本大震災における制度と同様、商店街振興組合をはじめ様々なグループによる共同施設や構成事業者の施設・設備等の復旧を行うための国庫補助制度の創設を求めます。

また、現在も余震が続いており、復旧着手時期や施工業者への発注増加などによる遅れなど、事業実施に時間を要することが想定され、事業実施に当たっては単年度ではなく複数年での実施が可能となるよう求めます。

9 被災した採石場周辺の災害対策工事についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、震源近くの阿蘇採石場においては、約 30 万立米の大規模崩落が発生しました。当該採石場の山裾には集落があり、周辺住民は大きな不安を抱えています。集落の安全を確保し、住民不安を取り除くには、排水対策など含めた被災採石場周辺の災害対策工事が必要です。

現行制度では国の支援メニューがなく、多額の費用を要する調査及び工事について、当該採石事業者や阿蘇市、県においても行うことができません。

そのため、採石場周辺の災害対策工事についての国庫補助制度の創設を求めます。

10 企業立地促進補助の大幅拡充についての国庫補助制度の創設等

今回の地震により、これまで低い自然災害リスクを最大の魅力としてきた本県の企業誘致は、終わりを見せない余震活動もあり、今後、厳しい環境の中での誘致活動を余儀なくされる状況になります。

東日本大震災以降、企業もBCP対策を重視しており、さらに、既存のサプライチェーンへの被害も甚大なものとなっています。

こうした状況の中、今後、新たな企業を誘致するためには、既に立地している企業（誘致企業）の早期復旧・復興に加え、他県を凌ぐほどの圧倒的なインセンティブが必要となります。

そのため、現在実施している企業立地促進補助金の大幅拡充についての国庫補助制度の創設を求めます。

さらに、東日本大震災における特区制度と同様、被災地域における被災雇用者等の雇用に対する税控除等に関する特例措置を求めます。

1 1 県内既立地企業の耐震化の取組みについての国庫補助制度の創設

東日本大震災においても、製造業については、サプライチェーンの寸断により、国内経済へ大きな影響を及ぼしましたが、今般の熊本地震においても、国内にとどまらず、世界的にも大きな影響が発生し、企業の事業継続計画（BCP）計画策定と工場耐震化は重要な課題となっています。

さらに、県内立地企業各社は、現在も全操業に向けて必死に努力していますが、今回の地震により事業縮小、又は撤退ということになれば、雇用、本県経済に多大な影響を及ぼすこととなります。

このため、事業継続計画（BCP）の一層の普及を通じた創造的復興を果たすため、計画を策定した県内立地企業の耐震化の取組みをモデル的に支援する国庫補助制度の創設を求めます。

1 2 県有工業団地（菊池テクノパーク）のモデル耐震工業団地化についての国庫補助制度の創設

今般の熊本地震では、二度に渡る震度7を記録しただけでなく、過去最多の回数を記録している余震活動などから、「熊本は地震多発地帯」との風評やイメージが懸念され、今後の本県への企業誘致活動には相当の逆風が予想されます。

このような逆風を払拭するためにも、県が「災害に強い産業基盤づくり」に積極的に関与し、企業が安心して永続的な事業活動が展開できるよう支援体制を整備する必要があります。

そのため、近年販売を開始し一括した整備が可能な県有工業団地（菊池テクノパーク）を「モデル耐震工業団地」と位置付け、新規立地企業又は県内で被災し代替地として立地する企業を対象に立地に向けたインセンティブ策として、工場建屋・設備の耐震化に係る経費の一部支援するための国庫補助制度の創設を求めます。

1 3 被災した中小企業等における災害復旧についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、甚大な被害を受けた企業の中には、自動車や半導体の部品に不可欠なメッキ加工業者や精密加工業者等が含まれています。これらの企業の操業再開が遅延すると、自動車関連産業や半導体関連産業といった我が国を代表する産業のサプライチェーンが断絶され、熊本県経済のみならず我が国全体の経済に深刻なダメージを与えることになるため、早急な支援が必要となります。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがないため、被災企業における災害復旧の取組みを支援することができず、このままでは廃業の危機に追い込まれる企業が急増する可能性があります。

そのため、被災企業における工場等の建て替え、修繕や移転新築、設備の修理、買替え、被災した工場等の解体撤去等に対する国庫補助制度の創設を求めます。

また、現在も余震が続いており、復旧着手時期や施工業者への発注増加などによる遅れなど、事業実施に時間を要することが想定され、事業実施に当たっては単年度ではなく複数年での実施が可能となるよう求めます。

1 4 被災した工場等の早期事業再開に向けた貸工場等の整備

今回の地震により、甚大な被害を受けた中小企業の事業継続及び被災地域における雇用を維持するためには、被災企業が一日も早く地域において事業を再開する必要があります。

そのため、被災企業の被災地域内での速やかな事業再開を支援するため、東日本大震災と同様、独立行政法人中小企業基盤整備機構による被災地域内での貸工場等の整備を求めます。

1 5 被災した中小企業等における工場移転についての国庫補助制度の創設等

今回の地震により、甚大な被害を受けた企業の中には、昭和 39 年に整備された熊本総合鉄工団地に立地している企業も多数含まれています。整備から 50 年が経過しているこの団地では、入居企業の工場等の老朽化や狭隘化が進んでおり、さらに、周辺地域が宅地開発され、建築基準法の要件も従来より厳しいものとなっているため、団地内で被災前と同様の規模の工場等を建設することが困難になるケースも生じています。

しかし、現行制度では、国のメニューがないため、被災企業における工場移転等を支援することができず、このままでは廃業の危機に追い込まれる企業が急増する可能性があります。

そのため、被災した企業の移転先となる工業団地の用地確保や団地の整備についての国庫補助制度の創設を求めるとともに、新たな工業団地用地整備が円滑かつ迅速に取り組めるよう各種規制の弾力的な運用を求めます。

1 6 被災した企業による販路開拓や新事業展開の取組みについての支援

今回の地震により、被災した中小企業では、一時的な操業停止の影響により、仕事が県外の同業者などへ回され、事業を再開したとしても受注を失うケースが出てくるものと考えられます。

そのため、事業を再開した中小企業の復興に向け、東日本大震災と同様、ビジネス商談会や展示会出展等を通じた企業の販路開拓の取組みへの支援とともに、中小企業の強みを生かした新たなものづくりやサービスの開発など新事業展開の取組みへの支援を求めます。

1 7 被災企業に対する復旧・復興のための専門家派遣等の支援

今回の地震により、被災した中小企業においては、人材が限られており、単独での復旧・復興が困難なケースが考えられます。

そのため、東日本大震災と同様、被災企業の課題や要望に応じた専門家を派遣いただく等、被災企業の復旧・復興の取組みへの支援を求めます。

1 8 採石に係る設備投資についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、公共・民間の施設に甚大な被害が発生したため、今後は災害復旧や復興事業に関する土木・建築工事が集中的に行われます。

このため、主要な建設資材であるコンクリートやアスファルトに使用される採石の需要増に対応した安定供給を図るために、故障・老朽化したプラント施設の改修等を行う際の借入金の利子補給等についての国庫補助金制度の創設を求めます。

1 9 被災した中水力発電施設等の災害復旧についての国庫補助制度の創設等

今回の地震により、県内の再生可能エネルギー発電施設については、県で把握しているだけでも中小水力発電施設 10 か所、風力発電施設 3 か所の施設・設備が被災して操業停止となる等、甚大な被害が発生しています。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがないため、多額の費用を要する施設・設備の修繕を行うことができません。

そのため、今回被災した中小水力発電施設等災害復旧についての国庫補助制度の創設を求めます。

2 0 再エネ導入分を含めた被災鉄塔等の再建工事についての国の支援

九州電力においては、阿蘇地域において被災した鉄塔等の再建工事を行うこととしています。

そのため、当該工事を行う際、今後当該地域で再生可能エネルギー導入に伴う系統網の増強分を付加した工事が行われるよう、国の支援を求めます。

2 1 地域防災拠点整備のための再生可能エネルギーや蓄電池整備についての全額国庫補助制度の創設

今回の地震により、甚大な被害を受けた市町村においては、公共施設等を地域防災拠点や避難所として機能させるためには、非常時に備え電源を確保するための再生可能エネルギーや蓄電池の整備が必要です。

そのため、被災市町村等への再生可能エネルギー設備等の導入が可能となるよう、国の平成 28 年度予算で措置された再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金等を活用する場合、地方負担なく事業が行えるよう全額国庫補助制度の創設を求めます。

2 2 バイオマス発電所において災害廃棄物（一般廃棄物）を受入れる場合の F I T の特例の創設

今回の地震により、8 万棟を超える家屋が全壊、半壊等しており、大量の家屋廃材等の災害廃棄物の処理が大きな課題です。

大量の倒壊家屋等災害廃棄物を迅速に処理するためには、木質バイオマス発電所において、処理する必要があります。

そのため、木質バイオマス発電所でこれらを受け入れる場合の固定価格買取制度（F I T）の買取価格については、復興を迅速に進めるためにも、災害時における緊急対応として、間伐材等由来のチップ使用単価を上回る価格設定にするよう柔軟な制度の運用を求めます。

2.3 公設工業団地における災害復旧についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、公設工業団地用地については、震災仮設住宅や震災瓦礫（既存処理施設の処理能力、収容能力を越えたもの）の仮置き場として一時的に使用しています。

こうした仮設住宅や仮置き場の解消後は、原形に復旧する必要があるため、復旧に係る費用が必要となります。また、工業団地の使用については、通常、使用料が発生するところですが、仮設住宅及び震災瓦礫の一時仮置き場として使用する場合には、当該使用料が免除になるとともに、市町村に対しては、固定資産税相当額を交付金として交付する必要があります。

さらに、工業団地を仮設住宅や瓦礫仮置き場として提供している間は、企業への売却等ができないため、工業団地特別会計を圧迫することとなります。

そのため、工業団地に係るこれらの震災関連経費について、国庫補助制度の創設を求めます。

2.4 産業別・地域別BCPシステムの構築

今回の地震により、多くの工場が復旧に数か月を要するような深刻なダメージを受け、その被害総額は少なくとも6,030億円に上ると試算されます。

地震の少ない土地柄と見られていた熊本で起こった今回の地震は、日本全国どこで大地震が発生するか予測不能であることを意味しているため、国全体としての産業界の備えが急務と考えられます。

これまで被災を経験した企業は、自ら多額のコストをかけBCPを構築しており、それを有事の際の競争力として活用しています。

その例に倣い、国有化できるBCPを産業別・地域別に構築するための調査・システムの構築を求めます。

2.5 風評被害対策についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、県内港の破損、高速道路をはじめとする陸上アクセス環境の悪化、更なる地震被害への懸念など、県内港の安定的利用への不安が、国内外の荷主企業の間広がっています。

地震の影響で定期コンテナ船が抜港したのは、八代港で1回、熊本港で2回のみであり、港の機能は既に回復していますが、このまま風評被害が広がると、国際コンテナ貨物の流出・減少が予想されます。

そのため、県内港利用に係る不安払拭のため、国においても対策を実施するとともに、本県が実施する国内外でのセミナーをはじめとする広報対策についての国庫補助制度の創設を求めます。

2.6 港湾分譲地の災害復旧についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、賃貸中の熊本港分譲地に液状化、地盤沈下、ひび割れ等の被害が発生し、早急な復旧が必要です。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがないため、多額の費用を要する復旧工事が困難な状況です。

そのため、分譲地の災害復旧についての国庫補助制度の創設を求めます。

2.7 被災した中小企業等における災害復旧についての国庫補助制度の創設等

今回の地震により、施設・設備を被災した事業者においては、今後の先行きを見通すことができず、廃業に追い込まれるケースが多発することが想定されます。そうした事態を防ぎ、事業の再開・継続と雇用の維持を図るため、個別の中小・小規模企業に対する助成等の支援を行う必要があります。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがないため、被災企業における災害復旧の取組みを支援することができません。

そのため、被災企業における施設の修繕や移転新築、設備の修理、買替え、被災した工場等の解体撤去、仮設工場の設置等の復旧の取組みについての国庫補助制度の創設を求めます。

また、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」についても、こうした災害復旧のための事業にも活用できるような運用を求めます。

2.8 被災したガソリンスタンド（SS）の早期復旧のための国庫補助制度の創設

今回の地震により、益城町、南阿蘇村を中心に県内多数のSSが、地下タンクの浮上や配管の損壊等甚大な被害を受けています。

早期の災害復旧や復興、被災者の生活再建を進め、県民生活や経済活動の安定を図るためには、被災地域での燃料の安定供給が必要ですが、被災したSS事業者にとって設備復旧の費用は多大であり、経営の継続も危ぶまれる状況です。

そのため、被災地域の早期復旧を図るために、東日本大震災と同様、SSの設備復旧について国庫補助制度の創設を求めます。

2.9 被災した商工団体施設の復旧についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、地域の中小・小規模企業支援の中核となる商工会においては、指導・支援施設となる商工会館が損傷し使用できないところもあるなど、事業者支援に支障を来しています。また、県商工会連合会、中小企業団体中央会が入居する熊本県商工会館についても、地震の影響により、外壁の落下やビル本体の損傷などから安心して業務ができない状態となっています。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがないため、被災した各団体においては、中小・小規模企業の災害復旧・復興に向けた支援が十分にできない状況にあります。

そのため、東日本大震災と同様、このような被災した各団体における支援施設の復旧や移転・建て替え等についての国庫補助制度の創設を求めます。

3 0 被災した中小企業等における仮設店舗・仮設工場等の整備等についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、多くの中小企業等においては、店舗・事業所が損壊し使用できない状況となっているため、それらの施設が本格復旧するまでの間、事業を再開・維持できるよう、仮設店舗・事業所を早期に整備し支援する必要があります。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがないため、仮設店舗、仮設工場等の整備や移動販売等を支援することができず、このままでは廃業に追い込まれる企業が増加する可能性があります。

そのため、被災企業における仮設店舗、仮設工場等の整備や移動販売等についての国庫補助制度の創設を求めます。

3 1 被災した商店街等の早期復旧・復興に向けた取組みについての国庫補助制度の創設

今回の地震により、熊本市健軍商店街や子飼商店街などでは店舗やアーケードが倒壊するなど甚大な被害を受けています。

このような状況をいち早く解消し、安全性を確保するため、商店街等における崩落物の迅速な撤去等が必要となります。

そのため、東日本大震災と同様、商店街等における崩落物の迅速な撤去等についての国庫補助制度の創設を求めます。

3 2 経営セーフティ共済融資の融資限度額の引き上げ等

今回の地震により、多くの企業・事業者が店舗や事務所等に甚大な被害を受けています。

そのため、被災者に対する経営セーフティ共済融資の融資限度額・倍率の引き上げを求めます。

また、現行制度においては、取引先事業者の倒産が認定要件とされていますが、被災した事業者がこの要件を満たすことは困難であることが想定されるため、要件の緩和を求めます。

3 3 政府系金融機関による新たな復興特別貸付制度の創設等

今回の地震により、多くの企業・事業者が店舗や事務所等に甚大な被害を受けています。

今後、復旧を加速化するためには、中小企業者の資金需要に十分に対応できるよう融資制度の充実が必要であるため、東日本大震災と同様、政府系金融機関等による新たな復興特別貸付制度の創設をはじめとする総合的な支援を求めます。

さらに、東日本大震災における特区制度と同様、指定金融機関からの資金借入れに対する国の利子補給に関する特例措置を求めます。

3 4 小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）の特別枠の創設

今回の地震により、多くの企業・事業者が店舗や事務所等に甚大な被害を受けています。

被災した小規模事業者に対する資金繰り支援のためには、現行のマル経融資制度の枠では不足す

るため、東日本大震災と同様、融資枠の拡充（特別枠の創設）を求めます。

3 5 震災復興のための特別保証制度の創設

今回の地震により、多くの企業・事業者が店舗や事務所等に甚大な被害を受けています。

現在、セーフティネット保証第4号及び災害関連保証制度が実施されているところですが、中小企業者の資金需要に十分に対応できるよう融資制度の充実が必要であるため、信用保証制度の更なる充実（新メニューの追加や融資枠の拡充等）を求めます。

3 6 協同組合の共同施設等の復旧のための政府系金融機関の融資制度創設

今回の地震により、多くの企業・事業者が店舗や事務所等に甚大な被害を受けています。

しかし、現行制度では、事業協同組合等の共同施設における災害復旧についての補助制度はあるものの、資金力が弱い協同組合等にとっては自己負担額が経営を圧迫する可能性があります。

そのため、事業者の自己負担軽減のための有利な融資制度の創設を求めます。

3 7 震災に伴う資金需要に対する信用保証のための損失補償制度の拡充

今回の地震により、多くの企業・事業者が店舗や事務所等に甚大な被害を受けています。

今後、被害にあった中小企業者の資金需要が高まり、その結果として、信用保証協会による代位弁済が増加し、同協会の経営を圧迫することが想定されます。

そのため、特別保証制度等のための損失補償制度の充実が必要であり、そのための所要の措置（今回の災害に限定した新たな補助金の創設や取り崩し可能な新たな基金の造成）を求めます。

3 8 中小企業高度化事業に係る償還猶予の特別措置

今回の地震により、多くの企業・事業者が店舗や事務所等に甚大な被害を受けています。

現行制度上、高度化資金の償還猶予を行う場合は、一定の要件をクリアしたうえで、条件変更の手続きを行う必要がありますが、災害被害からの早期復興のためには、要件の緩和が不可欠ですので、以下のような特別措置を求めます。

- ・被災した貸付先について、被害の大小に関わらず、無条件で一律2年以上償還を猶予
- ・猶予期間中の利息を免除
- ・最終償還期限を延長

さらに、被害額に見合う債務の免除等を求めます。

3 9 被災中小企業及び復興支援者に対する税制上の優遇措置拡充と地方税減収に対する財政支援措置

未曾有の災害に見舞われた中小企業者や復興支援者の税負担を軽減するため、法人税等、税制面での減免等の措置及び事業再開に伴う固定資産税・不動産取得税等の減免の措置を拡充することが必要です。

このため、国税について減免及び課税の特例措置並びに納税猶予等の措置を講じるとともに、被災地復興のため設備投資などを行う法人・個人に対する税負担の軽減措置を求めます。

また、被災企業が事業再開のために必要となる資産の取得に係る固定資産税、不動産取得税等の地方税についても、優遇措置を拡充するとともに、当該地方税の減収分に相当する国の財政支援措置を求めます。

さらに、東日本大震災における特区制度と同様、指定金融機関からの資金借入れに対する国の利子補給に関する特例措置、被災地域における被災雇用者等の雇用に対する税控除等に関する特例措置を求めます。

4 0 復旧復興支援アドバイザー設置のための商工団体への財政支援措置

復旧・復興のための経営相談に早急に対応するためには、現状の商工団体の支援体制では応じきれない状況にあります。このため、被害が甚大な商工団体においては、事業者の復旧・復興をアドバイスする人員の確保が必要です。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがないため、新たな人員の確保ができません。

このため、商工団体における復興支援アドバイザーの設置に対して、国庫補助による財政的支援を求めます。

4 1 被災した商店街等における消費喚起のための支援措置

今回の地震により、多くの企業・事業者が店舗や事務所等に甚大な被害を受けています。特に、商店街等においては、店舗の損壊等により休業を余儀なくされているところもあるなど、深刻な影響を受けています。

このような状況を踏まえ、プレミアム付き商品券の発行等により消費を喚起し、復興を進め販売の回復を図る必要がありますが、災害復旧等に係る財政需要の増加により、自主財源の確保が極めて困難な状況となっています。

そのため、プレミアム付き商品券等の消費喚起事業に取り組むための国庫補助制度の創設を求めます。

4 2 中小・小規模企業耐震診断事業についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、多くの店舗・事業所の建物が、様々な損傷を受けています。

こうした建物が今後の地震に耐えられるかどうかは、事業の継続を判断する上で大きなポイントとなるため、耐震診断についての国庫補助制度の創設を求めます。

4.3 事業者再生支援機構の設置

今回の地震による被害により、過大な債務を負っている事業者について、被災地域で事業の再生を図ろうとする場合において、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援する必要があります。

そのため、東日本大震災と同様、金融機関等が有する債権の買い取り等を通じ、債務負担の軽減と再生支援を目的とする事業者再生支援機構の設置を求めます。

4.4 小規模事業者の事業再生と販路開拓等の取組みについての国庫補助制度の拡充

被災した小規模事業者等が経営を立て直し、今後も事業を継続していくためには、販路開拓等を支援する必要があります。現行制度においては、小規模事業者の経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取組みに対し、原則50万円を上限とする補助(補助率2/3)制度がありますが、今回の地震により、被害を受けた事業者について、復旧復興に向けた販路開拓等の取組みを含めて支援いただくよう、募集期間の延長や採択事業者数の拡大等の措置を求めます。

4.5 事業者の海外展開への支援及び風評被害払拭のための海外PR等についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、海外における「熊本」の知名度が向上しビジネス機会が高まっている一方、被災地域の事業者の多くが設備等に損傷を負っており、海外展開に踏み切れない状況にあります。

改修には時間と多額の費用を要することから、その間のビジネス機会を可能な限り喪失させないよう、事業者の海外展開を支援する必要があります。

また、地震による風評被害(生産能力の滅失、ブランド低下等)も想定されることから、これを払拭しイメージ向上を図る必要があります。

しかし、現行制度では、外務省の「地方連携プロジェクト推進事業」や中小企業庁の「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」や「小規模事業者持続化補助金」はあるものの、外務省の支援については在外公館等現地コネクションを活用した支援補助に留まっており、大半は地元自治体の負担となっています。また、中小企業庁の支援については、グループ作らなければならなかったり、上限50万円までと規模が小さかったりと、柔軟な事業実施が難しい状況です。

そのため、東日本大震災において創設された「被災地域産品販路開拓等支援事業」等と同様、海外主要市場における販路拡大支援、及び風評被害の払拭等を行うための海外でのPR活動等に対する国庫補助制度の創設を求めます。

4.6 風評被害払拭のための海外関係者招聘等についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、熊本への観光客が遠のき、県産品も消費が冷え込んでいる状況です。そのため、県内製造業の復興状況について、海外バイヤー、各国政府、発言力の強い海外消費者代表等を本県に招聘し、県内の復興状況や県産品について知ってもらうことが必要です。

しかし、現行制度では、経済産業省からJETROへの委託事業として実施されている「海外バイヤー招へい事業」がありますが、熟度の高い企業が対象となっており、被災企業が採択されるこ

とが困難な状況となっています。

そのため、東日本大震災において創設された「中小企業海外展開等支援事業」同様、事業実施にあたり地方の自由度が高い事業の新たな全額国庫補助制度の創設を求めます。

また、JETROの既存事業において、被災地枠の創設等による国庫補助制度の創設を求めます。

4.7 グローバル人材育成支援プロジェクトにかかる国庫補助制度の創設

今回の地震により、海外において熊本の知名度が向上しており、復興支援として県産品の海外需要が高まっていますが、海外の商慣行や海外展開ノウハウがなく、海外展開に踏み切れない事業者が多いのが現状です。アジア各国におけるビジネスの現場で活用できるような、グローバル人材を育成することが必要です。

しかし、現行制度では、中小企業庁の「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」といった支援施策が存在するものの、中小企業に対する補助率が2/3となっており、被災した企業にとって1/3の自己負担分は過大です。

そのため、東日本大震災において創設された「中小企業の高度グローバル経営人材育成事業」や「海外展開のためのワンストップ相談支援の強化」同様、アジア各国の現地ビジネス環境に精通したビジネス専門家を、熊本県貿易協会等の支援機関内に複数人配置することで、専門家による知識、ノウハウを習得させ、海外で活躍する人材を育成する等を内容とした国庫補助制度の創設を求めます。

4.8 海外展開越境ECサイト開設にかかる国庫補助支援制度の創設

今回の地震により、海外において熊本の知名度が向上しており、復興支援として県産品の海外需要が高まっています。また県内製造業が早期復旧・復興を実現するためにも、海外市場に販路を拡大していく必要があります。そこで、海外販路拡大の第一歩として、出店・出品する事業者及び被災地関連商品を扱うEC（電子商取引）事業者について、支援することが必要です。

しかし、現行制度では、経済産業省から中小企業基盤整備機構への委託事業として実施されている「ECを活用した海外販路開拓支援事業」がありますが、助成の上限額が100万円となっており、被災した企業にとっては過重な負担となっています。

そのため、東日本大震災において創設された「震災復興のための越境EC支援事業」と同様の国庫補助制度の創設を求めます。

4.9 被災企業のグローバル展開についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、県内企業は大きく被災した一方で、海外においては熊本の知名度が向上しており、復興支援として県産品の海外需要が高まっています。県内製造業の復興、及び足腰の強い企業体を構築・育成するためには、国内市場だけではなく、海外市場に販路を拡大し、新たなビジネスモデルを構築していくことが必要です。

また、海外販路拡大を成功させるには、ターゲット地域の市場ニーズに応えた商品の投入が不可欠です。

しかし、現行制度では、中小企業庁の「グローバルイノベーション拠点設立等支援事業」があり

ますが、効果的な海外市場に合った商品投入を進める上で自由度が低く、また、補助率は 1/3 から 2/3 となっており、被災した企業にとっては過重な負担となっています。

そのため、東日本大震災時において創設された「中小企業の地域産品販路開拓等支援事業」と同様の国庫補助制度の創設を求めます。

5 0 被災した蔵元の復旧についての国庫補助制度の創設

熊本は、吟醸ブームの火付け役となり、全国で多くの吟醸酒に使用されている「熊本酵母」の発祥の地であり、全国に誇れるお酒や酒文化を有しています。今回の震災で多くの蔵元が甚大な被害に遭い、江戸時代に建てられた歴史ある蔵等が破損するなど、事業の維持・継続が危ぶまれています。

しかし、酒蔵や醸造施設等の復旧、整備等には極めて多額に上ることが予想されます。

そのため、被災した蔵元の復旧についての国庫補助制度の創設を求めます。

5 1 工業用水道事業の災害復旧についての予算額の確保及び地方負担軽減のための措置

今回の地震により、県、西原村及び熊本市が管理する工業用水道は大きな被害を受けました。受水企業に対する供給継続のための応急措置や被害把握のための調査、その後の工事が必要です。

また、水源として利用している多目的ダムの復旧・復興に伴う利水者負担も発生します。

しかし、工事費等について国庫補助率の嵩上げが行われているものの、地方負担分が発生し、早期復旧に支障を来しています。

そのため、所要予算額の確保及び地方負担の軽減につながる措置を求めます。

5 2 被災した地域の工業用水道施設の強靱化推進のための予算の確保及び国庫補助率の嵩上げ

今回の地震により、施設の耐震化などの強靱化が進んでいない工業用水道施設が大きな被害を受けており、今後県及び市町村においては、施設の強靱化を進めていく必要があります。また、水源として利用している多目的ダムの復旧・復興に伴う利水者負担も発生します。

強靱化推進にあたっては、国庫補助制度が設けられているものの、予算枠が小さく補助採択が難しい上、補助率が低く自治体の負担が大きいため、施設の強靱化が実施できません。

このため、被災した地域の工業用水道施設の強靱化推進について、所要の予算の確保及び補助率の嵩上げを求めます。

5 3 電気事業の災害復旧・復興についての国庫補助制度の創設

県が管理する電気事業の施設について、今回の地震による被害把握のための調査、その後の工事が必要です。

また、利用している多目的ダムの復旧・復興に伴う利水者負担も発生します。

しかし、現行では災害時における国庫補助制度がなく、早期復旧・復興に支障を来しています。

そのため、災害対応における調査、工事費、利水者負担金等についての新たな国庫補助制度の創設を求めます。

5.4 被災した中小企業等における商品・在庫の損害に対する税制上の支援制度の創設

今回の地震により、中小企業等は、施設・設備についての損害のみならず、商品・在庫等において多大な損害が発生し、資金力の弱い事業者においては、事業の継続が困難となっている状況です。

しかし、現行制度では、営業損害については、財政上の国の支援メニューがないため、中小企業等の復旧・復興に向けた支援が十分にできない状況にあります。

そのため、商品・在庫等の損害が発生した中小企業等に対して、税制上の優遇措置などの支援制度の創設を求めます。

5.5 被災中小企業に対する省エネルギー設備導入についての国庫補助率の高上げ等

今回の地震により、空調や照明等電気使用設備等に被害を受けた中小企業においては、今後、設備の復旧が必要になります。復旧にあたっては、環境にとっても、事業者にとってもメリットのある省エネルギー設備の導入を進めるべきです。

しかし、現行制度では、資源エネルギー庁の「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」が存在するものの、補助率が1/3であり、被災した中小企業にとっては過重な負担となります。また、本制度は省エネルギー設備へ更新する場合のみを対象としており、被災した設備の復旧は補助対象となっていません。被災企業数を勘案すると、予算枠も不十分です。

そのため、補助率の高上げ(1/3 2/3以上) 被災設備を補助対象に追加すること、及び予算枠の拡大を求めます。

5.6 非常用電源供給に資するベースロード電源に併設する蓄電池整備についての国庫補助率の高上げ等

今回の地震により、多数の被災地域で停電が発生しました。非常時の電源供給基盤が脆弱な地域においては、非常時に地域の自然エネルギーを活用して、自主電源を確保し、災害に強い地域づくりをしていくことが、今後の被災地域復興にとって必要不可欠です。また、被災地域では九州電力の系統増強工事に長期の工期と高額な負担金が求められているため、中小水力や地熱・温泉熱発電施設を整備するには、時間帯指定の売電を受け入れ、蓄電池を備えた設備の導入が必要です。

しかし、現行制度では、資源エネルギー庁の「再生可能エネルギー発電事業者のための蓄電池システム導入支援事業」により1/2(大企業は1/3)の国庫補助が存在するものの、多額の費用が生じ、被災企業が負担することは困難です。また、本制度は、太陽光発電や風力発電が対象であり、太陽光発電、風力発電と並ぶ今回の被災地域の主な自然エネルギーである中小水力発電や地熱・温泉熱発電等のベースロード電源に併設する蓄電池整備については補助対象となっていません。

そのため、補助率の高上げ(1/2 2/3以上(大企業は1/3 1/2以上)) 及び中小水力や地熱・温泉熱発電等ベースロード電源に併設する蓄電池整備を補助対象に追加することを求めます。

5.7 企業誘致におけるマイナスイメージを払拭するためのPRについての国庫補助制度の創設

今回の地震により、「熊本」が国内外において知名度が上がった一方で、「熊本は地震多発地帯」というイメージが広まっており、このままでは熊本の産業の復活、発展は見込めません。このマイナスイメージを払拭するためには、PRの専門家を活用したアピール策等、国内外に向けた大々的かつ息の長いPRが必要です。

しかし、現行制度では、企業誘致PRについての国支援メニューはなく県単独で取り組むこととなっています。県の限られた財源では、国内外に向けた大々的かつ息の長いPRを行うことは、極めて困難です。

そのため、国内外に向けた大々的かつ息の長いPRを実施することを可能とする国庫補助制度の創設を求めます。

各要望項目の地方負担に係る特別な財政措置

各要望項目に係る地方負担分（地方債発行相当額を含む）について、特別交付税による別枠措置を求めます。

省庁別要望事項 【国土交通省関係】

1 災害復旧における「改良復旧事業」の積極的採択

今回の地震により、多くの公共土木施設が被災し、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法による災害復旧を実施します。

しかし、地震による被災箇所の災害復旧では、被災した施設を原形に復旧することを原則としており、将来の安全性や防災に資する改良復旧事業の採択メニューはありません。

そのため、地震災害による原形復旧にとどまらず、今後発生する地震や洪水等に対する将来の安全性や防災に資するような創造的な復興のための改良復旧事業について積極的な採択を求めます。

2 公共土木施設の災害復旧費に係る予算措置等

今回の地震により、道路、河川、砂防、港湾、海岸、下水道及び都市公園等の公共土木施設等に甚大な被害が生じています。また、相次ぐ余震により、今後も被害が拡大する可能性があります。

現行制度上、公共土木施設の災害復旧費に対しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により2/3の国庫負担があり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に2割程度の嵩上げが可能となっています。

しかし、このたびの震災では、上益城地域、阿蘇地域等を中心に公共土木施設も壊滅的な被害を受けており、現行の国庫負担率では過大となる地方負担に配慮した特別な措置を求めます。

3 公共土木施設復旧のための設計等に係る国庫補助制度の拡充

今回の地震により被災した公共土木施設の復旧のために、県、市町村を合わせ3,300箇所以上の調査設計を行う必要があります。激甚災害については、この調査設計に要した額が国庫補助の対象となっていますが、災害査定額に応じた上限が設定されており、要した費用と比較して十分な財政措置がなされないことが想定されます。

そのため、調査設計に要した額に応じた国庫補助制度の拡充を求めます。

4 阿蘇大橋地区の大規模崩壊斜面の直轄事業による早期復旧

今回の地震による大規模な斜面崩壊により、本県観光の大きな柱である阿蘇に向けた国道57号が遮断されるとともに、阿蘇大橋の落橋によって国道325号の南阿蘇村方面へのルートも分断され、阿蘇地域の観光をはじめとした経済活動や救援活動、復旧活動等の大きな障害となっています。

しかし、この崩壊斜面の復旧工事は、50万 m^3 を超えると見込まれる膨大な量の土砂の撤去が必要であり、かつ、今後の余震や降雨により大規模な崩壊の可能性があることから、1日も早い安定化が必要です。

なお、5月5日に緊急対策工事に着手いただいたところですが、想定される直轄砂防災害関連緊

急事業量からすると、現行の国庫負担率では地方負担が極めて過大となることから、負担金の支払免除を求めます。

【要望箇所】

- ・阿蘇大橋地区の大規模崩壊斜面 崩壊土量 50万^m 崩壊面積 20万^m

5 国道325号の早期復旧

今回の地震による大規模な斜面崩壊により、本県観光の大きな柱である阿蘇に向けた国道57号が遮断されるとともに、阿蘇大橋の落橋によって国道325号の南阿蘇村方面へのルートも分断され、阿蘇地域の観光をはじめとした経済活動や救援活動、復旧活動等の大きな障害となっています。

しかし、国道325号の復旧工事は、技術的に高度で大規模な橋梁が含まれるとともに、震源地(活断層)に隣接するという特殊な地理的状況にあるため、高度な技術力と無人化施工等の高度な機械力が必要となります。

そのため、1日も早い復旧復興に向け、国道57号の復旧と合わせた国による直轄権限代行での施工を求めるとともに(国による直轄権限代行での施行に着手済み) 想定される災害復旧事業量からすると、現行の国庫負担率では地方負担が極めて過大となることから、負担金の支払免除を求めます。

また、今後の国による道路等の復旧・復興に必要な体制を確保するため、熊本・阿蘇地域の復興を推進する組織の新たな設置を求めます。

なお、施工においては、現場状況が非常に厳しく、困難を極めると思われますが、早期復旧に向けた地元の期待も大きいため、国道57号の復旧と合わせた開通見通しの公表をできる限り早期にお願いします。

6 主要地方道熊本高森線の早期復旧

今回の地震により、緊急輸送道路である主要地方道熊本高森線が不通となり、南阿蘇村をはじめ被災地域への救命・救助、医療、物資の輸送等や通勤・通学・買い物等の日常生活に支障を来しています。

しかし、熊本高森線の復旧工事には、崩落したトンネル工事、複数の大規模橋梁の復旧等が含まれております。被災地の1日も早い復旧復興には、高度な技術力を有し、東日本大災害での復旧での経験もある国による復旧工事が不可欠です。

そのため、主要地方道熊本高森線について、特定大規模災害等の指定に基づき、国による直轄権限代行による早期復旧を求めるとともに(国において大規模災害復興法に基づく直轄代行での施行に着手済み) 想定される災害復旧事業量からすると、現行の国庫負担率では地方負担が極めて過大となることから、負担金の支払免除を求めます。

なお、施工においては、現場状況が非常に厳しく、困難を極めると思われますが、早期復旧に向けた地元の期待も大きいため、開通見通しの公表をできる限り早期にお願いします。

7 南阿蘇村道桁の木～立野線の早期復旧

今回の地震により、南阿蘇村道桁の木～立野線では、阿蘇長陽大橋の橋台背面の沈下、法面崩壊や路肩決壊が多数発生し、さらには国道325号の阿蘇大橋の落橋により、村内の栃木地区への救命・救助、医療、物資の輸送等や通勤・通学・買い物等の日常生活に支障を来しています。

しかし、南阿蘇村道桁の木～立野線の復旧工事は、白川が永年かけて阿蘇の外輪山を浸食した極端なV字谷の地形と柱状節理が発達した特徴的な地質や震源地(活断層)に隣接するという特殊な地理的状况のために、その復旧工法の検討及び施行は、一地方自治体のレベルを超えるものとなっています。

南阿蘇村の1日も早い復旧復興には、高度な技術力を有し、東日本大災害での復旧での経験もある国による復旧工事が不可欠です。

そのため、南阿蘇村道桁の木～立野線について、特定大規模災害等の指定に基づき、国による直轄権代行による早期復旧を求めるとともに(国において大規模災害復興法に基づく直轄代行での施行に着手済み) 想定される災害復旧事業量からすると、現行の国庫負担率では南阿蘇村の負担が極めて過大となることから、負担金の支払免除を県としても求めます。

なお、施工においては、現場状況が非常に厳しく、困難を極めると思われますが、早期復旧に向けた地元の期待も大きいため、開通見通しの公表をできる限り早期にお願いします。

8 国道57号の代替道路となる県道に対する国による現道対策及び維持管理の連携支援並びに県・市町村道の補修等に対する財政支援

今回の地震により国道57号が遮断されたことで、県道北外輪山大津線(ミルクロード)等が阿蘇地域に向かう代替道路として、地域住民の日常生活や観光ルートの役割を担っています。

しかし、ミルクロード等が国道57号の代替道路として利用されることで、大型車両を含めた交通量が増加しており、これまで以上に、法面保護や視距改良などの現道対策や交通量の増加に伴う維持管理を早急かつ確実に実施することが必要になっています。

そのため、国道57号の代替機能を担うミルクロード等の県道については、国道57号の復旧工事に伴う関連事業として、国において必要な現道対策及び維持管理の連携支援を求めます。

この他にも、復旧復興事業に伴う工事車両の通行量増加により損壊した県・市町村道の補修等に対する財政支援を求めます。

9 災害復旧における道路拡幅等の「質的改良事業」に対する新たな財政支援制度の創設

今回の地震により、多くの公共土木施設が被災し、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法による災害復旧を実施します。

しかし、災害復旧においては、被災した施設の原形復旧を原則としており、道路拡幅などの改良事業費については、交付金などを充てることができず、単独事業で対応せざるを得ません。特に、今回被災を受けた県道御船甲佐線の田口橋においては、幅員が狭隘で、人流・物量のボトルネックとなっていたことから、社会資本整備総合交付金による改良予定であったため、単独事業での対応は非常に厳しい状況です。

そのため、災害復旧事業に関連し、道路幅員などの創造的な復興に係る事業について、交付金を

充てる等の新たな支援制度の創設を求めます。

1 0 国道 57 号（阿蘇大橋地区）の早期完成

今回の地震により、国道 57 号が不通となり、阿蘇地域の日常生活や産業活動に大きな影響が出ています。この状態が長期化すれば、観光に関わる事業者の廃業や休業につながるなど、地域経済への悪影響は計り知れないことから、阿蘇地域へ通じる道路の整備が急務です。

そのため、国道 57 号阿蘇大橋地区の1 日も早い早期復旧、併せて、阿蘇地域の復興に資する瀬田地区の 4 車線化の早期完成を求めます。

1 1 中九州横断道路の早期完成

今回の地震により、緊急輸送道路である国道 57 号が不通となり、さらに多くの道路も一時的に交通不能となったために、被災地域への救命・救助、医療、物資の輸送等に支障を来しました。そのため、災害に強い道路の早期整備が不可欠です。

しかし、現状では、熊本から大分を結ぶ地域高規格道路中九州横断道路として国により整備中ですが、大分県に比べ熊本県の整備は遅れています。

そのため、今回の地震を踏まえ、本県が九州の広域防災拠点としての役割を果たすには、国道 57 号（阿蘇大橋地区）の復旧と合わせて、中九州横断道路の早期整備を求めます。

1 2 熊本県をはじめ九州圏域の東西軸を確立するための幹線道路ネットワークの整備

今回の地震により、九州横断自動車道大分線や国道 57 号が被災し、長期間不通となり、また、国道 445 号、国道 218 号が一時的に不通となり、被災地域への救命・救助、医療、物資の輸送等に支障を来しました。

南海トラフ地震等の発生に伴う九州の被災を考慮すれば、本県が九州の広域防災拠点としての機能を十分に発揮するためにも、九州の東西軸となる九州横断自動車道延岡線及び地域高規格道路中九州横断道路の早期整備を求めます。

1 3 有明海・八代海沿岸域における九州縦貫自動車のリダンダンシーとなる幹線道路ネットワークの整備

今回の地震により、九州縦貫自動車道が通行止めになり、被災地域への救命・救助、医療、物資の輸送やサプライチェーンの切断から九州圏の経済・工業・農業などに甚大な影響が出ました。

九州縦貫自動車道のリダンダンシーの役割を果たす新たな縦軸としての南九州西回り自動車道、地域高規格道路有明海沿岸道路(期)(仮称) 八代海沿岸道路などの全線の早期整備を求めます。

1 4 天草地域へのリダンダンシーとしての地域高規格道路熊本天草幹線道路の全線整備

今回の地震により、阿蘇地域は、熊本地域と複数のルートで結ばれているにもかかわらず幹線道路の寸断により交通に大きな支障が生じた結果を踏まえ、天草地域は国道1本でしか繋がっていないという状況からその脆弱性を強く再認識したところです。

そのため、天草地域の持続的な発展には、複数ルートの確保が必要であるため、熊本天草幹線道路全線の早期整備を求めます。

1 5 熊本都市圏の主要幹線道路の整備促進

今回の地震により、九州縦貫自動車道が不通となり、そのために国道3号及び国道57号の交通量がその交通容量を遥かに超える状態となり、被災地域への救命・救助、医療、物資の輸送等の災害支援車両の運行などが大きな影響を受けたところです。

そのため、熊本都市圏の環状道路の形成が必要であり国道3号熊本北バイパス、国道3号植木バイパス、地域高規格道路熊本西環状線、熊本東環状道路、熊本環状連絡路の全線の早期整備を求めます。

さらに、今回甚大な被害を受けた益城町の主要幹線道路である主要地方道熊本高森線の4車線化及び広幅員歩道の早期整備のための財政的な支援を求めます。

1 6 平成28年熊本地震からの復旧・復興のために高規格幹線道路及び地域高規格道路などの早期整備に向けた復旧・復興対策事業への特別枠の設置

今回の地震を踏まえ、本県が九州の広域防災拠点としての役割を果たすためにも、九州横断自動車道延岡線及び地域高規格道路中九州横断道路をはじめとして、南九州西回り自動車道、地域高規格道路有明海沿岸道路(期)(仮称)八代海沿岸道路、熊本天草幹線道路、熊本西環状線、熊本東環状道路、都市圏渋滞対策としての国道3号熊本北バイパス、国道3号植木バイパス、主要地方道熊本高森線などの道路の早期整備が必要であることを実感したところです。

しかし、現行制度では、国土交通省予算の一般会計に占める道路関係の直轄事業関連のみとなり、要望路線の整備を促進するには限度があります。

そのため、東日本大震災と同様に復旧・復興対策事業として特別枠の設置を求めます。

1 7 橋りょうの緊急点検を兼ねた橋梁補修費に係る国庫補助率の高上げ

今回の地震により阿蘇大橋の落橋をはじめ、多くの橋りょうについて甚大な被害を受けました。県下全域3615橋について通常パトロールによる点検を実施し、少なくとも14橋は通行不可となっています。その他の橋りょうについても、現時点では供用しているものの、震度の大きかった地域においては影響を受けている可能性が極めて高いと想定されます。

そこで、震度5以上を観測した地域における15m以上の橋りょうについて、橋梁長寿命化計画の実施時期を前倒し、被災点検を兼ねて実施する必要がありますが、現行の補助率では地方負担が過

大であり、地方負担での対応が困難です。

そのため、必要な橋梁の点検・補修費について、国庫補助率の嵩上げと十分な予算配分を求めます。

1 8 高速道路の跨道橋対策の充実

今回の地震により、九州縦貫自動車道を跨ぐ橋梁が被災し、また、高速道路本線も同時に被災したため全線開通までに時間を要し、被災地域への救命・救助、医療、物資の輸送やサプライチェーンの切断から九州圏の経済・工業・農業・観光などに甚大な影響が出ました。

現行制度では、跨道橋の管理は、その道路の管理者となっていますが、ひとたび被災を受けるとその影響が広範囲に及び、管理自治体の財政などから十分な管理が行き届かない恐れがあるため、国による管理を求めます。

1 9 災害対応機能の向上

今回の地震の発生初期に適切な支援活動を実行するためには、現地の情報をリアルタイムで収集することが必要不可欠です。

しかし、現行制度では、そのための装備を一自治体で準備及び管理していくことは財政的に非常に難しく、かつ現実的でないため、国に下記事項の対応を求めます。

- ・道路情報収集装置の強化（CCTV、ITSスポット整備等）
- ・災害対応ヘリの追加装備
- ・災害対応車両（衛星通信車など）の拡充整備
- ・阿蘇地域における体制強化（除雪機械、パトロール用車両（二輪車含む）の充実、テクニカルセンターの創設等）

2 0 橋梁の耐震補強（緊急輸送道路を除く）に対する国庫補助率の嵩上げ

今回の地震により、緊急輸送道路である阿蘇大橋等の橋梁が甚大な被害を受けました。緊急輸送道路が遮断されたことにより、それ以外の道路が代替道路として、地域住民の日常生活などに係る役割を担っているため、緊急輸送道路以外の橋梁についても、早急な耐震化が必要です。

そのため、緊急輸送道路以外の耐震補強が未対策である橋梁について、地震等による損傷を限定的なものにとどめ、速やかに道路としての機能を確保できるよう、国庫補助率の嵩上げを求めます。

2 1 被災地域における道路としての機能強化のための無電柱化、橋梁の耐震化、道路法面の防災対策及び舗装の加速化

緊急輸送道路などは、被災時の円滑な救急・救援活動や緊急物資の輸送、復旧活動の支援等重要な役割を果たすものであり、無電柱化、橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、災害に強い舗装の整備が必要です。

しかし、高度成長期に建設された道路施設の老朽化も急速に進んでおり、被災地域における道路としての機能効果が期待できません。

そのため、電柱の倒壊、地震動による落橋、斜面の崩落、舗装の損傷など、甚大な被害を防止し、緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、施設整備に係る国庫補助率高上げ等の財政支援を求めます。

2.2 道の駅の防災拠点化の推進

災害発生時において、避難場所や災害応急対策活動の拠点、また、物資輸送の基地等としても活用できるように道の駅を整備する必要があります。

しかし、整備済の道の駅の施設では、防災機能として十分な施設効果が期待できない状況です。

そのため、災害発生時のライフライン（電気、水道）の供給停止に備え、防災対応トイレ、自家発電設備、井戸施設、備蓄倉庫等の設置など、防災対応施設として道の駅の機能強化を図るための十分な予算配分を求めます。

2.3 広幅員歩道の整備の推進

今回の地震により被災した地域への初動対応の緊急車両、復旧・復興時の関係車両の増加により、児童、学生の通学時の安全性確保が課題となっています。また、学校は防災上避難所として指定されており、被災時においては一般車両による移動が通行規制等により制限されるなか、徒歩による移動、自転車の混入も増加しています。さらに、高齢者や車椅子等の移動に支障をきたすケースも見られます。

そのため、災害時等において、歩行者にとって安全な通行空間を確保するための広幅員歩道の整備について、十分な予算配分を求めます。

2.4 交通誘導員や「のみ災」に係る国庫補助制度の創設

今回の地震により、115ヶ所の県管理道路の通行が不可能となったため、震災直後から交通誘導員を配置し、利用者の安全を図るとともに、早急な舗装の応急措置を行う必要があります。

しかし、現行制度では、工事を伴わない事前の交通誘導員のための配置や舗装のための応急復旧については国庫補助の対象となっておらず、多額の地方負担が発生しています。

そのため、交通誘導員の配置や舗装のための復旧についての国庫補助制度の創設を求めます。

2.5 物流の主要拠点となる八代港など重要港湾やICを結ぶ道路としての役割を果たす街路事業の早期完成に向けた重点投資

今回の地震により、多くの既設幹線道路において渋滞が発生し、緊急避難路・緊急輸送道路としての機能が麻痺しました。八代港などの重要港湾は海上自衛隊などによる緊急救援物資の輸送拠点の役割を担っており、今後の復旧・復興事業においても資材等の輸送拠点の役割も担うため、重要

港湾と被災地を結ぶ新たな幹線道路の確保が急務となっています。

そのため、緊急輸送道路としての役割を果たす新たな幹線道路の整備に向けた重点投資を求めます。

2.6 大規模な地震発生後に大量輸送機能を確立するJR鹿児島本線等連続立体交差事業の早期完成に向けた重点投資

地震発生後の都市内の物資輸送に際し、熊本駅周辺では踏切によって交通渋滞が発生し、支障を来しています。今後の復旧・復興事業を加速的に進めるとともに、大規模な地震発生後に大量輸送機能を有する鉄道施設の運用確保ができるよう、高い耐震性能を有した高架構造に早期に切り替える必要があります。

そのため、JR鹿児島本線等連続立体交差事業の早期完成に向けた重点投資を求めます。

2.7 熊本城の早期復旧に向けた支援

今回の地震により、県民の誇り、本県観光のシンボルであり、国の特別史跡に指定されている熊本城は、貴重な歴史的財産である天守閣や石垣のみならず、広場や駐車場も含め、広く甚大な被害を受けました。また、熊本城は、年間150万人以上の観光客が訪れる場所であり、本県の観光産業にも大きな損害が生じています。

そのため、文化財の復旧の観点に加え、熊本城が都市公園や観光拠点として果たしてきた重要な役割も踏まえ、早期復旧に向けた強力な支援を求めます。

2.8 都市公園施設等の災害復旧のための設計等に係る国庫補助制度の拡充

今回の地震により甚大な被害を受けた都市公園施設等についても、早急に復旧を行うためには、速やかに調査設計を行うことが不可欠です。

しかし、河川や道路といった公共施設については激甚指定を受けた場合、この調査設計に要する経費が国庫補助の対象となっていますが、都市公園施設等については国庫補助の対象となっておらず、多大な地方負担が必要となっています。

そのため、都市公園施設等においても、道路や河川等の公共施設と同等の国庫補助がなされるよう制度の拡充を求めます。

2.9 被災市街地における創造的復興のための市街地復興計画の策定費に対する全額国庫補助制度の創設

今回の地震により被災した市街地については、多くの家屋が倒壊するとともに道路や河川等の公共施設においても甚大な被害を受けており、これらの被災市街地を復興するためには、新たな将来像を描くための市街地復興計画を策定する必要があります。

しかし、市街地復興計画を策定するための経費について、国庫補助制度はあるものの、被災範囲

が広範に及ぶ市町村においては、多大な負担が必要となっています。

そのため、被災市街地の新たな復興まちづくり計画の策定についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

3 0 被災市街地における土地区画整理事業等についての国庫補助率の嵩上げ

今回の震災により多くの建築物等が滅失した被災市街地においては、土地区画整理事業等を実施し、新たなまちづくりを行うことが必要です。

しかし、被災市街地において土地区画整理事業等を実施する場合、多大な費用負担が生じ、事業の進捗が遅れ、市町村による創造的復興を阻害する要因となります。

このため、東日本大震災と同様、被災市街地における土地区画整理事業等についての国庫補助率の嵩上げを求めます。

3 1 都市公園の植栽等の災害復旧費に対する国庫補助制度の拡充

今回の地震により、都市公園を構成する重要な要素の一つである記念碑や植栽等についても大きな被害を受けました。

しかし、現行制度では、この記念碑や植栽等については、災害復旧の対象となっておらず、多大な地方負担が必要となっています。

そのため、都市公園施設の記念碑や植栽等についても災害復旧の対象となるよう国庫補助制度の拡充を求めます。

3 2 流域下水道災害復旧工事に係る国庫補助制度の拡充

今回の地震により、県が管理する流域下水道は大きな被害を受けました。下水管渠の被災については、カメラ調査等により被害箇所の絞り込みを行い、災害査定資料を取りまとめる調査設計が必要になりますが莫大な費用となります。

これらの費用については、激甚災害の指定により国庫補助の対象となっていますが、災害査定額に応じた上限が設定されており、要した費用と比較して十分な財政措置がなされないことが想定されます。

そのため、調査設計に要した額に応じた国庫補助がなされるよう制度の拡充を求めます。

また、下水道災害復旧に係る工事費についても、東日本大震災と同様の財政支援を求めます。

3 3 公共下水道の管路一次調査及び二次調査に係る委託費用についての国庫補助制度の拡充等

今回の地震により、県内市町の公共下水道は大規模な災害復旧が必要となっており、下水管渠の被災については、一般的に緊急調査、管路一次調査、管路二次調査を行いながら被害箇所の絞り込みを行い、災害査定資料を取りまとめる必要があります。

しかし、調査は、災害査定までの短期間に実施する必要があり、また、カメラ調査等を行うため、

莫大な費用がかかりますが、現行制度では、下水道の管路一次調査及び二次調査については、災害査定額に応じた上限が設定された補助率の1/2 国庫補助制度しかありません。

このため、管路一次調査、管路二次調査の委託費用についての国庫補助制度の拡充を求めます。
また、下水道災害復旧に係る工事費についても、東日本大震災と同様の財政支援を求めます。

3 4 下水道施設の災害復旧事業の対象拡大

今回の地震により、下水処理場そのものに加え、付帯的施設も含めた処理場の施設全体が被災しており、処理場の機能を発揮できていません。

しかし、現行制度では管理的施設は災害復旧の範囲外であり、自治体の負担が大きくなります。
そのため、処理場の管理的施設（車庫、駐車場、樹木及び修景芝等）についても災害復旧範囲とするよう求めます。

3 5 日本下水道事業団による汚水管渠等に関する災害復旧事業の受託業務の拡大

今回の地震により、県及び市町村の下水道は大規模な災害復旧対応が必要となっており、日本下水道事業団に対しては下水処理場に関する災害復旧事業の委託を予定しています。

しかし、現行の日本下水道事業団法では、建設受託業務（管渠）については、雨水幹線、雨水放流管等の再度災害を防止するため特に緊急に建設すべき管渠、更生工法、シールド工法等、特に高度の技術を要する管渠に限られ、極めて限定的になっています。

そのため、幅広く対応できるよう対象業務の拡大を求めます。

3 6 下水道施設の耐震化推進に対する財政支援

今回の地震により耐震化が進んでいない下水処理場や管路等で大きな被害を受けており、今後県及び市町村においては、耐震化を推進していく必要があります。

耐震化推進にあたっては、社会資本整備総合交付金（防災安全）で予算措置がされていますが、施設の老朽化に伴い改築更新への対応も求められ、県や市町村においては財政的な制約から、耐震化の推進が困難な場合が多くなっています。

そのため、下水道施設の耐震化推進について、国庫補助率の嵩上げを求めます。

3 7 阿蘇地域の山腹崩壊に伴う土石流対策及び下流地域の治水対策

今回の地震による山腹崩壊により阿蘇大橋が落橋するなど、大量の崩壊土砂や流出土砂が県管理河川に流入しており、下流地域の治水対策が大きな課題となっています。

今回の土砂量は阿蘇大橋付近の山腹崩壊だけでも百数十万㎡と推察され、土砂撤去を行う場合には、二次災害の恐れがあり、地形的にも厳しく、技術的にも困難な状況です。

そのため、この大量の堆積土砂の撤去に係る技術支援とともに、災害復旧での採択又は国庫補助制度の創設を求めます。

3 8 崩壊土砂流出に対するソフト対策に係る国庫補助制度の創設

今回の地震により崩壊した膨大な土砂については、豪雨出水に伴い土石流となって下流域を脅かす恐れがあります。

しかしながら、現行制度では、堆積土砂の流出の監視を強化し、早期の警戒・呼びかけによる下流域地域住民の警戒避難を促すような国の支援メニューがなく、こうした対策が十分に行えません。そのため、監視、避難体制整備に要するソフト対策の国庫補助制度の創設を求めます。

3 9 下流域へ流下する土砂撤去費用をまかなう国庫補助制度の創設

今回の地震による斜面崩壊で今後数年間にわたり、下流域へ流下し、大津町、菊陽町及び熊本市地域の河道内に堆積することは明らかで、治水安全度を著しく低下させます。

しかしながら、現行制度では、長期的、継続的に堆積する河道内の土砂の撤去を実施する支援メニューがなく、こうした対策が十分に行えません。

そのため、今後数年間にわたり河道内に埋塞した土砂撤去が可能となる国庫補助制度の創設を求めます。

4 0 河川堤防の耐震化の推進及び海岸部の地震津波対策の財政支援

今回の地震により、白川・緑川における治水上特に重要な直轄管理区間の堤防が損傷を受けたことを踏まえ、損傷箇所¹の早期復旧を図るとともに、今後、県内直轄河川の必要な箇所について堤防耐震化の推進を求めます。

また、今後発生する地震において、海岸部では地震津波による甚大な被害が予想されます。

しかし、県管理の海岸部での地震津波対策を実施しているものの、その対策については十分であるとは言えません。

そのため、今後の地震津波対策として必要となる水門や陸閘の自動閉鎖化、また、それらの遠隔操作化や陸閘の常時閉鎖化などの対策、並びに河川や海岸堤防の耐震化に対する事業について、交付金制度の採択要件の緩和とともに、十分な予算配分を求めます。

4 1 油流出事故対応経費に係る国庫補助制度の創設

今回の地震により、各地でビニールハウス用のオイル缶が倒壊し、水路等を通じて県管理河川に大量の油が流出したため、吸着マット等により対応を行いました。

しかし、現行制度では、災害対応のために不可欠な事業であるにも関わらず、国の支援メニューがなく、全額地方負担となっている状況です。

そのため、管理河川の震災に伴う維持管理に要する国庫補助制度の創設を求めます。

4 2 防災力を高める耐震強化岸壁の整備

重要港湾である熊本港と八代港は、海の玄関口として、また、物流と人流の拠点として重要な役割を担っています。また、今回の地震においては、両港を活用した支援物資の供給など、人的支援活動の拠点にもなっています。

しかし、現在のところ、両港は耐震強化岸壁の整備がなされておらず、今後甚大な被害が発生する可能性があります。今回の復旧・復興を通じて、物流・人流拠点の強靱化を推進するためには、耐震強化岸壁の整備が不可欠です。

そのため、両港における耐震岸壁の整備について、国直轄事業による整備を求めるとともに、整備費用に係る直轄事業負担金の支払免除を求めます。

4 3 港湾の人流・物流施設の復旧における港湾災害復旧事業対象外の施設復旧に対する財政支援

今回の地震により、熊本港の港湾管理道路が液状化により通行に支障が出るなど、各港で甚大な被害を受けました。

しかし、現行制度上では、港湾関係起債事業で整備した施設等の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。

そのため、これら災害復旧事業対象外の港湾施設や港湾分譲地についても公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象に含めるよう対象範囲の拡大を求めます。

4 4 風評被害対策についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、県内港の破損、高速道路をはじめとする陸上アクセス環境の悪化、更なる地震被害への懸念など、県内港の安定的利用への不安が、国内外の荷主企業の間広がっています。

地震の影響で定期コンテナ船が抜港したのは、八代港で1回、熊本港で2回のみであり、港の機能は既に回復していますが、このまま風評被害が広がると、国際コンテナ貨物の流出・減少が予想されます。

そのため、県内港利用に係る不安払拭のため、国においても対策を実施するとともに、本県が実施する国内外でのセミナーをはじめとする広報対策についての国庫補助制度の創設を求めます。

4 5 阿蘇地域の山腹崩壊に伴う港湾区域内への流出土砂撤去に係る国庫補助制度の創設

今回の地震による山腹崩壊により大量の土砂が河川に流入しており、すでに河口部において確認されています。

この流出土砂が、今後長期的かつ継続的に河口域に近接する港湾へ堆積することは明らかで、港湾機能を著しく低下させます。

そのため、今後数年間にわたり港湾区域内に堆積する土砂撤去を行うための国庫補助制度の創設を求めます。

4 6 熊本港における埋立護岸の整備に係る国庫補助率の嵩上げ

熊本港では、航路整備や維持工事により発生した土砂を港内の第3工区埋立処分場に受け入れているが、平成29年度には満砂状態となるため、土砂の受入容量を確保するため第2工区の高上工事を実施しているところだ。

しかし、今回の地震による山腹崩壊による大量の土砂がすでに河口で確認されており、河口域に隣接する港湾へ堆積することは明らかで、その土砂処分場となる熊本港第3工区処分場は、想定より早い時期に満砂状態となる可能性が高いことから、第2工区の処分場高上整備が急務となっています。

そのため、第2工区の処分場高上工事については、熊本地震に伴う緊急的な対応を必要とするところから、国庫補助率の嵩上げを求めます。

4 7 阿蘇地域の山腹崩壊に伴う港湾海岸への漂着流木の除去に係る国庫補助率の嵩上げ及び補助制度の採択要件の緩和

今回の地震により、阿蘇地域では山腹崩壊が発生し、たくさんの倒木も見られます。

今後、梅雨や台風などの出水期に、下流域へ流下し海まで到達する可能性があり、その流木が港湾海岸に漂着します。平成24年に発生した九州北部豪雨においても、多数の流木が港湾海岸へ漂着し除去作業を行ったところだ。

現行制度上、港湾海岸への漂着流木の除去費用については、一定規模に達した場合1/2の国庫補助がありますが、この度の震災では、現行の補助率では地方負担が過大になります。また、降雨等の影響により、流木が段階的に漂着することも考えられます。

そのため、現行補助率の嵩上げ及び補助制度の採択要件の緩和を求めます。

4 8 地震対応に繋がる港湾施設の整備に係る予算配分と国庫補助率の嵩上げ

今回の地震において、港湾は支援物資の供給等支援活動の一つの拠点となりました。

今後発生する地震に対応するためには、老朽化した岸壁や緊急輸送道路としての臨港道路、防波堤等、早急に維持補修を実施し、支援活動が迅速に行える状態にしておく必要があります。

そのため、港湾施設の維持補修等の整備が図られるよう特段の予算配分と国庫補助率の嵩上げを求めます。

4 9 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の対象要件の特例緩和措置

連日にわたる大地震（前震、本震）とその後1,700回を超える余震により、多くの家屋及び宅地が被害を受け、いまだ多数の県民が避難所や車中での避難を余儀なくされています。この状況を解消していくためには、被害を受けた宅地擁壁等の復旧が必要です。

そこで、被害を受けた宅地擁壁等の復旧のため、過去の震災と同様に災害関連緊急急傾斜対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択要件を、自然斜面のみから、人工斜面（宅地擁壁

等)も対象とするよう求めます。

また、がけ高や保全対象人家等といった対象要件が厳格であり、復旧・復興が進まず、次期降雨や余震等により被害が拡大し、周辺の住家や各種公共施設等に甚大な被害が生じる恐れがあります。

そのため、迅速かつ確実な対応を可能とし、二次災害の防止と民生の安定を図るため、採択要件に特例の創設を求めます。(平成28年6月13日付国水保第16号で特例措置実現済み)

なお、被害を受けた宅地擁壁等は、一刻も早い復旧が必要な状況のため、今後は、早期の事業採択に向けて特段の御配慮をお願いします。

5 0 災害関連緊急地すべり対策事業の対象要件の特例緩和措置

連日にわたる大地震(前震、本震)とその後1,700回を超える余震により、多くの家屋及び宅地が被害を受け、いまだ多数の県民が避難所や車中での避難を余儀なくされている状況です。被災を受けた住宅及び宅地においては、住宅団地の開発時に盛土された部分が地すべりを起こし被災している箇所が見受けられます。

そこで、被害を受けた宅地の復旧のため、災害関連緊急地すべり対策事業において盛土地すべりも対象とするよう求めます。

また、地すべり面積や保全対象戸数等といった対象要件が厳格であり、復旧復興が進まず、次期降雨や余震等により被害が拡大し、周辺の住家や各種公共施設等に甚大な被害が生じる恐れがあります。

そのため、迅速かつ確実な対応を可能とし、二次災害の防止と民生の安定を図るため、採択要件に特例の創設を求めます。

5 1 震度5以上を観測した市町村における土砂災害危険区域等からの移転促進事業に係る国庫補助制度の創設

今回の地震により、土砂災害危険区域に存在する家屋についての危険性が高まっています。熊本県では、土砂災害特別警戒区域内に存する家屋に関して、移転を促すため県単独投資による補助制度を創設しています。

今般の地震を契機に、危険地区からの移転を検討する動きもみられ、特に震度5以上を観測した市町村においては、申請が増加する可能性があり、県費での対応が困難となることが想定されます。

そのため、県民の安全・安心を確保するため、危険区域からの移転促進のための新たな国庫補助制度の創設を求めます。

5 2 白川上流域における多数の山腹崩壊等の実態把握、影響評価及びその対策方法検討の技術的及び財政支援

南阿蘇村や阿蘇市における多数の山腹崩壊等に伴い、今後の降雨により大量の土砂が黒川、白川へ流入する可能性が高まっています。

今後の降雨により、目に見えない亀裂や地盤が脆弱になっている箇所での法面崩壊等が多く発生することが予測され、流出土砂によって黒川、白川の流下能力の低下が懸念され、特に中流域(直

轄区間)での洪水は、熊本市街地などに甚大な二次被害を及ぼすこととなります。

また、7名が犠牲となった南阿蘇村の高野台団地や火の鳥温泉地区等については、崩壊発生メカニズムが不明であることから、土砂災害専門家による詳細な調査・分析による実態把握が必要であると考えています。

そのため、白川上流域における多数の山腹崩壊等の実態把握、影響評価及びその対策方法検討の技術的及び財政支援を求めます。

5.3 再度災害防止のための災害関連緊急事業等の国庫補助率の嵩上げ及び早期採択

今回の地震により、県内では山王谷川地区をはじめ数十件の災害関連緊急事業の対象と判断される箇所が発生しています。

これらの箇所においては、崩壊した土砂が溪流に堆積しているとともに、今後の余震や大雨等により、さらなる土砂の崩壊等が発生し放置すれば、下流に著しい土砂災害を及ぼす恐れがあるなど、緊急に砂防設備の設置などの対策が必要となっています。

そのため、これらの箇所の災害関連緊急事業等を強力に推進することが必要であることから、国庫補助率の嵩上げ及び早期採択を求めます。

5.4 危険地区把握のための緊急点検についての国庫補助制度の創設等

今回の地震により多くの地域の地盤が不安定となり、二次的被害防止が喫緊の課題となっています。そこで、震度5強以上を観測した地域における危険箇所（急傾斜地崩壊地域や地すべり防止区域など約6,000箇所）について、緊急点検を行い、住民に対してその安全度を周知する必要があります。

しかし、現行制度では、直接工事等に結びつかない点検については、日常点検と同様であると解され、国庫補助制度もなく、地方負担が強いられている状況です。

そのため、震度7を記録する地震が2度発生したという観測史上例のない大地震であるということとを踏まえ、二次的被害防止につながるような緊急点検に係る国庫補助制度の創設を求めます。

5.5 砂防施設内の土砂撤去に係る国庫補助制度の創設

今回の地震により、多くの砂防指定地において土砂崩れが発生し、多くの土砂が流出しています。

これまで県では、砂防地内での崩土撤去等については、維持管理の一環として県の単独予算にて対応してきたところですが、今回の「熊本地震」では崩壊箇所数のみならず、崩壊土砂量が莫大なことから、撤去費用が極めて多額に上り、全額地方負担での対応は困難です。

そのため、新たな国庫補助制度の創設を求めます。

5.6 応急危険度判定活動、被災宅地危険度判定の経費に係る国庫補助制度の創設

今回の地震により、県内で多くの土地・建物が損壊しました。市町村からの要請に基づき、それ

らの土地・建物について一刻も早く応急危険度判定を行う必要があるため、他県からの自治体職員や、民間人からの応援人員の確保が不可欠です。また、危険と判定され居住が困難となった方々からの相談窓口の設置も必要となります。

しかし、現行制度では、支援実施計画の作成や、応援人員の派遣等を行う「支援本部」に伴う経費等の国庫補助制度がありません。また、被災した方々のための建築物等再建相談窓口の創設費用（外部委託）についても同様に国庫補助制度がありません。

そのため、支援本部設置に伴う経費、相談窓口創設に係る新たな国庫補助制度の創設を求めます。

5.7 被災建築物の損壊状況調査、修繕及び建築物の耐震化に対する財政支援

今回の地震により、家屋の一部損壊を受けているものが多くあります。住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、その損壊状況調査及び修繕が不可欠です。また、今後の地震に備えた建築物の耐震化が必要です。

しかし、現行の制度では、被災建築物の調査及び修繕に要する費用に対する財政支援がありません。また、耐震診断及び改修については補助対象が住宅及び防災拠点等の一部の建築物に限られていること、国庫補助率の上限も診断については1/3、改修については11.5%と限られていることから、これらの対策に関する自己負担や地方負担が多額になることが予想されます。

そのため、被災建築物の調査・修繕に対する国の新たな財政支援制度の創設並びに耐震診断・改修に関する補助対象範囲の拡充と補助率の嵩上げを求めます。

5.8 造成宅地滑動崩落緊急対策事業の創設

住宅宅地の擁壁等が転倒・崩壊したり、クラックが発生したりするなど多数の住宅擁壁等の被害とともに、住宅団地内における盛土部の地すべりが発生しています。このまま放置すれば、次期降雨や余震等により被害が拡大し、周辺の住家及び各種公共施設等に甚大な被害が生ずる恐れがあります。

そのため、迅速かつ確実な対応を可能とし、二次災害の防止と民生の安定を図るため、東日本大震災と同様、造成宅地滑動崩落緊急対策事業の創設を求めます。

5.9 建築基準法による建築制限期間等の延伸

今回の地震により、建築基準法の対象となる市街地も大きな被害を受けましたが、現行法上、被災市街地における建築制限については、建築基準法第84条の規定により、都市計画等のため必要があるときは、区域を指定し、災害発生から1ヶ月以内の期間を限り、その区域内の建築等を制限でき、また、この期間は1ヶ月の延長をすることができるとされています。

しかし、このたびの震災では、甚大な被害を受けており、早急にまちづくり計画を策定するのは困難な状況です。

そのため、災害発生から1ヶ月以内とする建築制限の開始日及びその期間（最大2ヶ月）の延伸を求めます。

6 0 建築基準法による応急仮設建築物に対する制限緩和期間の延伸

今回の地震により、公共・民間問わず建築物が大きな被害を受けました。現行法上、国や地方公共団体等の災害救助のために必要な応急的な仮設建築物の建築や被災者が自ら応急的に使用するための小規模な応急仮設建築物の建築については、建築基準法第 85 条の規定により、災害発生から 1 ヶ月以内の期間にその工事に着手するものは、建築基準法の適用を除外されています。

しかし、このたびの震災では、甚大な被害を受けており、早急に仮設建築物の建築に着手することが困難な状況です。

そのため、復興に向けた取り組みを円滑に行えるよう、建築基準法の適用を除外することができる期間の延伸（最大 2 ヶ月）を求めます。

6 1 大規模盛土造成地変動予測調査費に対する国庫補助率の嵩上げ

今回の地震により、特に大規模盛土造成地については、地すべりの危険性が高まっていることが想定されます。

現行制度上、大規模盛土造成地変動予測調査費に対しては、1/3 の交付金が交付されますが、このたびの震災では、現行の交付率では地方負担が過大になります。

そのため、国庫補助率の嵩上げを求めます。

6 2 大規模盛土造成地滑動崩落防止費に対する国庫補助率の嵩上げ及び国庫補助対象範囲の拡大

今回の地震により、特に大規模盛土造成地については、地すべりの危険性が高まっていることが想定されます。

現行制度上、大規模盛土造成地滑動崩落防止費に対しては、1/4 の交付金が交付されますが、このたびの震災では、現行の交付率では地方負担が過大になります。

そのため、現行国庫補助率の更なる嵩上げや、要件の見直しを行うことによる国庫補助対象範囲の拡大を求めます。

6 3 被災案件の確認検査を担う指定確認検査機関の体制整備等

今回の地震により、多くの方々が住居を失い、今後新たな建物の建設が予想されます。その際、建築基準法に基づく「確認」及び「検査」が必要となりますが、その大半を担う民間の指定確認検査機関では膨大な件数に対応せざるを得ない状況が考えられるため、その体制整備が必要です。また、被災者が建築主となった場合、その経済的負担を軽減することも併せて必要です。

しかし、現行の制度ではその体制整備の支援や「確認」及び「検査」に係る手数料の減免に対する財政支援措置はありません。

地震からの復旧・復興に向けて、被災者の負担を軽減しつつ建築確認手続きの円滑化を図るため、東日本大震災と同様に、被災者が建築主となる建築物に係る「確認」及び「検査」の手数料の減免措置を指定確認検査機関が実施する場合の財政支援を求めます。

6 4 新たな液状化対策事業の創設

今回の地震により、液状化による宅地への大規模な被害が地域に散在しています。

現行制度の宅地液状化防止事業は、区域面積や家屋数等の対象要件が大規模な一団の土地を想定したものとなり、地域に散在する液状化宅地を対象とすることはできません。

また、現行の交付率では個人や地方の負担が過大になり、多くの液状化宅地を抱える地域においては、事業実施が困難な状況です。

そのため、今回の震災を踏まえた新たな液状化対策事業の創設を求めます。

6 5 木造建築物に対する風評被害の発生防止

今回の地震により、県内では1 4 万棟を超える住宅が全壊、半壊、一部破損の被害を受けています。被災者の早急な生活再建に向けて、住宅の再建に伴う県産材需要にしっかりと応えていくためには、関係機関が連携して取り組む必要があります。その際、国においては、木造住宅は地震に弱いという風評が発生しないよう対応を求めます。

6 6 被災県営住宅の災害復旧等に係る国庫補助制度の拡充

今回の地震により、県内の県営住宅（42 団地）のうち、熊本市近郊の団地（40 団地）が大きな被害を受けました。居住者の安全安心を取り戻すために早急な調査、工事が必要です。

しかし、現行制度では、被害状況把握のための調査については、国庫補助制度がありません。また、復旧工事については 1/2 が国庫補助対象経費です。

そのため、災害時における被害状況調査に対する新たな国庫補助制度の拡充及び復旧工事については東日本大震災と同様の財政支援を求めます。

6 7 災害公営住宅整備等に係る国庫補助制度の拡充

今回の地震により、3 万戸を超える家屋が全壊若しくは半壊し、災害公営住宅の整備が不可欠です。

しかし、災害公営住宅の整備（建設）については、国庫補助率が 2/3（激甚災害の場合 3/4）、既設公営住宅の復旧については 1/2（激甚災害の場合、嵩上げあり）となっており、今後の整備、復旧にあたっては地方負担が大きくなります。

そのため、災害公営住宅の整備及び既設公営住宅の復旧について、東日本大震災と同様の財政支援を求めます。

6 8 （独）住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等

今回の地震により、多くの方々が住居を失い、今後の住宅再建については多額の個人負担が必要となってきます。

しかし、現行の住宅融資金利では個人負担が大きいままであり、住宅再建の資金繰りが困難です。また、既に借入を受けている方々にとっては返済が困難な状況にあります。

そのため、東日本大震災と同様、(独)住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資において融資金利の引下げ(当初5年間は0%等)、(独)住宅金融支援機構の既往貸付者に係る返済期間等の延長及び払込猶予期間中の金利引下げの措置の拡充を求めます。

69 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

今回の地震により、多くの方々が住居を失い、高齢者についてもその例外ではなく、今後の住まいについて確保することが不可欠です。

しかし、現行の制度では、国庫補助の対象は、新築の場合、事業費の1/5の45/100、改修の場合は事業費の2/3の45/100となっており、民間事業者の負担が大きくなっています。

そのため、民間事業者の着工を促すためにも、東日本大震災と同様、被災地における高齢者の居住の安定を確保するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備に対し支援の拡充を求めます。

70 地震により被災した空き家等を代執行で除却・修繕した際にやむを得ず未収金となった場合の財政支援

地震により、多くの建物が損壊を受け、空き家についても例外ではありません。被災した空き家等は放置しておくことと住民に危害を及ぼすこともあるため、行政代執行により除却・修繕する場合があります。

しかし、代執行した際にその費用をやむを得ず未収となった場合は、国の支援メニューがなく、執行した自治体の負担となります。

そのため、災害時の緊急対応という趣旨を踏まえ、代執行における未収金の発生についての新たな国庫補助制度の創設を求めます。

71 木造の長期優良住宅の供給促進

今回の地震により、多くの方々が住宅を失い、また、住宅生産や林業に関わる地域産業も大きな被害を受けました。今後、被災者の恒久的な住まいの確保の支援や、住宅生産や林業に関わる地域産業の復興・活性化を図ることが不可欠です。

しかし、現行の制度では、長期優良住宅の認定を受けるメリットとしては税制関係の軽減等のみであり、建設そのものへの補助はありません。

そのため、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良住宅の建設に対する補助を求めます。

72 公共土木施設災害復旧事業制度の簡素化と弾力的運用

今回の地震により、県内では、県、市町村を合わせ3,300箇所以上の災害が発生しており、早期

の復旧が求められています。

しかしながら、このように大規模な災害発生の災害復旧においては、県及び市町村の復旧の申請事務が停滞し、速やかな復旧が図れない事態が生じる恐れがあります。

そのため、査定申請等の事務手続き簡素化を求めます。

7.3 入札手続きの簡素化による迅速な予算執行

今回の地震により、緊急輸送道路である国道57号など、国管理の公共土木施設も多くの箇所被災しました。これらの施設の早期復旧は、支援物資及び災害復旧工事の資材輸送など、県全体の復旧・復興には待ったなしの状況です。

しかし、現行制度では、全ての建設工事の入札方式は原則、一般競争入札（総合評価方式）であり、入札契約手続きに一ヶ月程度の期間を要しています。

このため、国の直轄事業の発注に当たっては、地震からの早期復旧・復興のため、予算確保とともに、入札手続きの簡素化等による迅速な予算執行を求めます。

7.4 災害復旧復興の建設資材、燃料等の安定供給について

今回の地震により、多くの公共土木施設等が被災したため、今後は災害復旧や復興事業に関する工事が集中的に行われます。

このため、安定的な建設資材や建設労働者の確保と、被災地の状況に応じた設計労務単価や歩掛、諸経費率の設定などについて適切に設定していただくよう求めます。

7.5 電子基準点をはじめとする三角点・水準点の早期公表について

今回の地震発生による地盤変動の影響から、三角点・水準点の測量成果が公表停止となっており、災害復旧工事に向けた測量設計業務に支障を来しているため、各種基準点等測量成果の早期公表を求めます。

7.6 被災箇所等におけるレーザー測量成果の提供について

今回の災害が、大規模かつ広域にわたり発生していることから、被災箇所の現状把握と共に、梅雨期の事前対応並びに住民避難に資するソフト対策検討のため、国土地理院で実施された航空レーザー測量等の成果の提供を求めます。

7.7 公共測量に必要な国家基準点の早期公表及び地籍調査により設置した基準点の改測の国直轄事業による実施

公共測量の基本となる国土地理院所管の国家基準点について、今回の地震によりズレが生じて

いるため、電子基準点を除きその成果の公表が停止している状態となっています。

そのため、早急に国において基準点の補正に関する調査を行い、一刻も早い成果の公表を求めます。

また、国家基準点の改測で補正困難な地域においては、より配点密度が高い市町村設置の地籍図根点の改測作業が有用と考えます。しかし、市町村においては、住民生活等に直結する復旧・復興業務に邁進しており、改測作業を実施する余力がないことから、東日本大震災での国家基準点の補正実績などの多様なノウハウを活かした、国直轄による早急な事業実施を求めます。

7 8 地籍調査の再調査に係る国庫補助率の嵩上げ

今回の地震により、被災した地域においては、基準点等の測量成果にずれが生じ、公共施設等の復旧や整備を行うためには、地籍調査の再調査等が必要となることが想定されます。

しかし、現行制度上、公共施設整備に係る地籍調査の再調査に係る経費については、国庫補助制度はあるものの、被災範囲が広範に及ぶ市町村においては多大な負担が必要となります。

そのため、公共施設等の整備に必要な地籍調査の再調査に係る国庫補助率の嵩上げを求めます。

7 9 県内建設業界の積極的活用

地震発生後、地元の建設業者は、道路や河川等の応急復旧やがれき処理、支援物資の運搬など多くの災害対応を行っている状況です。

しかし、これまで公共事業費が減少してきたことにより、地域の建設業者が疲弊し、担い手不足が顕在化しており、将来にわたり今回のような対応ができるかが懸念されます。

このため、国が実施する復旧・復興事業においては、地域防災の担い手である県内地元建設業界の積極的活用を行っていただくことを求めます。

8 0 阿蘇くまもと空港ターミナルビルの復旧に係る国による全面支援の実施

今回の地震により、益城町にある阿蘇くまもと空港ターミナルビルが損壊し、一部搭乗待合室については、応急補修もできず、使えない状況にあり、国内線においては運航の部分再開後、6月2日から地震前の通常運航に戻ったものの、国際線に至っては現時点1路線のみの再開に留まっています。また、その他飲食店や地域とのふれあい広場（展示・交流）などの施設も損傷がひどく復旧の目処はたっておりません。

公共交通機関としての早期の機能回復のためにいち早い復旧が必要ですが、復旧には相当な費用と期間を要します。

そのため、国内外からのゲートウェイ“阿蘇くまもと空港”における重要な公共施設である空港ターミナルビルについて、早期に復旧できるよう、国による全面支援を求めます。

8 1 阿蘇くまもと空港地下道（主要地方道熊本益城大津線）の国による耐震化の実施

阿蘇くまもと空港は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において広域防災拠点に位置付けられていますが、今回の地震により、空港地下道に損傷が見受けられる状況にあります。

また、空港地下道は、1次緊急輸送道路の施設でもありますが、建設後45年が経過し、今後、空港機能や広域防災拠点、緊急輸送道路の機能維持に甚大な影響を与える可能性があります。

そのため、空港地下道の補修及び耐震化については、国による一括工事の実施と十分な予算配分等の特段の措置を求めます。

8 2 第三セクター鉄道である南阿蘇鉄道の災害復旧に対する国庫補助率の嵩上げ等、三陸鉄道と同様の支援の実施

南阿蘇鉄道は、地域住民の足であり、観光にも欠かせない鉄道ですが、今回の地震で多数の橋梁やトンネル等の損傷、大規模な土砂崩れなど甚大な被害により復旧のめどが立たない状況にあります。

また、南阿蘇鉄道は経営基盤がきわめて脆弱であり、強力な支援が不可欠です。

現行制度では、第三セクター鉄道施設の災害復旧事業の国庫補助率は1/4であり、さらに、運賃減収分の補てんや災害復旧調査費についての支援制度がない状況です。

そのため、東日本大震災における三陸鉄道と同様、国庫補助率の嵩上げ(1/4 1/2)等による財政支援の実施を求めます。また、運賃減収分の補てんや災害復旧調査費についても国庫補助制度等の創設を求めます。

8 3 路線バス事業者の施設・車両被害に対する国庫補助制度及び地域間幹線系統確保維持費国庫補助金における被災地特例の創設

今回の地震により、県内の路線バス事業者においては、営業所等の施設や車両に被害が出ているほか、共同で利用しているバスロケーションシステムが損傷し、稼働不能の状況にあります。また、地震発生以降の運休・減便、利用者の減少等により、県内6事業者合計で少なくとも前年比約5億円弱(5月末現在)の運賃収入の減少が生じています。各事業者は、余震が続き利用者が見込めない中であっても、公共交通機関としての役割を果たすべく、早期に運行を再開し、現在はほとんどの路線が通常運行しております。しかしながら、主に熊本都市圏で今なお解消されていない深刻な交通渋滞にバスが巻き込まれており、定時性が確保できていないことなどから、利用者数はなかなか回復せず、運賃減収は今後も拡大する見込みです。

元々経営状況の厳しい路線バス事業において、これらの被害は沿線自治体の補助金負担の増加にも繋がり、ひいては今後の路線維持・事業存続をも脅かすものであることから、被災施設・車両の復旧・更新に対する国庫補助制度及び地域間幹線系統確保維持費国庫補助金における被災地特例(補助対象要件の緩和並びに補助対象経費の拡充)の創設を求めます。

8 4 地域公共交通確保維持改善事業費補助金における被災地特例の創設

今回の地震に伴い、県内 16 市町村 65 箇所（6 月 13 日現在）で仮設住宅の建設が進んでいるところですが、こうした地域においては、被災前の公共交通網で仮設住宅入居者の移動手段を十分にカバーすることが難しく、路線バスや乗合タクシー等の経路の新設又は変更等が必要となるケースが生じております。また、被災者の移動ニーズは、今後復興の段階によって変化していくことから、適宜運行経路や便数等を見直す必要があります。

このようなニーズに対して、その費用を地元負担のみでまかなうことは極めて困難な状況であるため、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金における被災地特例（補助対象要件の緩和並びに補助対象経費の拡充）及び東日本大震災時と同様に、復興の段階に応じた柔軟な地域内輸送を行う市町村等に対する補助制度（地域公共交通調査事業の被災地特例）の創設を求めます。

8 5 J R 豊肥本線の早期復旧への支援

今回の地震により、橋梁の崩落という甚大な被害を受けた阿蘇大橋地区においては、J R 豊肥本線に対しても大規模な土砂流入があり、復旧のめどが立たない状況です。通勤や観光の足として、大変重要な公共交通網が寸断されており、その被害は莫大なものとなっています。

今後、阿蘇大橋地区の砂防事業、道路事業と一体となって早期復旧を進めていただくとともに、J R 豊肥本線の莫大な復旧費用に対して国による財政支援を求めます。

また、J R 豊肥本線の不通により、主に阿蘇地域の生徒等の通学に支障を来しており、バスによる輸送が必要です。

しかしながら、バスの運行等に当たっては、大規模な土砂崩れ等により主要道路が通行できず、大きく迂回することにより相当な費用を要するため、国による財政支援を求めます。

8 6 県営有料駐車場の災害復旧についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、県が管理する地方公営企業の有料駐車場は大きな被害を受けました。熊本市中心部の重要な都市機能を担っている施設の一つであり、県民の利便性向上のためにも被災箇所の早期復旧工事は不可欠です。

しかし、現行では国庫補助制度がなく、早期復旧に支障を来しています。

そのため、東日本大震災と同様、災害対応における工事費等についての国庫補助制度の創設を求めます。

8 7 観光地等の正確な情報発信及び誘客促進に要する経費についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、直接的な被害を受けた地域はもとより、被害の少なかった地域においても、風評被害によりほとんどの宿泊施設でキャンセルが相次ぐ状況となっています。

被災の少なかった地域の風評被害阻止及び被災した観光地のイメージ回復にあたり本県の現状に関する正確な情報を発信することが必要です。

しかし、現行制度では、観光地の情報発信は各地方公共団体あるいは民間事業者の負担により実施されており、大々的で効果的な情報発信ができていない状況です。

そのため、現在実施されている東日本大震災を契機とした風評被害対策事業と同様に、以下のような事業実施に係る国庫補助制度の創設を求めます。

- ・機運醸成のための事業実施（例：官民合同国内旅行振興キャンペーン等）
- ・需要創出に資する事業実施（例：新たな国内旅行需要創出のためのモニターツアー事業等）
- ・九州・熊本への旅行に関する正確な情報発信事業

8 8 国主導による新たな観光地づくりのためのモデル構築事業の実施

今回の地震により、福岡県を除く九州6県でおよそ70万泊がキャンセルになるなど、熊本だけでなく九州全体の旅行者が大幅に落ち込んでいる状況です。九州全体の観光による被災地復興を図るとともに、九州・熊本への効果的な集客を実現するため広域的なエリアを単位とし、官民連携による新たな観光地づくりのモデル構築が必要です。

そのため、例えば、東日本大震災で実施された「東北観光博覧会」のように、国主導による九州をテーマとした新たな観光地づくりのためのモデル構築事業の実施を求めます。

8 9 被災した宿泊施設等の復旧についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、被災地域に存する旅館・ホテルのおよそ7割が、施設・設備等を損傷していること等により通常営業ができない状況にあります。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、民間事業者負担によって復旧工事等が実施される予定です。

そのため、地域経済の停滞を防ぎ、迅速な観光業の復旧を進める観点から、被災したホテル・旅館等宿泊施設や観光施設に係る次に挙げる経費についての国庫補助制度の創設を求めます。

- ・被災した施設の応急措置に要する経費
- ・被災した施設の耐震診断に要する経費
- ・被災した施設の耐震設計及び建替に伴う設計に要する経費
- ・被災した施設の耐震改修及び建替に要する経費
- ・被災した施設の各種設備の復旧または買替えに要する経費

9 0 被災した宿泊施設等の経営相談等に応じる支援体制の整備

今回の地震により、被災地域に存する旅館・ホテルのおよそ7割が、施設・設備等を損傷していること等により通常営業ができない状況にあります。また、地震のイメージから、復旧後も誘客できるか多くの事業者が不安を抱えています。

しかし、現行制度では、被災した宿泊施設等の経営相談等に応じる支援体制の整備について国の支援メニューはなく、経営維持は事業者の自助によるところです。

そのため、地域経済の停滞を防ぎ、迅速な観光業の復旧を進める観点から、被災したホテル・旅館等宿泊施設等の経営相談等に応じる支援体制の整備を求めます。

9 1 外国人観光客を対象とした PR 事業等に対する国庫補助制度の創設

今回の地震により、外国人観光客のキャンセルが相次ぎ、本県に限ってはほぼ 100%キャンセルという状況です。近年、熊本県を含め九州全体では、急速に発展しているインバウンド需要により地方創生を図ってきましたが、その大きな需要を喪失してしまいました。今後このインバウンド需要を取り戻すためには、様々な手段を用いて正確な情報発信等を行う必要があります。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、十分な対策を行うための事業実施が困難です。そのため、県が取り組む次のような内容に対して、国庫補助制度の創設を求めます。

- ・アジア（韓国、中国、台湾、香港）を対象としたプロモーション、旅行会社・メディア招請事業
- ・インセンティブツアーや教育旅行等のキャンセル防止事業

9 2 外国人観光客を対象とした案内掲示の建替え等に要する経費についての全額国庫補助制度の創設

今回の地震により、外国人旅行者向けの案内を含めた観光標識等が被災し、建替えが必要な状況です。また、将来の需要回復に向けて外国人観光客の受入に必要な多言語化を進める必要があります。

しかし、現行制度は、社会資本整備総合交付金制度で地方負担 1/2 となっており、修繕箇所が多数に上るため、修繕費用も多額に上ることが想定されます。

そのため、社会資本整備総合交付金とは別の、外国人観光客受入れ環境整備等についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

9 3 観光地復興のための旅行券発行についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、熊本だけでなく、九州全体の旅行者が大幅に落ち込んでいる状況です。これから夏の観光シーズンを迎えるにあたり、国内観光需要を着実に回復させるため、復興を印象付けるシンボリックな事業を実施する必要があります。具体的には、九州熊本の広域的なエリアを対象とした、地域住民生活等緊急支援交付金（消費喚起型）のような旅行券発行事業を実施することで、誘客を促進することが有効と考えます。

しかし、地方公共団体の自主財源だけで当該事業を実施することは困難です。

そのため、旅行券を発行・販売する事業についての国庫補助制度の創設を求めます。

9 4 地震に伴う緊急点検費（橋梁、砂防を除く）に対する国庫補助制度の創設

今回の地震により、道路、河川、港湾といった公共土木施設が多く被災し、二次的被害防止が喫緊の課題となっています。そのため、緊急点検を実施し、早急に必要な措置を講じなければなりません。

しかし、現行制度では、地震発生により必要になった緊急点検に要する費用に対する国庫補助制度はなく、多額の地方負担が発生しています。

そのため、震度5弱以上を観測した地域における緊急点検費に対する国庫補助制度の創設を求めます。

9.5 防災集団移転促進事業の国庫補助率の更なる嵩上げ及び制度の拡充

今回の地震により、多数の家屋が倒壊し、多くの住民が同じ場所で再び暮らすことが困難と考えられる区域が存在しています。

しかし、現行の国庫補助率及び補助対象限度額、補助対象施設並びに起債内容及び交付税措置では、地方負担が極めて過大になります。

そのため、確実な対応を可能とし、県民の安全・安心を確保するため、現行国庫補助率の更なる嵩上げや、住宅団地の規模要件の緩和、補助対象施設の拡大、移転者の住宅建設費用に対する助成など東日本大震災と同様の制度の拡充を求めます。

9.6 被災宅地復旧促進事業の創設

連日にわたる大地震（前震、本震）により、大規模な宅地被害が発生しています。（H28.6.7現在の被災宅地危険度判定調査の結果では、2,500件以上が「危険」判定）

しかし、現在は、公共施設に影響を及ぼす宅地被害であっても国庫補助制の対象とならない場合が多くあり、個人や地方の負担が過大になることなどから放置され、今後の災害による公共施設への被害が拡大する恐れがあります。

そのため、公共施設の安全対策を推進すべく、公共施設と隣接宅地等との一体的整備を行う、被災宅地復旧促進事業の創設を求めます。

9.7 高速道路の料金割引措置の実施について

今回の地震により、本県の観光をはじめとする多くの主要な産業が深刻な影響を受けており、さらに今後は地震による風評被害の影響が、どこまで及ぶのか計り知れない状況にあります。

そのため、先に予算化していただいた「九州観光支援のための割引付旅行プラン助成制度」の導入に併せて観光産業の更なる活性化を図り、その他の産業においても風評被害を払拭し活力を取り戻す必要があります。

このため、人流の増加促進に大きな効果が期待できる九州縦貫自動車道などの料金割引措置（例えば、熊本県に観光客が来やすい周遊割引等）を求めます。

併せて、実施にあたっては、フェリーやバスなど地域公共交通の利用増加にもつながるようご配慮願います。

9.8 県内有料道路の料金割引措置に対する財政支援について

天草地域では、今回の地震による直接的な施設等の被害は他地域に比べ少ないものの、観光をはじめとする多くの主要な産業が深刻な影響を受け、さらに今後は地震による風評被害の影響が、ど

ここまで及ぶのが計り知れない状況にあります。

そのため、先に予算化していただいた「九州観光支援のための割引付旅行プラン助成制度」の導入に併せて観光産業の更なる活性化を図り、その他の産業においても風評被害を払拭し活力を取り戻す必要があります。

このため、熊本県道路公社が管理する松島有料道路（一般国道324号（上天草市松島町今泉付近から上天草市松島町合津付近まで））に対しても料金割引措置を実施するために必要となる財政支援を求めます。

9 9 まちの復興に欠かすことのできない高度な知見を要する調査・検討の実施について

今回の地震により、地震動に加え断層や地盤の側方流動により市街地全体が壊滅的に被災した益城町等では、断層の位置やその影響範囲の特定といった技術的課題について高度な知見を要するため、復興計画の策定が遅れている状況です。

そのため、これらの高度な知見と判断が必要な課題については、国において必要な調査・検討を行うなど特別の支援を求めます。

各要望項目の地方負担に係る特別な財政措置

各要望項目に係る地方負担分（地方債発行相当額を含む）について、特別交付税による別枠措置を求めます。

省庁別要望事項 【環境省関係】

1 自然公園施設の災害復旧費についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、阿蘇くじゅう国立公園内の阿蘇山上等への給水施設、草千里園地をはじめ駐車場、休憩所、遊歩道など、多くの自然公園施設が被害を受け、現在、県立公園を含め県内 28 施設で被害が確認されています。阿蘇を中心に県内観光地は壊滅的な打撃を受けており、自然公園施設の危険箇所の撤去や県の重要な観光資源である自然公園施設の復旧を行うことは本県の再生のために不可欠です。

しかし、現行制度では、国の支援メニューがなく、多額の費用を要することから、早期復旧に支障をきたしています。

そのため、自然公園施設を安全で快適な施設として再建できるよう、災害に係る調査、危険箇所の撤去及び自然公園内施設の再建についての国庫補助制度の創設を求めます。

2 阿蘇地域の創造的復興に向けた国の積極的取組

阿蘇地域は、世界農業遺産、世界ジオパークにも認定された年間 1 5 0 0 万人以上が訪れる我が国を代表する観光地であります。

阿蘇の復興は、熊本地震の復興の象徴となり、県民の希望にもつながることから、「阿蘇・くじゅう国立公園」をナショナルパークジャパンの中核として位置づけ、国をあげて、インバウンド需要につながるような創造的な復興に取り組まれることを求めます。

3 地下水位観測施設に係る災害復旧費についての国庫補助制度の創設

今回の地震により、地下水位の常時監視を行う施設の井戸標高の変動が予想されるとともに、観測機器の故障（6 箇所）等が発生しており、地下水位の正確な監視に支障をきたしています。熊本県では、水道資源の 8 割を地下水で賄っていることから、地下水の水位等を常に監視し、必要な対策をとる必要があります。

しかし、現行制度では、これらの装置の災害復旧について、国の支援メニューがなく、多額の費用を要することから、早期復旧に支障をきたしています。

そのため、地下水の安定的な常時監視を続けることができるよう、地下水位観測施設に係る災害復旧費についての国庫補助制度の創設を求めます。

4 廃棄物処理施設災害復旧費についての国庫補助率の嵩上げ

今回の地震により、多くの廃棄物処理施設が被害を受け、熊本市東部環境工場などごみ処理施設 8 施設、し尿処理施設 5 施設の被害が確認されている状況です。被災市町村の住民生活の再建に向けて、災害廃棄物処理を、早期かつ円滑に進める必要があります。

しかし、市町村等の廃棄物処理施設の災害復旧費に対する国庫補助は 1/2 となっており、多額の費用を要し、地方負担が過大となっています。

そのため、東日本大震災と同様、廃棄物処理施設を早急に再建できるよう、災害復旧費についての国庫補助率の嵩上げ（1/2 8/10～9/10）を求めます。

5 災害廃棄物処理事業費についての国庫補助率の嵩上げ及び補助対象範囲の拡大等

今回の地震により、地震による家屋全半壊などが 145,060 棟（H28.6.19 現在）となっています。また、応急危険度判定で危険と判断された住宅は、15,708 棟と、東日本大震災の 11,699 件及び阪神・淡路大震災の 6,476 棟を大幅に超えており、史上最大規模となっています。未だ全容が把握されておらず、今後大幅な増加が見込まれます。家屋倒壊等に伴い多くの災害廃棄物が出ている状況にあり、被災市町村の住民生活の再建に向けて、災害廃棄物処理を、早期かつ円滑に進める必要があります。

しかし、現行制度は、補助率が 1/2 となっており、災害廃棄物の収集・運搬及び処分に交付対象が限られていることから、市町村の負担も大きいものとなっています。

そのため、東日本大震災と同様、早期かつ円滑な災害廃棄物処理を行うため、災害廃棄物処理事業費についての国庫補助率を嵩上げしたうえで、市町村が行う庁舎や病院等の解体費用、災害廃棄物の仮置き場にかかる管理費用、造成費用や処理計画の策定費用などの事務費を追加するなど補助対象範囲の拡大を求めます。併せて、災害査定時において補助制度の柔軟な運用を求めます。

また、災害廃棄物の分別、収集・運搬等に関する国及び他自治体からの技術的支援や専門職職員の派遣の継続を求めます。

6 環境影響評価法の適用除外対象範囲の拡大

今回の地震により、阿蘇市、南阿蘇村などで大規模な土砂災害が発生し、壊滅的な被害を受けている状況です。これらの被災地では、同地での復旧が困難な場合、被災地以外の場所において災害復興のための事業を実施することが必要です。

しかし、現行制度では、当該事業を実施する場合、環境影響評価手続を経る必要があり、早急な復旧事業ができません。

そのため、当該事業に関して、環境影響評価手続の適用除外を定めた環境影響評価法第 52 条第 1 項の対象とするよう求めます。

7 地域防災拠点整備のための再生可能エネルギーや蓄電池整備についての全額国庫補助制度の創設

今回の地震により、甚大な被害を受けた市町村において、公共施設等を地域防災拠点や避難所として機能させるためには、非常時に備え電源を確保するための再生可能エネルギーや蓄電池の整備が必要です。

そのため、被災市町村等への再生可能エネルギー設備等の導入が可能となるよう、国の平成 28 年度予算で措置された再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金等を活用する場合、地方負担なく事業が行えるよう全額国庫補助制度の創設を求めます。

8 バイオマス発電所において一般廃棄物を受入れる場合のF I Tの特例の創設

木質バイオマス発電所は、通常は一般廃棄物の受け入れはできません。地震により倒壊した家屋の廃材等一般廃棄物について、災害時に限りそれを受け入れる場合においては、F I Tの適用が受けられるよう特例制度の創設を求めます。

9 被災した温泉・湧水の復旧に係る国庫補助事業の創設及び法的要件の緩和

今回の地震により、旅館・ホテルの温泉が止まったり、湯量が減ったりなどしています。本県は、全国でも有数の温泉地であり、迅速な復旧が図れなければ、旅館・ホテルの廃業だけでなく、観光業、ひいては地域経済の衰退につながりかねません。

しかし、現行制度では、激甚法に基づく災害復旧費補助事業がありますが、事業協同組合等の共同施設のみが対象になっており、対象外の施設を所有する事業者については復旧経費が全額自己負担となります。加えて、復旧工事を実施するに当たり、温泉法の規定（諸条件）が、迅速な復旧の妨げとなっています。

東日本大震災において「グループ補助金制度」が創設されましたが、1/4の事業者負担が生じます。他の産業と比較して、宿泊施設等は風評被害により施設復旧後も経営が厳しいことが予想されることから、零細な旅館・ホテルにとって過大な負担は困難です。

そのため、次の内容を含む国庫補助制度の創設を求めます。

- (1) 被災した温泉及び湧水の水脈調査に要する経費及び再掘削に伴うボーリング調査に要する経費への支援
- (2) 被災した温泉及び湧水の掘削費用、設備設置（揚水ポンプ・ボイラー設備等）に要する経費への支援

また、温泉の掘削許可等温泉法の規定の要件緩和（災害により枯渇等した源泉の再掘削の申請手続きの免除等）を求めます。

10 浄化槽の復旧に係る財政支援

今回の地震により浄化槽は多くの被害を受けましたが、現行制度では、市町村設置型浄化槽を対象とした廃棄物処理施設災害復旧事業は一定規模(400千円)以上の事業費のみが対象となり、かつ、激甚災害指定に伴う特別の財政援助の対象外であること、個人設置型浄化槽は平均的な設置費用の4割しか公費負担されず、かつ、浄化槽修理に特化した助成制度がないことなど、復旧に当たって設置者の負担が大きくなっています。

加えて、浄化槽の維持管理について公的助成制度はありませんので、被災した市町村及び個人においては、浄化槽の復旧とともに維持管理に係る負担も重なってきます。

今後、浄化槽の被害基数の大幅な増加に伴い市町村の事務量の増大が想定されますが、浄化槽設置整備事業や浄化槽市町村整備事業の事務費では人件費が対象となっておらず、被災市町村の人件費負担の増大が懸念されます。

そのため、廃棄物処理施設災害復旧事業の対象及び適用要件の緩和並びに助成率の引き上げ、被災者の生活基盤の確保及び被災地域の早期復興のため個人設置型浄化槽整備に係る助成率の引き上げ及び浄化槽修理に特化した助成制度の創設、被災市町村及び住民の経済的負担を軽減するため浄

化槽の維持管理を対象とした助成制度の創設、及び復旧に係る事務量の増加に対応するため整備事業に係る人件費を助成の対象とすることを求めます。

1.1 ペットとの同行避難や被災動物の救護活動等に対する支援制度の創設

今回の地震により、ペットとの同行避難のあり方が課題となりました。動物好きな人とそうでない人がいる中、長期化する避難生活において、避難所、仮設住宅それぞれの段階において状況に応じた支援が必要です。また、飼い主がいなくなったペットを収容し、健康管理も含めた適切な飼育と新しい飼い主を探すニーズも生じております。

これらの問題に対応するための専用飼育所(災害動物救護施設)や一時預かり施設の設置・運営、衛生環境の維持向上など様々なニーズに柔軟に対応するための、人的、物的、技術的な直接支援制度の創設を求めます。

各要望項目の地方負担に係る特別な財政措置

各要望項目に係る地方負担分(地方債発行相当額を含む)について、特別交付税による別枠措置を求めます。

